

浦添市緑の基本計画

改定版

# ティーダヌファミどり計画

～ひと・みどり・時をつなげる ふるさとの風景づくり～



令和2年5月

浦添市



## はじめに



「みどり」は、大地に根をはり、青々とした葉が涼しい陰を提供し、花を咲かせて潤いや安らぎといった精神的な感動をわたしたちに与えてくれます。また、花や実、水辺は虫や小鳥などの小動物をまちの中に呼び込み、自然を身近なものにします。さらに、まちづくりの中で「みどり」は、美しい風景を彩る重要な要素であると同時に、まちの安全を確保し、快適な都市環境を調整する上でも大切なものです。

浦添市は、かつて市域のほとんどが「みどり」に包まれた田園的風景がひろがっていましたが、第二次世界大戦によって灰燼と化しました。戦後、那覇市の近郊都市として市街化が進む中、「みどり」も徐々に回復しますが、区画整理事業や宅地開発、市内幹線道路等の建設がさらに進んだことにより、現在は市域面積の約 17%にとどまっております。残された「みどり」の中には、生態系ネットワークの基盤となる貴重なみどりと、本市の歴史や文化を伝える重要なみどりが含まれており、それらを保全し後世に引き継ぐことがとても重要です。

そのため、今後はまちづくりをさらに進める過程で、現存する「みどり」の保全に尽力することはもちろんのこと、公共施設における緑化、民有地内における緑化支援の充実、これまでの行政と市民のみどりのつながりを、気軽に市民同士でもつながることのできる仕組みづくり（みどりのまちづくり支援センター設置）など、わたしたちの暮らしの中にある「みどり」をより身近なものとしていくことや、これまで以上に公園施設のポテンシャルをさらに引き出すためのパークマネジメント（公園管理運営）が求められています。

今回改定しました「ティーダヌファみどり計画」は、本市のみどりの現状分析と、これまでの施策の点検や評価を踏まえて、実践的で実現可能な計画となるよう、多くの市民をはじめ、ボランティアで緑化活動をなされている皆様などの参加により、提案された内容が多く盛り込まれた内容となっています。

「みどり」を守り、つくり、育て、活用していくには、行政はもとより、市民や企業の主体的な参加・協力によるパートナーシップが不可欠になります。

太陽の光が燦燦と輝き、みどりの葉がやさしく市民とまちを包み込む「改定版 ティーダヌファみどりのまち」の実現に、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月

浦添市長 **松本 哲治**

# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>ティーダヌファみどり計画について</b>	<b>1</b>
1	計画改定の背景	2
2	緑に関連する社会情勢等	2
3	改定の視点	5
4	ティーダヌファみどり計画の特徴	6
5	計画の位置づけ	7
6	みどりの基本的考え方	9
7	みどりの役割	10
<b>第2章</b>	<b>みどりの現況と課題</b>	<b>13</b>
1	浦添市の風土を特徴づけるみどりの構造	14
2	浦添市のみどりの現況	16
3	平成11年度策定 ティーダヌファみどり計画の目標の検証	34
4	市民生活とみどり	37
5	みどりのまちづくりへの課題	40
<b>第3章</b>	<b>浦添らしいみどりをつくる</b>	<b>43</b>
1	みどりのまちづくりの基本姿勢	45
2	基本理念	46
3	みどりの将来像	49
4	基本方針	51
5	みどりの目標	54
<b>第4章</b>	<b>みどりの配置方針</b>	<b>61</b>
1	自然を豊かにするみどりの配置	62
2	安全なまちをつくるみどりの配置	64
3	スポーツや余暇を楽しむみどりの配置	66
4	浦添らしい風景をはぐくむみどりの配置	68

<b>第5章</b>	<b>みどりのまちづくり施策</b>	<b>71</b>
1	施策の体系	72
2	各施策の内容	74
3	緑化重点地区の設定	92
4	みどりの管理運営・利活用方針	95
<b>第6章</b>	<b>地域別みどりのまちづくり計画</b>	<b>103</b>
	北地域	106
	中央北地域	110
	中央西地域	114
	中央南地域	118
	東地域	122
	南地域	126
	西地域	130
	新都市形成地域	134
<b>第7章</b>	<b>計画実現のために</b>	<b>137</b>
1	行政の役割	138
2	庁内体制の充実	138
3	市民の役割	139
4	事業者の役割	139
5	パートナーシップで取り組むこと	139
6	施策の進行管理	139
7	広域的協力体制の確立	139
8	各種制度の紹介	140
<b>資料編</b>		<b>151</b>
1	計画策定の経緯	152
2	用語の解説	153





---

## 第1章 ティーダヌファみどり計画について

---

- 1 計画改定の背景
- 2 緑に関連する社会情勢等
- 3 改定の視点
- 4 ティーダヌファみどり計画の特徴
- 5 計画の位置づけ
- 6 みどりの基本的考え方
- 7 みどりの役割

## 1 計画改定の背景

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進など、将来のみどり豊かなまちづくりのあり方やその実現に向けて市民・事業者・行政とのパートナーシップにより推進するための計画です。

本市では、緑の基本計画を「ティーダヌファみどり計画」として、地域とも意見交換をしながら平成11年度に策定しました。

策定から約20年が経過し、その間、沖縄都市モノレールの浦添延長や臨港道路浦添線、浦添北道路等の開通など、まちづくりの状況が大きく変化してきました。また、社会情勢の変化や、都市公園法、都市緑地法等の緑に関する法律の改正など、みどりを取り巻く状況も変化しています。

これらの変化に対応した内容とすること、また、目標年次が過ぎていることから新たな目標値を設定すること等を目的に、このたび計画の改定を行いました。

## 2 緑に関連する社会情勢等

### (1) みどりを巡る潮流

#### ①少子高齢化と人口減少のさらなる進展

少子高齢化が進む中、日本の総人口は既に減少に転換しており、2050年には1億人を割り込むと推計されています。一方、沖縄県では、人口増が続いており、2015年国勢調査では人口増加率が全国1位となっています。しかし、沖縄県の人口も2025年頃をピークに減少へ転じると推計されています。

少子高齢化や人口減少に伴い、みどりの維持管理の担い手でもある地域コミュニティの機能が低下することが懸念されるため、本市においても、将来的な人口減少に備え、地域の活力向上に取り組んでいくことが求められます。

#### ②景観・観光資源としてのみどりの保全・確保

みどりには景観を演出する機能があり、近年、景観緑三法や景観計画など景観に係る法や制度の充実が進んでいます。本市では、「景観まちづくり計画」や「景観向上行動計画」などを策定し、景観形成の推進に取り組んでいるところです。観光の面からもみどり豊かな景観は魅力となりうるものであり、みどりをさらに保全・確保していくとともに、主要道路沿道や観光資源周辺でのみどりの演出、海岸での自然を活かした魅力づくりなどへの取り組みが求められます。

#### ③環境問題に対する取り組みの充実

近年、循環型社会や自然共生社会、低炭素都市づくり、生物多様性への配慮、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策など、環境問題に対する様々な取り組みが広がっています。こうした状況の中、みどりは社会にとって重要な都市基盤（グリーンインフラ）として捉えられるようになっており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも

寄与するなど、みどりの果たす役割が一層重要となっています。

また、環境問題に対する市民の意識も高まりつつあり、本市においても環境基本計画を策定し環境問題に対する取り組みを着実に実行しています。引き続き、環境問題に対してみどりが貢献できるように考え、取り組んでいくことが求められます。

#### ④社会インフラの老朽化

高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が急速に進んでおり、既存の社会資本の安全確保が求められています。また、社会資本の老朽化に伴い、維持管理費・更新に係るトータルコストの縮減・平準化が必要となっています。

本市においても、人口急増時期に整備した公園などの老朽化に対応しつつ、事業の選択と集中、公園長寿命化への取り組みなど、戦略的にみどりに関わる社会資本の整備や維持管理を進めていくことが求められます。

#### ⑤公園に対するニーズの変化

ライフスタイルは時代とともに変化しており、それに伴って公園に対する利用者のニーズは高度化・多様化しています。従来、公園は、主に子どもが遊ぶ場所として考えられる傾向にありましたが、現在は様々な人が利用できるような公園への変化が求められています。特に、高齢化に伴い高齢者の利用が増加すると考えられるため、バリアフリー対応や健康づくりなど高齢者の公園に対するニーズに対応することも求められます。

#### ⑥安全・安心に対する意識の向上

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機とし、市民の防災に対する意識はさらに高まっています。沖縄県は、大きな台風の襲来が多く、海に囲まれた県として海岸沿いに市街地が広がっているため、大きな津波が発生した場合に、甚大な被害が想定されます。

近年、大規模災害への備えや都市防災、安全や安心を支えるものとして、みどりが注目されています。本市でも、公園を避難地として指定しており、延焼防止機能などを有するみどりを保全・確保していくことが求められます。

また、公園内の安全性確保について、公園のバリアフリーや遊具の安全性確保などの指針やガイドラインが示されており、それに対応した取り組みを進めることが求められます。

#### ⑦公民連携の拡大

これまでの市民活動は、自治会を中心に行われてきた傾向がありましたが、近年、NPO 法人などの市民活動団体が増えつつあり、新たな公共の担い手として期待が高まっています。

また、公共事業に事業者の資金やノウハウを活用する動きが積極的に行われています。

本市においても、市民や市民活動団体、事業者、市などが連携・協働して、みどりに関する様々な課題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

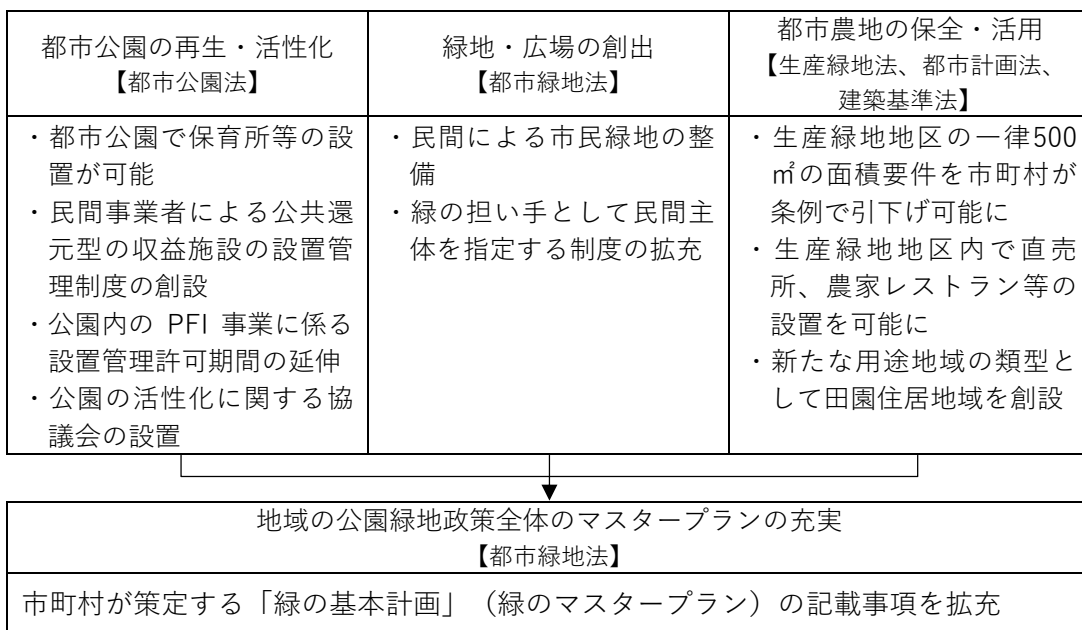
(2) 関連する法改正等の動向

平成11年度にティーダヌファみどり計画を策定して以降、社会情勢等の変化に対応するため法改正等が進められています。

- 平成16年 都市緑地保全法の一部改正
- 平成16年 景観法の施行
- 平成20年 生物多様性基本法の施行（都市づくりの上でも生物多様性の確保に配慮が必要であることが定められた）
- 平成26年 都市再生特別措置法の改正（集約型都市構造を実現する手段として立地適正化計画制度が導入された）
- 平成28年 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告書の公表
- 平成29年 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行

近年においては、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告書にて、緑とオープンスペースの効用を最大限に引き出すため、今後の政策において重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が示され、公園の活用に向けたマネジメントの必要性が高まっています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律では、様々な役割を担っている都市の緑空間を、事業者の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律（都市緑地法、都市計画法、都市公園法等）が一括改正され、みどりの基本計画で定める事項等が拡充されています。



都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

### 3 改定の視点

当初計画では、市民・事業者・行政のパートナーシップによりみどり豊かな美しいまちづくりを進めることを基本にしています。その基本的な考え方を継承しつつ、以下の視点を踏まえて現状に即した計画へと改定を行いました。

#### ①みどりの質の向上を重視

当初計画を策定した当時は、みどりを「守る・増やす」ことに重点が置かれていました。しかし、市街化が進んだ現在においては、これまで以上にみどりを増やすことは難しい状況にあります。

今回の改定では、みどりの量的確保と併せ、生物多様性の保全や都市の環境改善、防災性の向上など、みどりの質の向上に取り組むことを重視します。

#### ②みどりの管理・利活用の方針を新たに示す

本市では、これまでに地域に身近なみどりとして街区公園やポケットパークの整備を推進してきました。供用開始から長年経過し、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化等により利用実態と合わない公園となっているものも見られることから、有効に活用されるよう再整備が課題となっています。

また、都市緑地法の改正では、公園の老朽化や財政制約等を背景にストックの適正管理の重要性が増していることを踏まえ、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理を推進するため、都市公園の管理の方針を緑の基本計画への記載事項として追加しています。

今回の改定では、公園の有効活用と適正な管理を図るため、みどりの管理・利活用の方針を新たに示します。

#### ③市民協働及び公民連携の視点の強化

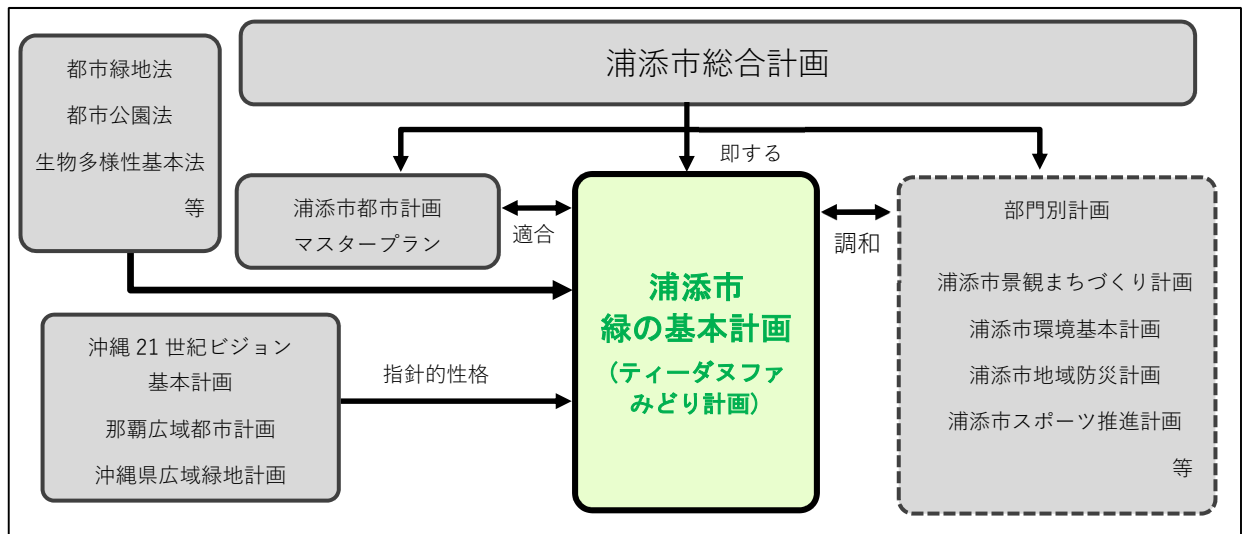
みどり豊かなまちづくりの実現に向けて、市民との協働の観点から「花と緑のまちづくりフェスタ」や「美らまちサポーター制度」、「まちづくりプラン賞」などの活動支援に取り組んできました。公園の維持管理においては指定管理者制度の導入を進めてきました。

今回の改定では、さらに市民・事業者・行政の連携を図るため、市民の緑化活動をサポートする「みどりのまちづくり支援センター」の設置推進のほか、パークマネジメントや公園活用ビジネス等の視点を強化します。



## 5 計画の位置づけ

ティーダヌファみどり計画は、みどりに関する総合計画として位置づけられ、上位計画や他の関連計画との関係は次のように整理できます。



### ①沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成 29 年 5 月）

沖縄南部圏域におけるみどりに関する位置づけとして、海域及び森林、河川、海岸等の陸域の自然環境保全に取り組むとしています。また、糸満市から浦添市に至る西海岸地域において、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図るとしています。

### ②那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 29 年 6 月）

浦添大公園の整備、御嶽や歴史の道などの緑地的環境の保全、斜面地などに残る市街地内緑地の保全、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある都市空間の創出と都市景観の形成促進、浦添城跡一帯や浦添西海岸など景観上優れた地区における歴史的街並みの保全や自然景観との調和を図ることが示されています。

### ③沖縄県広域緑地計画（平成 30 年 3 月）

みどりの確保の目標として、1人当たり20㎡以上の公園の確保、市街地面積の30%以上の緑地の確保、都市圏のみどりの量の維持が掲げられています。浦添市におけるみどりに関する位置づけとして、那覇・浦添及び周辺地域に琉球の歴史文化と都の風格を表すみどりの都市環境を形成するとしています。

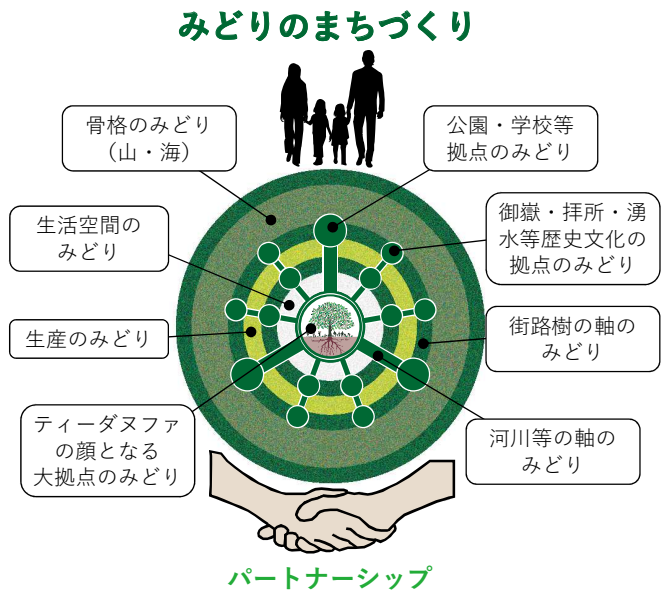
### ④第四次浦添市総合計画【基本構想・後期基本計画】（平成 28 年 3 月）

浦添の歴史・文化とふれあえる都市環境を創出する「ウラオソイ廻廊プラン」として、世界遺産追加登録を目指した浦添グスク等の拠点形成をはじめ、歴史・文化の普及啓発活動の推進に取り組み、浦添の歴史・文化とふれあえる環境を整備するとともに、水とみどりの保全・活用を進めるとしています。



## 6 みどりの基本的考え方

浦添市のまちの中には、公園や学校等のみどりだけでなく、住宅周辺の生活空間のみどりや生産のみどりである農地、御嶽や拝所・井泉等の歴史文化の拠点となるみどり、街路や河川など都市の軸となるみどり、本市の骨格を形成する丘陵や海辺といったみどりなど多様なみどりが存在します。ティーダヌファみどり計画は、市民と事業者、行政の三者のパートナーシップにより、これらのみどりをまもり・つくり・そだてることを基本にして、みどりのネットワーク形成をめざします。



■本計画の中では「みどり」を次のように定義します

土、水、植物など自然的環境を構成する要素のある空間すべてを「みどり」として扱います。例えば、

- ①浦添の原風景の基盤となる斜面緑地や農地
- ②公園や広場、学校等のグラウンド
- ③御嶽や拝所・井泉等の歴史文化的な空間
- ④道路の植栽された歩道や中央分離帯
- ⑤住宅の庭や生垣、バルコニーの植栽
- ⑥河川の水面を含む水辺や海辺

■また、みどりを以下のように区分します

緑地：上記のみどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの（具体的には、都市公園やこれに準じる機能を持つ公園・広場、道路のみどり、学校のオープンスペース、水面、農地、樹林地等）

緑化：市街地に草木などを植えてみどりを増やす行為

### 「ティーダヌファ」とは？

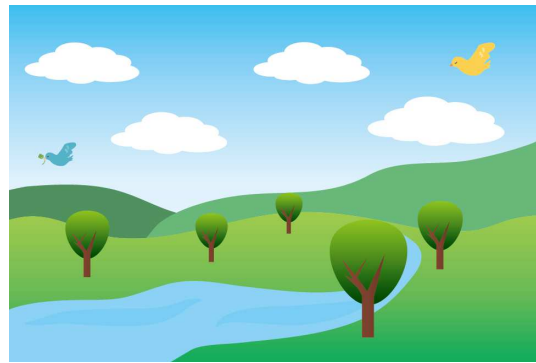
「ティーダ」は琉球方言で「太陽」を意味し、てだこすなわち太陽の子である英祖王にちなんでいます。「ヌ」は「の」、「ファ」は「木の葉っぱ」や「子供」を意味します。「太陽の葉っぱ」または「太陽の子」とも訳すことができます。

## 7 みどりの役割

みどりには、大きく次の4つの役割があります。ティーダヌファみどり計画はそれらみどりの役割を最大限に生かし、広げる計画をめざして策定しています。

### (1) 浦添の自然環境を向上させます

- 都市環境に自然的環境の基盤をつくります
- 野鳥や虫などの生物のすみかを提供します
- 野鳥や虫などの生物に食べ物（果樹等）を提供します
- 都市の気温を調整し、過ごしやすくします
- 新鮮で冷たい空気を供給します
- 地下水や井泉の水を涵養します
- 地球規模では、二酸化炭素を固定して、地球温暖化を緩和します



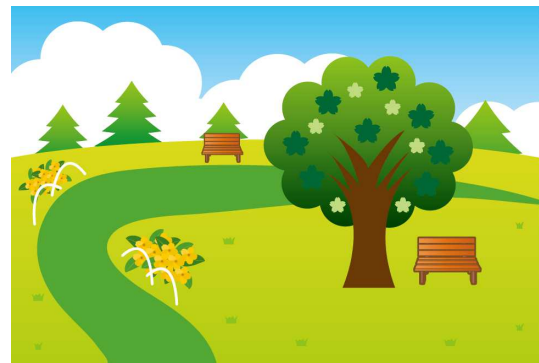
### (2) 浦添のまちの安全性や快適性を向上させます

- 災害に備え、避難地や避難路を提供します
- 火災の際は、延焼を抑えます
- 道路の冠水や河川の氾濫などを抑えます
- 潮風を遮り、塩害などを抑えます
- 台風などの強風を和らげます
- 排気ガスや交通騒音などを抑えます
- 日射しを和らげ、木陰をつくります



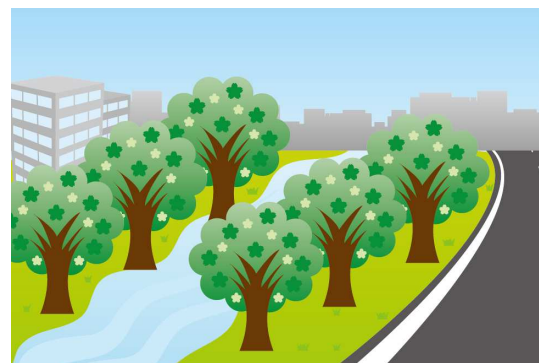
### (3) 浦添のレクリエーションの場を充実させます

- 余暇活動の場を提供します
- 健康を増進する場を提供します
- ふれあいや安らぎ、憩いの場を提供します
- 心地よいゆんたくの場を提供します
- 散策の場や自然環境学習の場を提供します



### (4) 浦添らしく美しい景観をつくります

- 浦添らしいまちの魅力を引き出します
- まちの景色に季節感を演出します
- 地域ごとの個性を演出します
- 地域の歴史・文化を伝える風景をつくります
- みどりと水辺を生かしたうるおいある景観をつくります





---

## 第2章 みどりの現況と課題

---

- 1 浦添市の風土を特徴づけるみどりの構造
- 2 浦添市のみどりの現況
- 3 平成11年度策定 ティーダヌファみどり計画の目標の検証
- 4 市民生活とみどり
- 5 みどりのまちづくりへの課題

## 1 浦添市の風土を特徴づけるみどりの構造

浦添市の風土に趣をあたえ、良好な都市の環境や景観を形成するみどりは、グスクや集落の立地、まちの発展に深く関わった多様な水と緑です。これらのみどりは、都市化の進展による市街地の拡大や農地の減少にもかかわらず、市内に残されてきたもので、浦添市を象徴するうえで重要な骨格となるみどりです。

浦添市の自然や歴史的風土を色濃く映し出し、市民生活と関わりの深い骨格のみどりには、次のような特徴があります。

### (1) 石灰岩台地型の風土を特徴づけるみどり

浦添市には、石灰岩丘陵、砂岩層及び泥岩層の小丘にみられるタブノキ・ヤブニッケイ・リュウキュウマツ・ガジュマルといった在来植生がまだ残されています。これらの自然林は、石灰岩台地型の風土を特徴づけるみどりであり、山原型のスタジイ林からなる植生景観と大きく異なっています。

### (2) 琉球王府発祥地の象徴であるグスクをとりまくみどり

#### ①浦添グスクの森

浦添市は、首里以前の中山王国の王都であり、アジア諸国との大交易を盛んに行い、琉球王国が500年間にわたって存続する基礎をつくりあげてきました。その中山王である察度が居城とした浦添グスクの森は、琉球王国発祥の地を象徴する歴史のみどりです。また、グスク森にあるワカリジー（為朝岩）は浦添市のランドマークにもなっています。

#### ②安らぎと康史を感じさせるクサティ森の緑地

集落の背後に位置する緑地（クサティ森）は、古い集落景観の重要な構成要素の一つであり、伊祖、沢岬、西原にはこのような浦添市の原風景ともいえる緑地が残っています。

#### ③地域社会の信仰の場である井泉

グスクや集落の成立、住民の生命存続に深く関わった井泉は、地域社会（ムラ、シマ）の御嶽を内包する集落背後の緑地と関連づけられ、現在にわたっても信仰の対象としてあがめられています。

### (3) グスクから北西及び南西にのびる断層上のみどり

#### ①海へのビスタポイントとなる緑地

河川によって刻まれた台地は、断層上のリズミカルな微地形をつくりだしています。この断層上の微地形を覆うみどりは、広々とした眺望のなかに、きらめく海面や変化に富んだ稜線の借景を提供しています。

#### ②シティゲートとなる緑地

浦添市の北側に位置する断層崖上の斜面緑地は、市域の境界を明瞭にし、浦添市の玄関口となるみどりです。

#### (4) 都市軸を構成する道路のみどり

交通の軸となっている市域を南北に縦断する国道58号、国道330号、臨港道路浦添線、浦添北道路、市域を東西に横断する県道38号線などの広域幹線道路及び、沢岬石嶺線、国際センター線、(仮称)国際センター線延伸、県道153号線バイパス及び国道58号宜野湾バイパスの環状道路で構成される環状軸、県道153号線の歴史文化軸は、みどりの構造をかたちづくるみどりの軸となります。

#### (5) 水の軸と海浜のみどり

##### ①市域を流れる河川のみどり

浦添市の河川は、市域を東から西へとそそいでいます。このうち、小湾川は市の骨格のみどりを源とした市域内河川で、牧港川、安謝川は市域の境界を明瞭にする河川です。また、牧港川入り江には、グスク時代の海外交易の拠点として栄えた良港がありました。

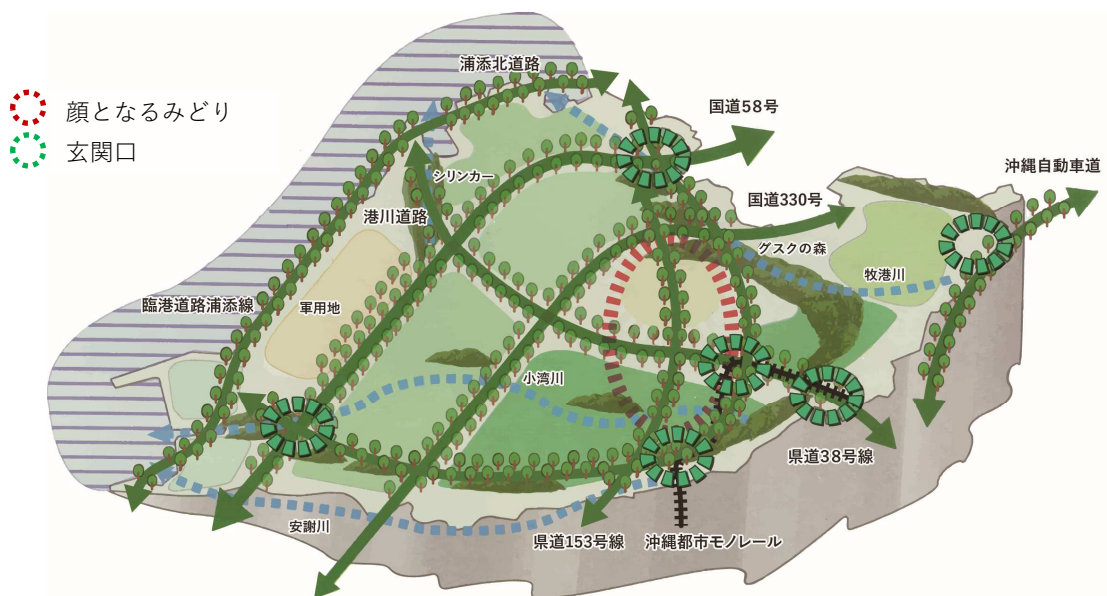
##### ②陸域・海域の接点空間となるみどり

戦前の小湾集落は、白砂青松の美しい浜で知られていました。現在、浦添市の海岸は、西洲と宜野湾市宇地泊を結ぶ臨港道路等の整備により、一部埋め立てられているところがありますが、自然海岸や珊瑚礁がいまだ残されています。

これらは、都市環境を形成する上で、生態系及び景観面からも、陸と海との接点領域としての貴重な自然のみどりです。

#### (6) 歴史文化、レクリエーションの一大拠点を形成するみどり

市庁舎が立地する市の中央北側には、浦添カルチャーパーク、浦添運動公園、浦添大公園などの大きな緑地がまとまって確保されており、市域の歴史、文化活動、レクリエーションの一大拠点となるみどりが形成されつつあります。



みどりの構造図

## 2 浦添市のみどりの現況

この計画では、土、植物、生き物、水などの自然的要素に覆われた部分を「みどり」と呼んでいます。浦添市には、本来、微地形を覆う樹林地や草地、自然海岸、河川などの水辺、公園といった多様なみどりが存在しています。

これらのみどりのうち、樹林地や農地、草地の「緑」、井泉や地下水等の「水」は、都市の土地利用上、総体的に価値が低いものと判断され、他の土地利用へ改変されることが多々ありました。浦添市においても、こうした水と緑は、本土復帰以降の急激な人口集中にともなった住宅開発や道路等の基盤整備によって減少を続けてきました。

一方、新たに創出される公的なみどりとしての公園や街路樹等が、様々な場所で確保され緑化が進められてきましたが、それでもまだ減少をくい止めるには十分ではありません。

また、伝統的な共同体社会による緑地管理のもとに、聖域としてかろうじて残存しているみどりが多くありますが、将来の住民（所有者）意識の変化によっては、開発の可能性のあるものとなっています。

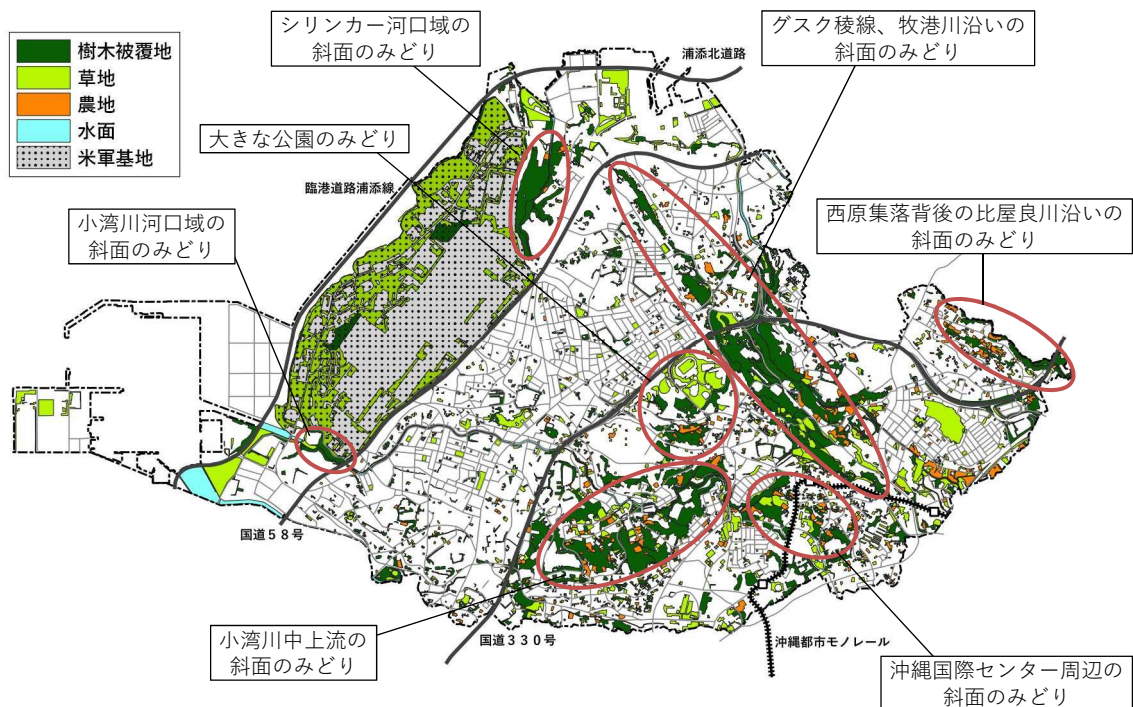
そのようなことから、市民と行政の協働によって、安全で快適な生活をおくるために必要なみどりを減らさないための努力が、これまで以上に求められています。

## (1) 樹林地と草地、農地の現状分布

浦添市の緑（緑被）の面積は、米軍基地を除き樹林地・農地・草地を合わせて332haで、市域全体の約17%程度であり、国道330号を境に東側はまとまった緑が広がっていますが、西側は緑の分布が少ない状況にあります。

現在残っている樹林地は、浦添グスク周辺の丘陵地から北西に延びる稜線、てだこホール周辺、沖縄国際センター周辺、シリンカー河口域などに集中して存在し、市域全体の約10%程度です。これらの樹林地は、生き物の生息域や広々とした眺望を有する都市の貴重な自然となっていますが、持続性が低く消失の可能性があります。また、農地は、平成11年において浦添グスク北側や県道241号線（旧：県道5号線）と沖縄自動車道の間、小湾川中上流域の浦添南第二土地区画整理事業計画地区周辺等にまとまって残されていましたが、その後の宅地開発等によりみどりが減少している状況にあります。

地域の状況を概観すると、緑量の多い地域（緑被率30%以上）は、グスクの稜線や河川沿いの斜面緑地、農地を多く有する当山及び西原集落を含む東地域と、大きな公園が集中している中央南地域となっています。一方、緑量の少ない地域は、屋富祖や宮城等の既成密集市街地となっており、小さい緑が点在しています。



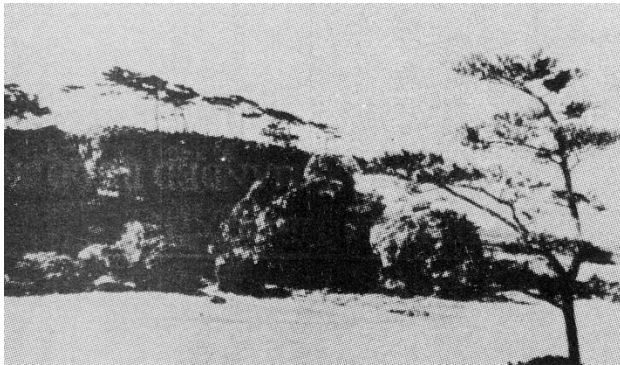
樹林地等の分布現況図

(2) 緑被の減少

浦添市のみどりの量を把握する指標を緑被で捉えると、大正8年には約1,430ha存在し浦添市全域のみどりが豊かに広がっていて、その中に集落が点在していました。また、現在は、全く存在しない水田も牧港川や小湾川上流部等に見られました。

昭和に入ると、みどり（樹林地や農地）の量は、去った第二次大戦でいったん大きく減少し、その後少しずつ回復してきましたが、昭和49年の状況においては、西海岸への軍用地の設置や国道58号周辺の市街化により、国道58号と国道330号に挟まれた地域には、緑がほとんど見られなくなりました。しかし、それでもまだ、農地が面的に分布していること、樹林地が当山から港川にかけての北東の尾根線に、そして前田や経塚、大平にまたがる南東部等でまとまって見られました。

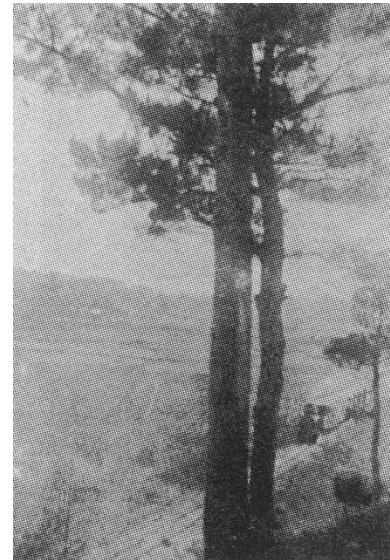
その後、昭和50年代に入り、国道330号より東側の地域において、まとまった拡がりを維持してきた農地や樹林地は、住宅地の進行や小規模開発によって徐々に減少していき、平成10年においては土地区画整理事業の進行に伴いまとまったみどりは少なくなりました。そして、平成30年には、市域の緑被の量は約332haに減少、緑被率約17%となっています。しかしながら、市域北東の尾根線は、今日まで変わらない浦添市のみどりの重要な軸線として残っており、市域南東部及び、北部の港川方面のまとまったみどりと併せて積極的に保全していく必要があります。



牧港入江一中頭部でも名所の一つに数えられ、入江付近の写真は絵葉書としても販売された（昭和9年）



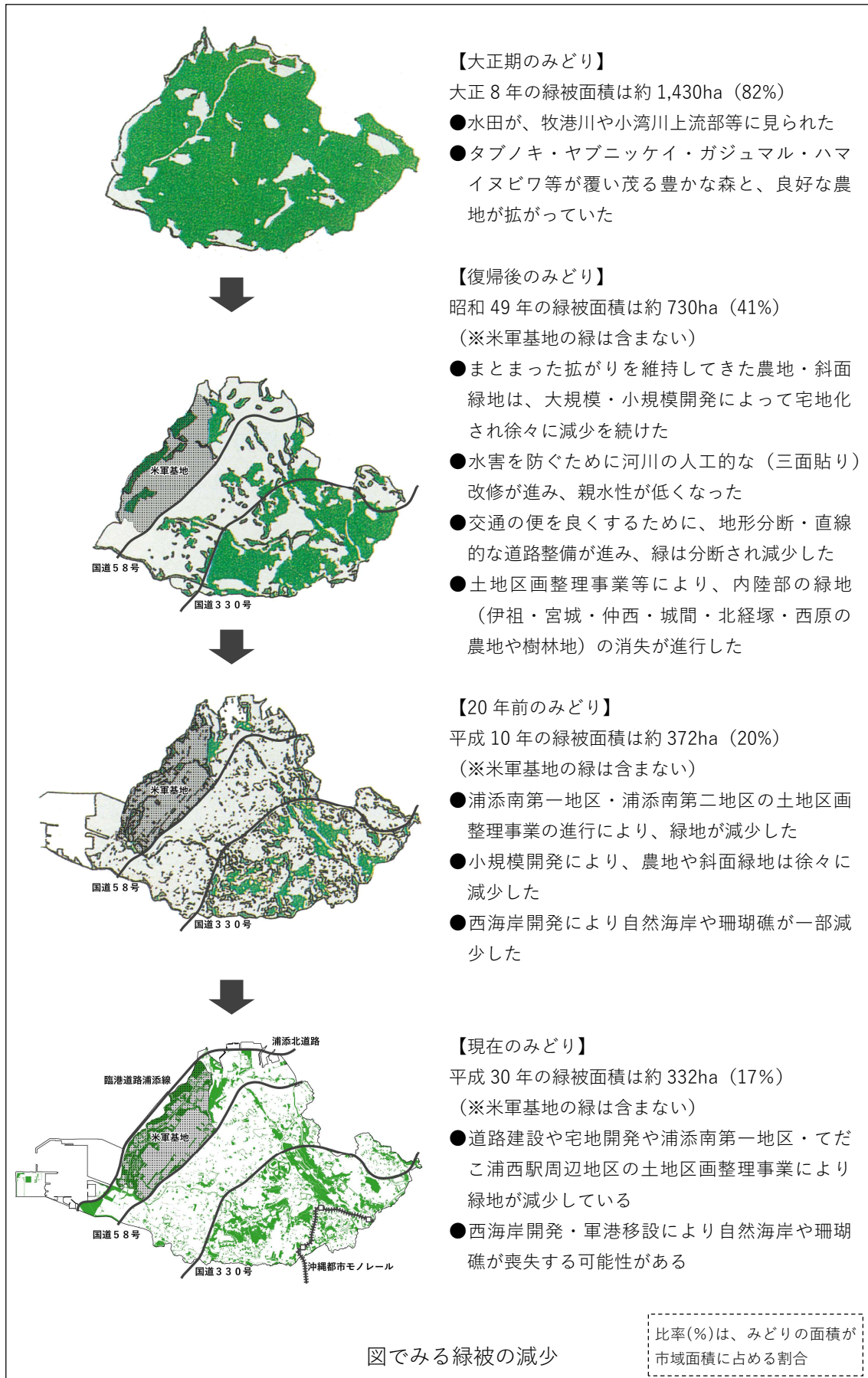
仲間より牧港に至る道。かつて首里王府時代の公道で石畳が敷き詰められていた（昭和32年）



ケービン（軽便）と愛称された県営鉄道の汽車が牧港付近の田園地帯を走る（昭和10年代）

出典：写真にみる浦添のあゆみ（1988）

なつかしい浦添の風景



### (3) 市域のみどりを保全、創出する取り組み

#### ①公園緑地のみどり

これまで、浦添市は、人口増加に伴う市民レクリエーションニーズ及び、都市のアメニティの観点から利用効果の高いみどりとして、市域中心部に一大拠点となる公園（浦添カルチャーパーク、浦添運動公園、浦添大公園等）約73haを確保し整備してきました。また、こうした大規模公園整備と併せて、街区公園や市民広場の開設、ポケットパークのみどりの創出に積極的に取り組んできました。しかしながら、こうした公園緑地の取り組みにおいても、市内のみどりの減少をくい止めるには充分といえません。今日では、本来のみどりがもつ役割を再確認し、みどりの存在効果といった観点から、浦添らしいみどりの風景である微地形の保全、都市防災や環境保全に配慮したオープンスペースと公園の整備が必要とされています。

また、市民の身近なみどりとなる街区公園については、新興市街地での整備が進んでいる反面、旧集落には少ないといった地域による偏りがみられることから、地域のニーズに対応した整備が求められています。

都市公園確保面積

平成30年10月現在

種 別	都市公園確保面積		都市公園供用開始面積	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街 区 公 園	87	13.17	75	10.55
近 隣 公 園	4	9.27	3	7.17
地 区 公 園	2	5.94	—	—
総 合 公 園	2	50.70	2	19.05
運 動 公 園	1	14.60	1	14.60
墓地公園（特殊公園）	1	7.20	1	6.60
都 市 緑 地	41	16.99	6	5.52
計	138	117.87	88	63.49
一人当たり公園面積	10.3 m <sup>2</sup> /人		5.6 m <sup>2</sup> /人	

※都市公園は、都市計画決定された公園の他、都市計画決定していない公園と民間開発等による譲渡公園を含みます。

※一人当たり公園面積は、平成30年10月31日時点での人口（外国人含む）114,309人で算出

※都市公園確保面積には今後整備予定の下記を含む

街区公園：てだこ浦西駅周辺地区（4箇所、0.560ha）、浦添南第二地区（5箇所、1.260ha）、浦添南第一地区（3箇所、0.750ha）

地区公園：カーミージー地区海浜公園（1.04ha）

都市緑地：てだこ浦西駅周辺地区（1箇所、0.116ha）、浦添南第二地区（22箇所、7.504ha）、浦添南第一地区（12箇所、0.597ha）

## ②水辺のみどり

市内の河川には、河川のコンクリート化や川周辺の緑地の減少等の課題がありますが、牧港川、小湾川、安謝川の一部においては、親水性や修景効果を高める緑化整備がなされており、うるおいのある快適な水辺空間が創出されています。以前では、生活雑排水の流入による水質汚濁が激しく、本来の水辺の持つ豊かな機能が失われ、市民の日常生活とはかけ離れた存在となりつつありましたが、これまでの下水道等の処理施設整備などにより、多くの河川の水質が改善に向かっております。今後も同様に、河川周辺の樹林地や農地の保全、河岸の緑化、緑道といった整備が求められています。

一方、市域の西海岸には、臨港道路浦添線の建設により自然海岸は一部消失したものの都市部での貴重な自然海岸が残されており、固有性の維持や環境教育の観点から、今後の沿岸域の空間整備のあり方が問われています。

## ③道路のみどり

道路のみどりは、道行く人に木陰の提供や季節感を与えるなど都市生活の快適性を高める上で有効です。また、まちなみを美しく整えるとともに、自動車による騒音や粉塵を防ぎ、さらに防災上の効用もあることから、みどり豊かな空間として充実していく必要があります。

本市においては、国道・県道ともにすべて緑化がなされています。市道についても街路樹の整備を進めていますが、幅員が小さいこともあり、歩道のない道路も含め、約23%程度の緑化に留まっています。市民が、散歩や買い物、通学路に利用する身近な生活空間のみどりとして、沿道の民地も含めて住民参加の緑化を推進していくことが重要です。

また、国道・県道・市道問わず既存の街路樹においては、枯損木や大高木等による景観の悪化や周辺施設等の破壊などが問題となっていることから、街路樹の計画的な更新等による質的向上も検討していく必要があります。



大平バス停パーク

## ④公共公益施設のみどり

本市における公共公益施設の緑化状況をみると、学校施設においては緑化が進んでいるものの、その他の公共公益施設の緑化は十分とは言えない状況となっています。これらは、多くの市民が利用する施設であるため、良好なみどりの空間として充実していく必要があります。特に、学校は、地域の交流広場や身近な生き物の生息空間となるみどりの拠点として、ふさわしい取り組みが求められています。



北経塚地区内道路

⑤民間（大規模）施設のみどり

本市での民間大規模施設の緑化については、沖縄電力等による積極的な取り組みがあげられます。しかし、商業施設をはじめ工場、住宅団地等の緑化が十分ではないところもあることから、ショッピングセンターなどの人が集う民間商業施設については、賑わいや憩いの場となれる緑化が必要とされています。また、良好な生活環境を形成するため、工場敷地内の緑化や緩衝緑地の設置が求められています。



パルコシティ



琉球銀行牧港支店

⑥民有地のみどり

仲間や当山、前田等の集落が存在する地域においては、屋敷林、生垣が充実し、みどり豊かな景観となっているところが多くあります。一方、屋富祖や城間、牧港等の住居や事業所が密集している地域は、視界に入るみどりが少ない状況にあります。

しかしながら、古い井戸等地域の共有財産である小さな空地が残存しており、細切れ状況にある斜面緑地の保全とあわせて、今後の有効なみどりの資源として捉えていく視点が必要です。

また、地域全般に、道路との境界にある民有地のブロック塀や建造物は、まちなみ景観におけるみどり不足の印象を強く与えることから、潤いのある生活環境を形成するための緑化推進が重要となってきます。



仲間の住宅



屋富祖の井戸

#### (4) みどりに関する市の支援事業の取り組み

みどり豊かなまちづくりの実現には、市民の参加は欠かせないことです。浦添市は、これまでに、市民と共にみどりのまちづくりを進めるための様々な事業を実施してきました。草花や苗木の配布等みどりの普及事業をはじめ、てだこパークフェスタ等イベントの開催、民有地の生垣や壁面等の緑化助成制度、また、不要樹木の移植制度や個人の空き地を利用した市民広場（菜園）の設置等みどり資源の有効活用にも取り組んできました。さらに、市民との協働の観点から「花と緑のまちづくりフェスタ」や「美らまちサポーター制度」、市民主体の活動を支援する「まちづくりプラン賞」など、活動支援に取り組んでいます。

このようなみどりのまちづくりへの取り組みは、着実に成果を上げつつありますが、市民への浸透度は、まだ十分とは言えません。将来のみどり豊かなまちづくりの実現を期して、今後も、広報やこれまでの取り組みを強化するとともに、市民のニーズに呼応したきめ細かい対応と、新たな制度の導入に積極的に取り組む必要があります。

取組の種類	No	事業	所管課	状況
物品支援	1	美らまちサポーター制度	美らまち推進課	継続
	2	地域緑化推進樹木配布・都市緑化運動	美らまち推進課	継続
	3	生垣設置、壁面緑化樹木配布	美らまち推進課	継続
活動支援	4	てだこパークフェスタ	美らまち推進課 (公園指定管理者)	継続
	5	公園愛護会	美らまち推進課 (公園指定管理者)	継続
	6	牧港クリーンアップ作戦	環境保全課	継続
	7	環境教育・環境学習講座	環境保全課	継続
	8	てだこ環境調査団	環境保全課	継続
	9	浦添市環境マップ	環境保全課	継続
	10	まちづくりふれあい出前講座	美らまち推進課	継続
環境整備	11	まちづくりプラン賞	市民協働・男女共同参画課	継続
	12	花と緑のまちづくりフェスタ	美らまち推進課	継続
その他	13	不要樹木移植	美らまち推進課	継続
	14	緑の募金	沖縄県緑化推進委員会 (美らまち推進課)	継続
	15	花と緑のまちづくり基金	美らまち推進課	継続
	16	市民菜園	環境保全課	継続
	17	都市景観賞	美らまち推進課	休止 (プラン賞と統合)
	18	市民農園	産業振興課	平成 29 年度に廃止

その他、市が財政支援等を行っている関係団体においても、以下のような取り組みを行っています。

取組の種類	No	事業	所管課	状況
関係団体	19	CGG 運動	浦添市青少年健全育成市民会議	継続
	20	花とみどりでいっぱいにする運動	浦添市民憲章推進協議会	継続

### ①美らまちサポーター制度

#### 【概要】

市が管理する道路等（植栽帯、緑地帯、里道、残地、その他）、公共の場所を対象に「清掃」、「除草」、「草花植栽」、「散水」等の、定期的なボランティア活動を行っていただく方への支援制度です。令和元年3月時点で206の団体・個人がサポーターとして登録し、まちの彩りに協力してくれています。

#### 【主な支援内容】

樹木・草花・支柱・花壇用資材・その他植栽維持管理に必要な資材及び用具等の配布

#### 【所管課】

美らまち推進課



美らまちサポーターによる  
緑化活動

### ②地域緑化推進樹木配布・都市緑化運動

#### 【概要】

市の施設、自治会、国・県の施設・空地等、公共の用に供されるところで、樹木・草花・支柱・花壇等、地域緑化を推進する自治会等の公的団体及び事業所に対する支援制度です。美らまちサポーターでは配布ができない施設敷地内の緑化など、現在も定期的な配布がなされております。

#### 【主な支援内容】

樹木・草花・支柱・花壇用資材・その他植栽維持管理に必要な資材及び用具等の配布

#### 【所管課】

美らまち推進課



地域緑化推進樹木配布による  
施設内緑化

### ③生垣設置・壁面緑化樹木配布

#### 【概要】

個人宅等において公衆用道路に面する場所の生垣、又は壁面の緑化に必要な植栽について配布する制度です。より良いみどりの街並みを形成する上では、このような制度を活用して民家の効率的な緑化を図る必要がありますが、実績はほとんどありません。今後は活用に向けた周知を行っていく必要があります。

#### 【主な制度内容】

生垣の延長が道路に面する場所の1/3以上であること、樹木の高さが0.5m 以上であることなどの要件を満たすもの、壁面については、公衆用道路に面する場所にあつて壁面の面積が10㎡以上を有することなどの要件を満たすものについて、植栽本数の2/3以内を予算の範囲内で配布

#### 【所管課】

美らまち推進課

### ④パークフェスタ

#### 【概要】

市内造園業者が共同する公園指定管理者が、地域還元・利用者サービスの一環の自主事業として、市民の緑に対する意識啓発と公園の利用促進を図るためのイベントを毎年開催しており、指定管理者制度による公園管理が開始された平成18年度から、これまでに計13回開催しています。また、イベントに付随して花の安売り市などを行い、花と緑のまちづくりを推進しています。

#### 【主なイベント内容】

緑化、剪定講習会  
花の安売り市  
苔玉作成体験 等

#### 【所管課】

公園指定管理者、美らまち推進課



パークフェスタ

### ⑤公園愛護会

#### 【概要】

自治会、婦人会、子供会など、地域団体が行う公園の美化及び施設の保全等の活動について活動協力金を交付します。令和元年3月時点で、17の公園で愛護会が設立されていますが、まだまだ十分ではありません。公園は大切な地域資源であることから、周囲にお住まいの方が愛着をもって活用できるように、愛護会を増やすための周知がこれからも必要となっています。

#### 【主な制度内容】

公園の美化活動に必要な清掃用具費用として、最大で54,000円の交付（交付金額については愛護会の人数と活動面積により変動）

#### 【所管課】

公園指定管理者、美らまち推進課



公園愛護会による  
公園美化活動

### ⑥牧港川クリーンアップ作戦

#### 【概要】

市民・事業者・民間団体及び行政が協働して年に一回の清掃活動を行い、牧港川の現状を知ってもらうとともに、具体的な環境保全活動へつなぐ機会とすることを目的としてスタートしました。平成30年度においては、約400人の参加があり、多くの市民との協働による地域環境美化が継続して取り組まれています。

#### 【主な活動内容】

牧港川上流域の清掃

#### 【所管課】

環境保全課



クリーンアップ作戦に参加する市民

## ⑦環境教育・環境学習講座

## 【概要】

環境教育、環境学習の普及啓発事業として、市内の環境保全活動を推進する環境教育リーダーの育成講座と、児童向けの環境学習講座を開講しています。これまでに多くの講座終了者を輩出し、環境教育リーダー受講生の中には、任意の環境保全活動団体を結成し、積極的に本市の環境保全に取り組まれている団体もあります。

## 【主な活動内容】

環境教育プランの作成・実践  
自然観察会  
施設見学 等

## 【所管課】

環境保全課



環境教育・環境学習講座の様子

## ⑧てだこ環境調査団

## 【概要】

本市では、市民の自発的な環境保全活動推進のため、「てだこ環境調査団」を結成し、専門スタッフのアドバイスの元、参加者が環境調査を実施しており、浦添市の自然生物の現況や環境ゴミ問題などについて学んでいます。平成31年3月までに7回開催しており、例年多くの方が参加してくれています。

## 【主な活動内容】

浦添の海岸における漂着ごみの調査  
自然観察・生物調査 等

## 【所管課】

環境保全課



自然観察・生物調査  
(カーミージー)

⑨浦添市環境マップ

【概要】

市民が浦添市の自然の魅力を再発見したり、環境教育に活用するなど、環境保全活動を実践する手助けとなるように浦添市環境マップをインターネット上に公開しています。環境マップには、自然の見どころ、自然観察情報、生きもの図鑑など、浦添市の自然に関する情報を紹介しています。

【主な内容】

- 市内の自然の見どころ
- 自然観察情報
- 浦添市の生きもの図鑑 等



浦添市環境マップ  
 (「浦添市公式ホームページ」内)

【所管課】

環境保全課

【URL】

<http://www.city.urasoe.lg.jp/sites/urasoe-envmap/index.htm>

⑩まちづくりふれあい出前講座

【概要】

市内の小中学校等を対象に市の職員が講座を開設し、浦添市の公園の歴史や現状、つくり方、管理方法、そして公園や遊具等の遊び方について学んでもらうことを目的として実施しています。これまでに8回程度開講しており、多くの子ども達に身近な公園の存在について勉強してもらいました。

【主な活動内容】

- 公園の歴史
- 公園の作り方
- 公園の管理
- 公園の遊び方

【所管課】

美らまち推進課



ふれあい出前講座の様子

## ⑪まちづくりプラン賞

### 【概要】

美しく快適なまちづくりを進めていくために、市民が主体となった自主的なまちづくりに関するあらゆる活動を募集し、その実現のための助成を行い、市民との協働（パートナーシップ）によるまちづくりを進め、より一層「魅力ある浦添市」の形成を目指すための表彰制度です。平成11年度から始められ、現在も多くの市民による事業プレゼンテーションが、まちに活気を与えています。

### 【主な活動内容】

応募された活動等を審査し、地域の住環境の改善、地域の個性を引き出す提案など、魅力あるまちづくりに寄与するとされたものについて、その活動に必要な資金の助成を行い、市民が主動するまちづくりを推進

### 【所管課】

市民協働・男女共同参画課



まちづくりプラン賞  
公開プレゼンテーション

## ⑫花と緑のまちづくりフェスタ事業

### 【概要】

市内の、公開性があり且つ環境向上に寄与と思われる場所（公有地、民有地含む）に対し、自治会や緑化団体が作成する自主的な緑化活動・計画に必要なものの活動を支援し、地域を対象に都市緑化の普及啓発活動を行う事業です。平成13年度より開始され、これまでに多くの地域にて、公園やスーグワ、ポケットパークなどの修景を進めてきており、みどりのまちづくりの一端を担う大切な事業です。

### 【主な事業内容】

まちづくりフェスタ応募の中から選定された計画に対し、作業準備、緑化準備、樹木等、その他緑化計画の実現に必要な支援を行います。これまでのフェスタ事業では、拝所やスーグワなどの緑化を始め、公民館や自治会公園の花壇改修・テーブルベンチ設置・芝張などが挙げられます。

### 【所管課】

美らまち推進課



花と緑のまちづくりフェスタ  
(スーグワの修景整備)

⑬不要樹木移植事業

【概要】

個人宅等において、建物の新築や増改築により、やむを得ず不要となった樹木を市が引き取り、公園等の公共施設に移植する事業です。

【主な事業内容】

移植する樹木については、樹木の健康状態や周辺の構造物への影響を配慮して判断し、可能な限り提供者の近隣の公園等に移植します。

【所管課】

美らまち推進課



不要樹木移植による  
公共施設内での再活用

⑭緑の募金

【概要】

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき行われる寄付金の募集であり、その寄付金は、森林整備等に用いられ、より良い環境を作り出します。寄付金の一部は交付金として市に納入され、市では、都市緑化推進運動の財源に活用しています。

【募金の使途】

- 森林の整備
- 緑化の推進（都市緑化推進運動）
- 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

【所管課】

沖縄県緑化推進委員会、美らまち推進課



交付金を活用し花苗等の植付による  
緑化推進運動

⑮花と緑のまちづくり基金

【概要】

浦添市では平成19年より花と緑のまちづくり基金条例を制定し、美しい景観づくりと地域環境の保全を図るための資金を確保してきました。その資金は、地域緑化、都市緑化推進運動の樹木配布や、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度等に用いられてきており、潤いと安らぎを与えるまちづくりに大いに貢献してきました。しかしながら近年では基金の歳出が多く、これまでと同様の緑化事業を推進していくためには、新たな財源の確保が課題となっています。

## ⑩市民菜園

### 【概要】

浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例に基づき、あき地の公共的利用として浦添市民の広場（市民菜園）を設置することで、あき地管理の適正化を図ることを目的に創設された制度です。地権者交渉により市民菜園として使用可能となった土地を他の市民へと貸出し、野菜、草花の栽培等、家庭菜園的な利用を行い、地域住民が気軽に農と触れ合える場所として活用がなされています。現在市内では9箇所の市民菜園があり、多くの市民に活用されています。

### 【制度の内容】

使用料：なし

地権者に対して固定資産税の免除

### 【所管課】

環境保全課



第 32 号市民菜園  
(内間地内)

## ⑪都市景観賞

### 【概要】

浦添市の都市美を創出するにふさわしい建造物等を表彰することにより、魅力ある浦添市のまちづくりに寄与するとともに、都市景観に対する住民の意識高揚を図ることを目的として創設された表彰制度です。現在ではまちづくりプラン賞と統合しており、都市景観賞は休止しています。

### 【主な活動内容】

市内に存する建造物等を審査し、その企画、設計、施工等が優秀なものについて表彰状及び表彰銘板を授与

### 【所管課】

美らまち推進課



第 1 回（昭和 59 年度）都市景観賞



⑱市民農園

【概要】

浦添市特定農地貸付規程に基づき、野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に創設された制度です。平成23年度より開始され、前田地内にある約1,200㎡の土地を地権者と賃借契約を締結・区画割りし、地域住民に貸し出してきました。

これまでに多くの市民に利用され、農に触れ合う機会を創出してきた市民農園ですが、他の類似事業（市民菜園等）においても、「農業に対する理解を深めること」という目的を達成できているものと判断し、平成29年度をもって終了しました。

【制度の内容】

使用料：5,000円/区画

地権者と市との間で、土地賃借料が発生

【所管課】

産業振興課



市民農園（前田地内）

⑲クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動

【概要】

沖縄県では、12月の第3日曜日に「県民一斉CGG運動」を展開しています。浦添市においても、学校・家庭・地域が互いに協力し、すべての大人が子どもと関わり、「地域の子は地域で守り育てる」との共通認識のもと、全ての地域住民が参加する「クリーン活動」及び「御万人（うまんちゅ）のふれあい活動」を推進し、地域の教育力の向上、次代を担うリーダー育成への効果を期待しています。

C(Clean)…ふるさとを美しく清潔にする運動

G(Green)…ふるさとを花と緑でつつむ運動

G(Gracious)…ふるさとの心を育てる運動



CGG運動による地域美化活動

【主な活動内容】

- ・クリーン運動（空き缶拾い、草刈作業、ゴミ拾い、公民館（公園）美化活動など）
- ・ふれあい運動（グランドゴルフ、もちつき大会・バザー、クリスマス会など）

【所管課】

浦添市青少年健全育成市民会議

**⑳花とみどりでいっぱいにする運動****【概要】**

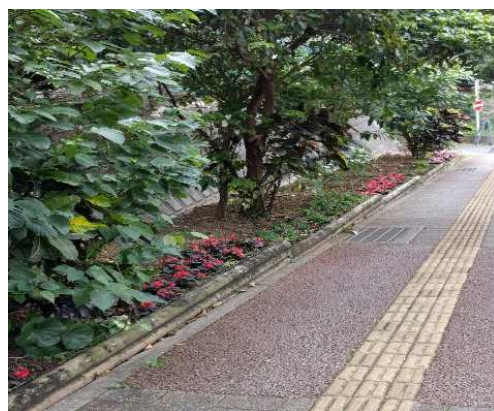
浦添市の春の三大風物詩として定着している「東京ヤクルトスワローズキャンプ」や「てだこウォーク」、「沖展」に向けて、春の市内を花とみどりでいっぱいにする運動を行っています。

**【主な活動内容】**

自治体や通り会などの団体あてに花の苗と堆肥の提供

**【所管】**

浦添市民憲章推進協議会



花いっぱい運動による地域緑化

### 3 平成11年度策定 ティーダヌファみどり計画の目標の検証

ティーダヌファみどり計画を改定するにあたり、平成11年度に策定した計画の目標について検証を行いました。

#### (1) みどりの確保目標

公園の整備や施設の緑化などを進めてきた結果、平成30年の市域面積に対するみどりの割合は約21%となり、平成11年より増加しましたが、目標に対しては低い水準となっています。

	平成11年 (1999年) 基準値	平成27年 (2015年) 目標値	平成30年 (2018年) 現状値	備考
都市公園	102ha	130ha	118ha	基幹公園、都市緑地、特殊公園
公園・広場	20ha	24ha	15ha	港湾緑地やポケットパーク、御嶽等
その他の緑	106ha	121ha	89ha	道路のみどりや学校のオープンスペース等
緑化地	34ha	115ha	67ha	公共公益施設や民間住宅・事業所の緑化地等
農地・樹林地	37ha	65ha	54ha	地域制緑地や市街化調整区域の農地、樹林地
合計	299ha	455ha	343ha	
市域面積に対する割合	約18%	約28%	約21%	米軍基地除く1,660.5haに対する割合

#### (2) 都市公園等の施設緑地の確保目標

都市公園等の整備を進めてきた結果、平成30年の都市公園等の面積は133haとなり、平成11年に比べて16ha増加しました。市民一人当たりに対する都市公園等の面積は目標値を達成していますが、都市公園等の目標値に対しては低い水準となっています。

	平成11年 (1999年) 基準値	平成27年 (2015年) 目標値	平成30年 (2018年) 現状値	備考
都市公園	102ha	130ha	118ha	
確保面積	9.9 m <sup>2</sup> /人	10.0 m <sup>2</sup> /人	10.3 m <sup>2</sup> /人	市民一人当たりに対する都市公園の面積
都市公園等	117ha	149ha	133ha	港湾緑地や公共グラウンド等を含む
確保面積	11.4 m <sup>2</sup> /人	11.4 m <sup>2</sup> /人	11.6 m <sup>2</sup> /人	市民一人当たりに対する都市公園等の面積
人口	102,641人	130,000人	114,309人	現状値は平成30年10月末時点

### (3) 緑化の目標

#### ① 公的施設

道路の緑化について、国道と県道は全て緑化されていますが、市道における緑化されている道路の割合は約2割にとどまっており、市道の緑化は十分とは評価しがたい状況です。

公共公益施設の緑化について、学校施設の多くは敷地の30%以上が緑化されていますが、その他の公共公益施設では低い緑化率となっています。

水辺及び拝所などの緑化について、緑化指針等は確認できないことから、目標は未達成となっています。

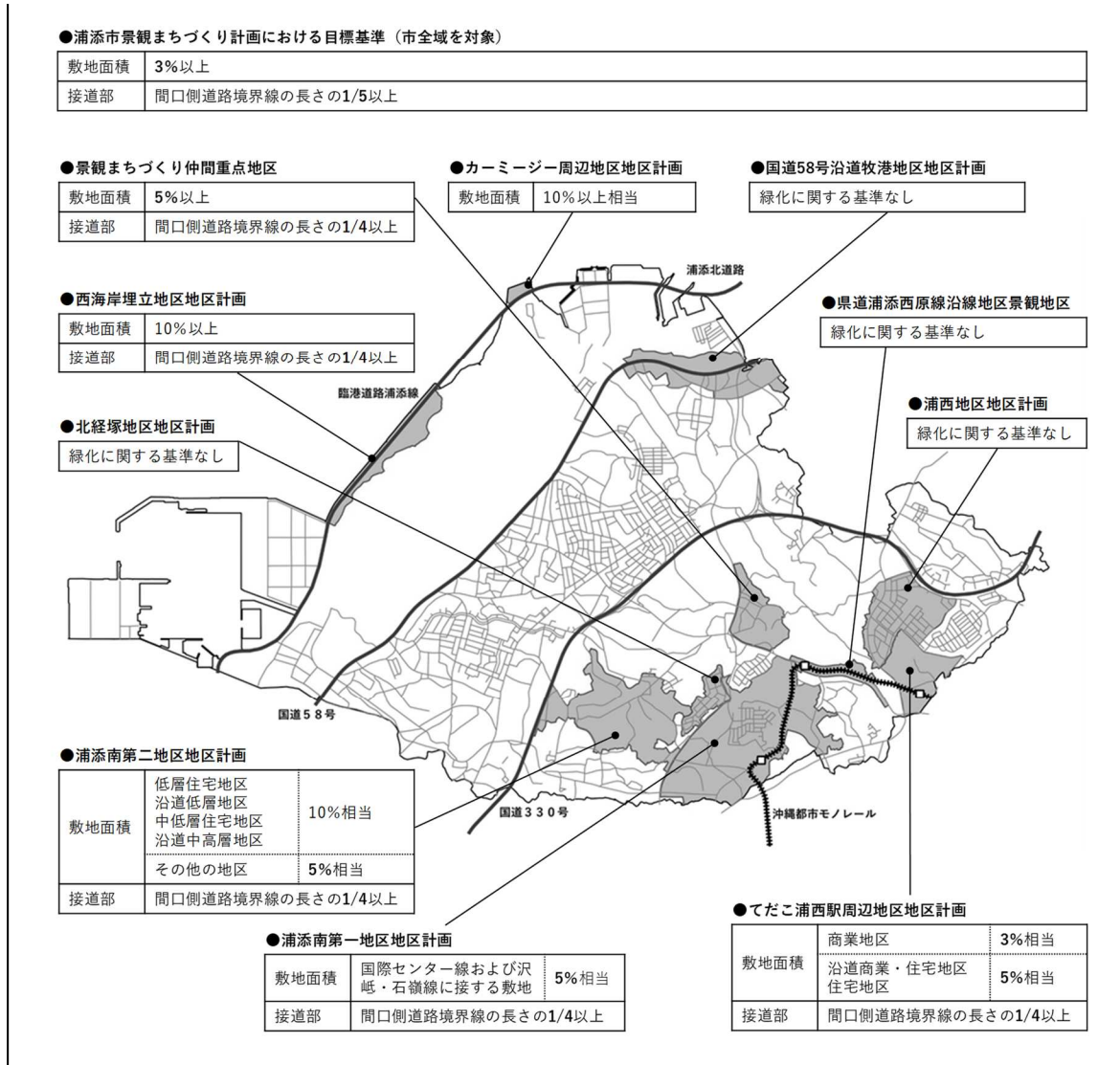
	区 分	目 標	現 状
公 的 施 設	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道幅員3m未満は2mの有効幅員の確保を前提に残りを低木等で植栽を図る</li> <li>● 歩道幅員3～5mは2mの有効幅員を確保し、残りを中・大型種の街路樹を植栽する</li> <li>● 歩道を確保できない道路や歩道幅が狭く植栽が行えない道路では、沿道残地で高木や草木による緑化を図り、沿道宅地の緑化を促進する</li> </ul>	道路延長に対して緑化されている道路延長の割合により評価 ● 国道・県道：100% ● 市道：23.3%（歩道のない道路を含む）
	役所（庁舎等施設）や学校等の公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地の30%以上を緑化</li> <li>● 接道部の緑化率は70%以上</li> </ul>	敷地の緑化率により評価 ● 学校施設の多くは敷地の30%以上が緑化されている
	河川や海岸域等の水辺及び御嶽や井泉等の拝所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り、敷地及びその沿道の緑化を樹木で行い緑量の確保を行う（※別途緑化指針等の作成が必要）</li> </ul>	緑化指針等の作成有無により評価 ● 緑化指針等は未作成

#### ② 民間住宅

浦添市景観まちづくり計画にて市全域を対象に緑化の目標基準が定められているものの、届出の対象とならない規模の建築物等については、自主的な配慮に委ねられています。

緑化を担保するための規制誘導手法として地区計画制度が活用されていますが、国道58号と国道330号の間のエリアの大部分には定められていないほか、緑化に関する基準が設定されている地区であっても、多くの基準は緑化目標よりも下回るものとなっていることから、目標が達成されているとは評価しがたい状況です。

	区 分	目 標	現 状
民 間 住 宅	戸建て住宅や集合住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道58号と国道330号に挟まれた市街地は敷地の10%以上を、それ以外の地域は20%以上を緑化</li> <li>● 接道部の緑化率は50%以上（高木1本運動及びバルコニー緑化を促進）</li> </ul>	地区計画等における緑化に関する基準の有無と基準値の比較により評価 ● 地区計画や景観計画における緑化率は3%～10%であり、目標と大きな乖離がある
	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地の10%以上を緑化</li> <li>● 接道部の緑化率は50%以上</li> </ul>	



## 4 市民生活とみどり

浦添市のみどりの厳しい現状を踏まえると、みどりのまちづくりにおいては、市民のライフスタイルとみどりとの関わり合い方、育み方が重要となってきます。住み手側による自主的な取り組み等地域ぐるみの協力と行政との連携が必要となっています。

そのため、この計画の改定にあたっては、アンケート調査やワークショップ、意見交換会等を通じて、市民のみどり意識やまちづくりへの意見を伺い、市民参加の計画づくりに取り組んできました。こうした市民参加におけるみどりのまちづくりのニーズとして、次のような特徴的な意見がありました。

当計画改定における市民参加の取り組み

水と緑に関する意識調査	平成 27 年 12 月実施 調査対象：市内在住の満 20 歳以上の男女
公園利用実態ヒアリング	平成 30 年 2 月実施 対 象：各自治会
緑化活動に関するアンケート調査	令和元年 7 月実施 調査対象：市内を拠点に緑化活動に取り組んでいる個人及び団体等
ティードヌファみどりの未来を考えるワークショップ	令和元年 7 月実施 参 加 者：各自治会
地域別説明会	令和 2 年 1 月実施 対 象：住民
緑化活動市民・団体等意見交換会	令和 2 年 1 月実施 対 象：市内を拠点に緑化活動に取り組んでいる個人及び団体

### (1) 水と緑に関する意識調査

市民は市全体のみどりの量について、どちらかと言えば多いと感じているものの、15年前と比較すると減ったと感じています。

市民が好きなみどり、大切にしたいみどりとしては、「身近な公園や広場のみどり」「街路樹など道路のみどり」が挙げられており、公園や広場、道路のみどりを増やしていきたいと考えられています。

一方、現状のみどりの問題点として、公園や街路樹の手入れが不十分であることや自然と触れ合える場所が減っていたり、開発によるみどりが減っていたりすることを感じています。

公園については、子どもが遊べたり、高齢者が休憩できたりする身近な憩いの場となる公園が求められています。

市によるみどりの支援事業への参加として多いのは、「花と緑のまちづくりフェスタ」「牧港川クリーンアップ作戦」「緑の募金」「自治会等への苗木・草花配布」と

なっています。また、今後参加してみたい活動としては「市民農園・市民菜園」も挙げられています。

## (2) 公園利用実態ヒアリング

平日もしくは休日に「あまり利用が見られない」と回答のあった公園が85箇所のうち24箇所となっています。

身近な公園の利用者は、平日と休日ともに小学生が最も多く、次いで子連れ、高齢者、中高生となっています。平日と休日の利用状況を比較すると、平日は休日に比べ団体利用が多く見られ、休日は平日に比べ子連れの利用が多く見られます。

## (3) 緑化活動に関するアンケート調査

市内において緑化活動を行っている方は、個人や少人数のグループ・団体が多く、10年以上継続して活動されている方が多く見られ、多くは草花や樹木の植付け、選定作業に取り組まれています。

緑化活動を行う上で困っていることとしては、「人材不足」や「資機材（草木、樹木、スコップ、ヘラなど）の不足」が挙げられており、行政に対して「活動に必要な資機材の提供」や「資金面の支援」「みどりのまちづくり支援センター等の設置」が多く望まれています。

## (4) ティーダヌファみどりの未来を考えるワークショップ

地域のみどりについて、都市化により緑が少なくなっていると感じているものの、緑地や海浜等の自然が残っていることは良いと感じています。一方、公園内の花木や道路沿いの緑など身近なみどりについては、少ないと感じていたり、管理が不十分と感じていたりします。

将来に望む「みどり」のまちとして、みどりと花が豊かな公園・通り、きれいな河川のまちが望まれています。また、安全・安心・健康の視点でのみどりづくりや、地域住民が集える場所としたいと考えられています。

みどりのまちづくりのために住民ができることとして、地域による身近なみどりの管理を挙げており、そのためには地域が連携・協力してみどりの育成と管理に取り組むことができる仕組みづくり（支援センターの設置や専門家育成、専門的指導等）が望まれています。

## (5) 地域別説明会

みどりの保全、創出に向けて規制誘導の必要性についての意見が挙げられています。

公園のみどりについては、利用者ニーズも踏まえ、使い勝手の良くなるような再整備が求められています。また、管理面への要望がある一方、地域での管理に取組みたいといった意見も挙げられています。

樹木については、景観面や管理面に配慮した樹種の選定が望まれており、適切な剪定や台風等によって倒木した際の補植が求められています。

地域への支援として、民有地における荒れたみどりや県の土地において地域で管理できる仕組みや、地域で管理する施設の更新に対する補助、身近な生活環境への対応などが求められています。

緑化促進に向けては、支援制度の活用と周知のほか、市民の意識醸成や地域間の連携、庁内の連携が重要とされています。

みどりのまちづくり支援センターの早急な設置が強く望まれており、設置されるまでの間は、できることから取組みをはじめることが求められています。

## (6) 緑化活動市民・団体等意見交換会

市民及び団体等の緑化活動により市内各地に美しいみどりが増えていることに満足を感じています。一方で、川沿いのみどりの活用として川沿いを散策できるようにしたり、浦添グスク周辺における歴史的なみどりのあり方として歴史的な建築物との調和など改善すべきみどりについての意見も挙げられています。

市民による緑化を促進する仕組みとして、活動に対する表彰や活動場所（通り）への名称（愛称）付け、美らまちサポーター制度等の周知が求められています。

特に市民と行政が協働で持続かつ効果的にみどりのまちをつくっていくうえで、みどりのまちづくり支援センターの設置が強く求められており、活動を行う上で困っていることを相談できる場所として、また、活動者同士を結び付ける場所など、みどりに関する交流拠点としての機能などが期待されています。



## 5 みどりのまちづくりへの課題

この計画は、市民、事業者、行政が一体となって地域の風土や実状について考え、共に行動し、地域と共生する個性的なみどりのまちづくりを推進することに意義があります。したがって、浦添市のみどりをとりまく厳しい現状や評価すべきみどりの特性、これまでの市の取り組みによって培われたみどりの基盤をふまえ、さらには、市民ニーズを反映したうえで、浦添市のみどりのまちづくりを進めていくための課題を次のように整理します。

### (1) 原風景の基盤となるみどりの強化

浦添市の原風景の基盤となっている樹林地や草地、農地、水辺等のみどりは、今後の開発動向から、さらなる消失が予想されます。浦添市のみどりの構造や特性に基づき、今あるみどりの基盤を守りつつ、さらに、市の固有性やふるさとの風景を感じさせる斜面緑地や水辺のみどりを効果的、効率的に強化、創出していく必要があります。

### (2) みどりの大拠点の充実とみどりのネットワークの形成

浦添市は、市域の中心部に歴史・文化・交流・レクリエーションの大拠点となるみどり（浦添カルチャーパーク・浦添運動公園・浦添大公園・前田公園等）を確保していますが、浦添カルチャーパークや前田公園においては整備進行中のため、その広範な機能が十分に発揮できていない状況にあります。

今後、まちづくりの視点から、このみどりのポテンシャルをさらに引き出し、その活用を十分に図る必要があります。本市の顔となるみどりとしてこれらの公園緑地の整備を促進していくとともに、市域全体にみどりのネットワークを形成していくことが重要となってきます。

### (3) 幹線道路と河川のみどりの強化

みどりの軸としてみどりの骨格をかたちづくり、エコロジカルネットワークを形成する上で重要となる幹線道路と河川のみどりについて強化、創出していくとともに、既存の大木化や老木化した街路樹については周辺環境や地域特性に応じて再生していく必要があります。

### (4) 身近なみどりの創出

浦添市においては、身近な公園等の配置に地域的な偏りがみられるため、今後、バランス良い街区公園の配置を推進する必要があります。またそれと併せて、地域のニーズに適応しつつ、学校や地域の広場などを活用したみどりのオープンスペースの保全・創出も重要となってきています。特に、既成密集市街地においては、防災面やレクリエーションの観点から、生活道路や空地等の緑化を積極的に行い、みどりの生活環境づくりを推進する必要があります。

## (5) 地域と共生する民有地のみどりの保全・創出・継承

土地と生活者とのかかわりが希薄になりつつあり、地域における身近な自然を保全、継承する上で、住民の存在や役割が十分に生かされていない状況にあります。

屋敷林や生垣などの敷地境界のみどり、地域ゆかりの場、斜面緑地といったみどりは、それぞれの地域や個人の個性を育む空間です。こうしたヒューマンスケールのみどりの風景そのものが、地域の貴重な財産となり得ることから、今後は、住民や事業者の協力のもとに、民有地での開発行為に伴う緑化を促進し、地域の暮らしと共生する民有地のみどりを守り育てていくことが必要です。

## (6) 多様で質の高いみどりの形成

浦添市には、本来、微地形を覆う樹林地や草地、また、自然河岸、河川、井泉などの水辺といった多様なみどりが存在しています。しかし、浦添の地勢や空間のつながり、水の循環などを考慮すると、宅地造成や小河川の埋設化等によって、これらのみどりが分断されています。個々にみどりが存在するのではなく、公園、街路樹、水辺などの公共のみどりと住宅、生垣などの身近な生活空間のみどりが有機的につながり、「みどりのなかにまちがある」といったトータルな視点からのみどりの環境づくりを進める必要があります。

また、自然生態系の保全と回復に配慮したみどりづくりや、季節を感じさせる変化に富んだみどりづくりなど、みどりの質への配慮が重要視されていることを踏まえ、みどりの質の確保への配慮を十分に行う必要があります。

## (7) 総合的なみどりのまちづくりをパートナーシップでひろげる

みどり豊かな浦添市を実現するには、市民生活においてみどりと楽しくふれあう場や土地と人との関わりあいを取り戻す機会を増やしていくこと、また、このようなみどりへの取り組みを通じて、行政と市民、事業者、市民相互のつながりのなかで、浦添の環境というものを考え学びながら、愛着のある風景を育み、さらには、未来へつないでいくことがとても大切になってきています。

そのため、これまでに保全、整備してきたみどりの財産や地域住民によるみどりの活動を生かしつつ、それぞれの主体の役割分担を明確にしていくことが肝要です。これまでの市の取り組みを見直し、新たな工夫を加える一方で、行政と市民との協働体制づくりや行政内部における横断的な取り組みと体系化等により、総合的なみどりのまちづくり活動を推進していく必要があります。

## (8) 公園・緑地の再生

社会情勢の変化に伴い公園・緑地などみどりに求められる役割は変化しています。また、新規整備用地や予算の確保が一層難しくなる今後、今あるストックを長く有効に活用していくことが求められています。

このような状況の中、老朽化や利用ニーズの変化などにより利用が少なくなっている公園・緑地については、維持管理面を考慮しつつ利用されるみどりへと再生していく必要があります。



---

## 第3章 浦添らしいみどりをつくる

---

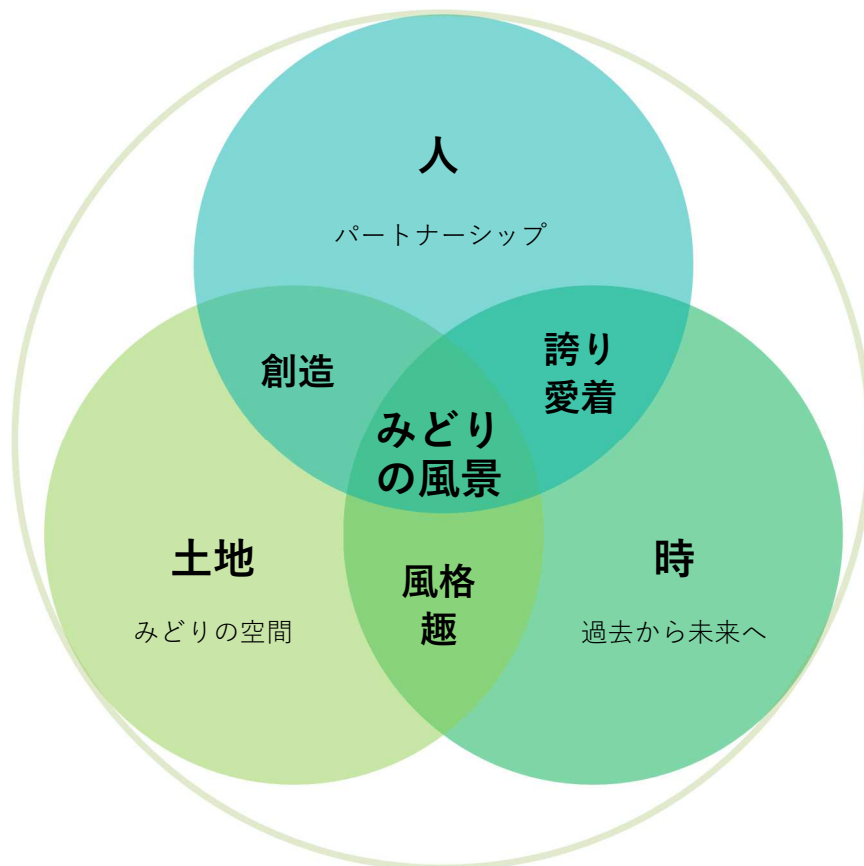
- 1 みどりのまちづくりの基本姿勢
- 2 基本理念
- 3 みどりの将来像
- 4 基本方針
- 5 みどりの目標



## 1 みどりのまちづくりの基本姿勢

浦添市が抱えるみどりの課題を解決するにあたって、大切なまちづくりの視点は、行政や市民が「みどりの風景づくり」を一緒に考え行動し、ひと、土地、時の流れをつないでいくこと、各々の関わりあいかたを取り戻し、資産として未来へ継承していくことです。

このため、浦添市では、まちづくりの主役である「ひと」、まちづくりの対象・舞台となるさまざまな命ある「土地」、まちづくりを共有する「時」を大切に、誰もが参加できる楽しいみどりのまちづくりを進めていきたいと考えております。パートナーシップでみどりを「創造」していく行為が、一人ひとりの感性を高め、豊かな心を育むことにつながり、時を重ねることでみどりに対する「愛着や誇り」も強まっていきます。そこから、浦添らしい「風格や趣のある」みどりの風景が継承されていきます。



みどりのまちづくりの基本的視点

## 2 基本理念

本来、浦添市には、土地固有の多様な水とみどりが存在しており、これらの優れた資源を生かしてみどりのまちづくりを進めていく必要があります。

また、こうしたみどりは個々に点在するのではなく、樹林地や自然海岸などの自然のみどりに河川や街路樹、公園、住宅地のみどりがそれぞれ有機的に連携しあってこそ、みどりのもつ様々な効用が発揮され、都市の安全性や潤い、風格が醸成されるものです。

今後のまちづくりは、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる都市環境の形成と、人が生存するのにふさわしい自然環境を積極的に保全、創出していくことが求められています。

「第四次浦添市総合計画」においても、浦添市の都市像を「てだこの都市 ーすべての市民が太陽のように光り輝く、活力あふれた平和で豊かな住みよいまちー」とし、その将来像は「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」であり、太陽とみどりが重要な構成要素になっています。

てだこ・浦添において、太陽（ティーダ）とは、そのエネルギーと慈愛が万物を育み、地に潤いと希望を与えるもの、ひとが生き生きと活動するうえでのシンボルとして捉えられています。また、みどりについては、市街地を海と環状のみどりが包み込み、自然にふれるなかで創造的市民文化を育むものであること、人間を尊重した安全で心やすまる都市環境を形成することを目指しています。

したがって、このようなことを踏まえ、浦添市のみどりのあるべき姿とは、

基本姿勢で述べた「ひと」「土地」「時」のつながりを大切に、太陽と同様に自然の恩恵としてのみどりの大木が、潤い豊かに浦添市域全体を包み込む「みどりの中に都市がある」環境を構築するものと捉えます。

そこで、本計画の基本理念は、こうした手づくりの時の風景を重ね広げるまちづくりを目指すものとし



太陽のようにさんさんと輝くみどりが市街地を包み込む

### <ティーダヌファのみどりのまち>

と定めます。

この基本理念においては、「**ティーダヌファ**」は、太陽のように元気なひと達、また、さんさんと輝く陽光のようなみどりの枝葉がのびる様子を意味します。すなわち、**ティーダヌファのみどりのまち**とは、愛着や誇りのもてるみどりの大木が、力強くみずみずしく、その枝や葉を市域全体にのばすと同時に、ひとの活動が生き生きとしている風景を描いています。

浦添グスクや浦添カルチャーパークなどの市域の歴史文化、レクリエーションの大拠点となるみどりの稜線、新たな市の玄関口となる前田駅周辺まで含めて「**ティーダヌファの顔**」として位置づけ、そこでの様々な出会いやまちづくりの小さな芽の活動が、大きなみどりのまちづくりの輪となるように支援していきます。時間を経たパートナーシップの成熟のもとに、一人ひとりがまちづくりの主役となり、暮らしの中に息づく手づくりの風景、浦添らしいふるさとのみどりを創造することで、「ひと」「土地」「時」をつないでいく情景深い「**琉球庭園都市**」を構築していくものとしません。



太陽の光に照らされ  
輝くみどり

彩りも豊かな大きく  
広がる樹冠のみどり

心地よい緑陰に抱かれて  
生き生きと活動する人々

しっかりと大地にいきづく  
幹と根っこのみどり

ティーダヌファのイメージ



### 3 みどりの将来像

「ティーダヌファのみどりのまち」の将来像を次のように描きます

#### 風土を特徴づける地形とまとまったみどり

- 浦添の風土を特徴づけるティーダヌファみどりのウイング
- 公園・緑地のみどり
- 公園や市民緑地により保全活用を推進するまとまったみどり

#### みどりの拠点づくり

- ティーダヌファの顔となるみどり歴史・文化・レクリエーション・交流等の中心となるみどりの一大拠点づくり
- 浦添を魅力アップするみどりの拠点づくり
- 地域の拠点となる公園のみどり
- ふれあいの拠点となるみどりの学校づくり
- 浦添の玄関口としての魅力づくり

#### みどりの回廊づくり

- 緑道や親水空間など人や生き物とのふれあいネットワークを推進する水辺のグリーンウェイづくり
- 浦添らしいグリーンウェイづくり

#### みどり豊かなまちなみづくり

- 防災みどりを推進する旧市街地ゾーン
- 歴史的資源を活かし、原風景の継承を推進する旧集落ゾーン
- 地形など自然特性を活かし、新たなみどりのまちづくりを推進する区画整理事業ゾーン
- 公園・学校等身近なみどりの拠点や住宅地等の小さなみどりの創出により、みどりのまちなみづくりを推進する市街地ゾーン
- 主に公共施設と事業所のみどりを増やし、つないでまちなみの形成を推進するゾーン
- 米軍基地





## 4 基本方針

将来像「ティーダヌファのみどりのまち」を実現するためには、行政、市民、事業者が力を合わせて、浦添市に残されたみどりを守りつつ、新しいみどりを創出していかなければなりません。また、これらの多様なみどりが、本当の意味での浦添市の財産となりえるためには、個々のみどりやひとのつながりをネットワークしていくことが重要です。そうすることにより、みどりのもつ環境・防災・景観・レクリエーションなどの効用が享受でき、いつまでも色あせしない手づくりの時の風景が積み重ねられた「ティーダヌファのみどりのまち」が実現します。

こうした考えに基づいて、本計画では、まちづくりの実現にむけた施策の基本的方向として“ひと・みどり・いきいきネットワーク”をキーワードに、大きな樹木に例えた次の4つの基本方針を設定します。

### (1) 浦添らしい景を物語り、太い幹や根っことなるみどりをまもり生かします

市域全体を覆うみどりの大きな樹木の成長には、それを支える太い幹と大地に力強く張る深い根っこが必要です。太い幹や根っことなるみどりとは、浦添市を特徴づける丘陵や集落に点在する歴史的資源、河川沿いの農地や樹林地、点在する農地、自然海岸などの自然のみどりに代表されます。このような浦添固有のふるさとの風景をとどめる丘や農地、水辺のみどりをしっかりと守り育てることが、浦添市のアイデンティティの形成につながります。

- 浦添グスクからシリンカー、カーミージーへ連なり北西方向に伸びる丘陵と、グスクから前田、沢岬、勢理客、小湾の海岸にかけて南西に伸びる丘はふるさと浦添を代表する風景であり、ティーダヌファのみどりの両翼として保全、活用します。
- 浦添大公園、浦添運動公園、浦添カルチャーパーク、前田公園などの公園緑地は、市域における求心的なみどりの核として位置づけます。これらの公園緑地の整備充実を図り、本市におけるみどりのまちづくりとしてのティーダヌファの顔づくりとその効果の波及に積極的に取り組みます。
- 近年の都市開発により農業の衰退が進む中、市域に点在する農地を保全し、ティーダヌファの水文風景（都市の農ある風景）として継承します。
- 地域に残された樹林地や樹木、井泉等ゆかりの緑地資源を保全、活用します。

### (2) まちなかのみずみずしい景をつなげる大きな樹冠のみどりをつくり美しく育てます

枝葉や花、実のみどりが、彩りも豊かに広がっていることがみずみずしく美しい樹冠をつくります。樹冠のみどりとは、暮らしの場における交流や安らぎの拠点となる公園や学校校庭のみどりをはじめ、まちなみを美しく整える生垣や屋敷林などの住宅地、街路樹や河川沿いのみどりです。すなわち、新たに創出されるまちなかのみどりのことです。

- まちなかの拠点のみどりとなる公園緑地の適正な配置と整備を推進します。

- 学校、公共公益施設及び、住宅、事業所等の緑化を推進することにより、身近な暮らしのふれあい拠点、みどりのまちなみを創造します。
- 国道58号、国道330号、臨港道路浦添線、浦添北道路、県道38号線などの幹線道路は、骨格となるみどりとして強化、創出、再生に取り組みます。
- 幹線道路以外の道路、河川沿いの緑化を推進することにより、歩いて楽しい道づくりや自然と共生する水辺空間づくりに取り組み、潤いある都市環境を形成します。
- こうした緑化の推進により、まち全体のみどりのネットワーク形成に取り組みます。

### (3) 次世代への財産となるティードヌファをみんなで大きく育てます

市民参加の楽しい「ティードヌファのみどりのまち」づくりが展開可能となるよう、行政、事業者、市民は公平な役割分担のもとに、良好なパートナーシップを形成していく必要があります。

- 暮らしに役立つみどりの情報や技術指導を容易に利用できるシステムづくりと、みどりの市民活動を支援するための交流拠点づくりに取り組みます。
- みどりのまちづくりにむけての行政、市民、事業者等の協働の仕組みづくり、行政内部の横断的バックアップ体制づくりに取り組みます。
- 誰もが楽しく参加できるみどりのイベントの開催や調査活動を企画する等みどりのまちづくりの小さい芽を育むための普及・啓発活動の推進に取り組みます。

### (4) みどりを魅力ある地域資源として輝かせます

これまで本市では地域に身近なみどりとして、都市公園やポケットパーク、道路・施設緑化に取り組んできました。特に公園においては、供用開始から長年経過し、その間の社会情勢の変化や利用者のニーズの多様化等により、利用実態と合わない公園も散見されます。これからは、ストックの有効活用できる再整備・管理が求められる他、都市公園法等の改正による新たなパークマネジメントの視点を持った公園の活用に取り組みます。

また、道路のみどりについては、枯損木や大きくなり過ぎた支障木等は適宜撤去・更新を検討し、健全なみどりのまちなみの景観を維持します。

- 公園の適切な管理及び施設更新など、公園の再生に取り組みます。
- 多様なニーズに対応できるよう、パークマネジメントの視点を持った公園の活用に取り組みます。
- 街路樹の計画的な剪定管理と撤去更新に取り組みます。

【施策の体系】



## 5 みどりの目標

### (1) 計画の目標年次

緑の基本計画では通常、計画期間を長期の20年としていますが、社会経済情勢の変化が激しい近年の情勢を踏まえ、変化に対応する柔軟な計画とするため、本計画の計画期間は10年とし、目標年次を令和12年（2030年）と設定します。

基準年	目標年次
令和2年 (2020年)	<b>令和12年 (2030年)</b>

・基準年は、本計画を市民へ公表する令和2年としました。

### (2) 計画の対象区域

本計画の対象域は、浦添市全域とします。

区分	行政区域	市街化区域	市街化調整区域		都市計画区域 (米軍用地除く)
				米軍用地	
面積 (ha)	1929.9	1515.7	414.2	269.4	1660.5
比率 (%)	100.0	78.5	21.5	14.0	86.0

・「平成30年版 統計うらそえ VI建設 都市計画 (81) 都市計画区域面積 (平成30年3月末現在)」による面積。米軍用地は「沖縄の米軍及び自衛隊基地 (統計資料集) R1.8」による面積。

### (3) 人口フレーム

本市の将来人口については、浦添市都市計画マスタープランとの整合を図り、以下のとおりとします。

年次	平成30年 (2018年)	➔	令和12年 (2030年)
人口	114,309		<b>120,000人</b>

・令和元年の人口は、平成30年10月31日時点での本市人口。  
 ・上記の将来人口には、米軍墓地跡地利用による計画人口は含んでいません。

## (4) みどりの確保目標と緑化の目標

### ①都市公園の確保目標量

都市公園について、将来的に市民一人当たりで整備・確保する面積の目標を以下のとおり設定します。

都市公園の確保目標

年次	平成 30 年 (2018 年)	➔	令和 12 年 (2030 年)
都市公園 (ha)	118ha		130ha
一人当たり確保面積 (㎡/人)	10.3		10.8
人口 (人)	114,309		120,000

都市公園：街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園（特殊公園）、都市緑地

### ②緑地の確保目標量

みどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のある緑地として確保する目標を以下のとおり設定します。

緑地の確保目標量

年次 みどりの種別	平成 30 年 (2018 年) 現 況		令和 12 年 (2030 年) 目 標		備 考
	現 況	割 合	目 標	割 合	
都市公園	118ha	42.8%	130ha	46.1%	基幹公園や都市緑地、特殊公園
公園・広場	15ha	5.4%	15ha	5.3%	開発行為による公園・緑地、港湾緑地
その他の緑	89ha	32.2%	95ha	33.7%	道路のみどりや学校のオープンスペース等
農地・樹林地	54ha	19.6%	42ha	14.9%	市街化調整区域の農地、森林計画区域内林地等
合 計	276ha	100.0%	282ha	100.0%	
市域面積に対する割合	約 17%		約 17%		米軍基地除く 1,660.5ha に対する割合

※西海岸第 2 ステージの緑化については、具体的な計画が未定な為、計上していません。

※米軍基地用地に関しては、跡地利用基本計画に基づき、全体用地の 20% (約 55ha) を公園緑地として確保することとしています。平成 31 年 3 月時点で 10ha の用地を確保済みであり、公園の配置や規模については今後の跡地利用計画の進捗に合わせて本計画へ反映させます。現時点の本計画では、現在検討中の基本計画図を、地域別みどりのまちづくり計画の一端として記載します。

③緑化の目標

みどり豊かで潤いのあるまちづくりを実現するには、公園整備や道路緑化の拡充、公共公益施設の緑化充実などを図るだけでなく、市民及び事業者の方々の協力を得て住宅や事業所といった私有地の緑化を進めていく必要があります。以下に、施設毎の緑化の目標を設定します。

施設毎の緑化目標

	区分	緑化の目標
公 的 施 設	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道幅員 3 m未満は 2 mの有効幅員の確保を前提に残りを植栽等による緑化を図る</li> <li>●歩道幅員 3 m以上は 2 m以上の有効幅員を確保し、残りの中・大型種の街路樹を植栽する</li> <li>●歩道を確保できない道路や歩道幅が狭く植栽が行えない道路では、沿道残地で高木や草木による緑化を図り、沿道宅地の緑化を促進する</li> <li>●既存道路の改修にあたっては個別の道路環境に応じて適切な緑化に努める。また良好な既存木は保全に努める</li> <li>●枯損木や大きくなり過ぎた支障木については撤去・抜根を行い、現地状況を勘案した上で新たな若木を植栽する等、街路樹の再生に努める</li> </ul>
	役所（庁舎等施設）や学校等の公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、敷地の30%以上を緑化</li> <li>●接道部の緑化率は原則、間口側道路境界線の長さの1/2以上を緑化</li> </ul>
	河川や海岸域等の水辺及び御嶽や井泉等の拝所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り、敷地及びその沿道の緑化を樹木で行い緑量の確保を行う (※別途緑化指針等の作成が必要)</li> </ul>
民 間 宅 地	宅地 (住宅、事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、敷地面積の10%以上及び間口側道路境界線の長さの1/4以上を緑化</li> <li>●周辺景観と調和した敷地内緑化や壁面緑化・屋上緑化などの修景に努める (生垣・壁面・屋上緑化助成制度を促進)</li> </ul>

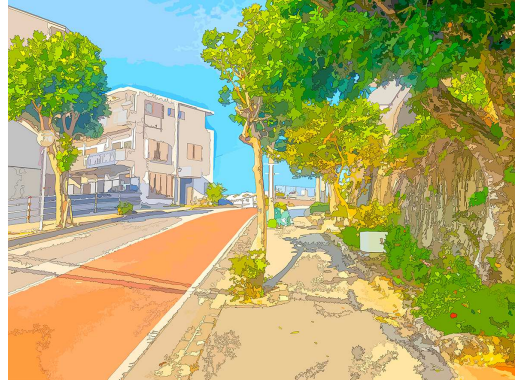
※詳細事項については、景観計画の内容も踏まえ、取り纏めることとする

④緑視効果の向上

都市部においてまとまったみどりの創出が難しい中、市民が心地よいと感じる「みどりの質」を向上していくことが重要となります。このため、市民がみどり豊かと実感できるよう、生垣や壁面緑化といった緑視効果の向上を図ります。

## 道路の緑化例

### ●道路空間の緑化イメージ



## 施設の緑化例

### ●規模の大きな施設の緑化例



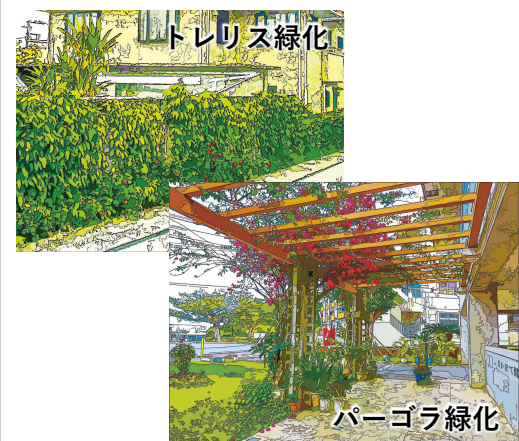
### ●規模の小さな施設の緑化例



### ●緑視効果を高める緑化例 (壁面緑化や屋上緑化)



### ●道路沿道の緑化例 (施設内)



## (5) みどりの質の目標

### ①質の高いみどり

みどりは、単に緑化や緑地保全等によりその量を多く確保すれば良いというものではありません。緑量を確保しながら、みどりの持つ多面的機能（グリーンインフラ）の充実を図っていくことが求められます。質の高いみどりとは、みどりの持つ機能や役割を十分に果たしているみどりのことをいい、具体的には、地域の特性を活かしながら、次に挙げるような質の高いみどりを市内各地に増やしていきます。

#### ●自然環境（生態系）を保全するみどり

- ・小鳥や昆虫などの多様な小動物の生息空間となるみどり
- ・地下水の涵養を促し水の循環につながるみどり
- ・土壌の浸食を抑えるみどり



#### ●都市環境を調節するみどり

- ・新鮮で冷たい空気を循環させ、都市部の気温上昇を調節するみどり
- ・強い風や強い日射し、騒音や粉塵等をやわらげるみどり



#### ●防災に役立つ働きをするみどり

- ・災害時に安全を確保する避難地や避難路となるみどり
- ・都市洪水や浸水等の水害を抑えるみどり
- ・地震や豪雨による土砂崩れを抑えるみどり



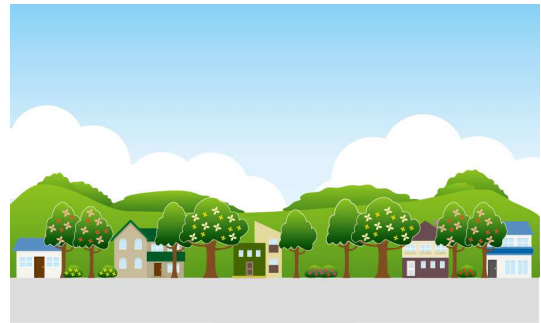
#### ●レクリエーションの働きを充実させるみどり

- ・屋外スポーツを過して健康の維持増進が図れるみどり
- ・都市生活で疲れた心やストレスを癒すみどり
- ・生態系のしくみを学べるみどり



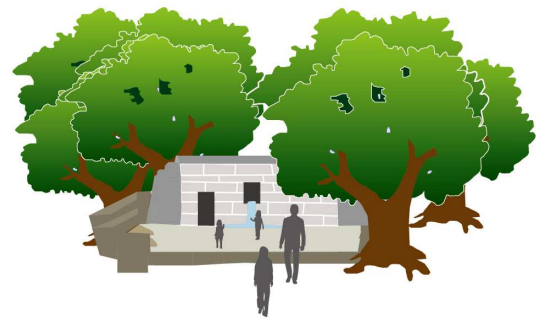
●美しい景観を形成するみどり

- ・うるおいがあり美しい街並みをつくるみどり
- ・四季の移ろいを楽しめるみどり
- ・豊かな地形の変化を彩り、美しいスカイラインをつくるみどり
- ・管理が行き届いているみどり



●地域の個性を表すみどり

- ・地域特有の環境や風土から生まれた植生が形成するみどり
- ・地域にゆかりのある古木や大木など地域のシンボルとなるみどり
- ・地域の歴史や文化資源と一体となったみどり



②みどりの質に関する目標

平成27年度に実施した「みどりに関する住民意識調査」にて市内のみどりに対する満足度を聞いたところ、35.0%（「満足」「やや満足」と回答した人の割合）が満足と感じていました。

みどりの質の向上を目指す上で、市内のみどりに対する満足度を指標とし、これを高めていくことを目標とします。

みどりの質に対する目標

年次	平成 27 年 (2015 年)	➔	令和 12 年 (2030 年)
市内のみどりに対する満足度で 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	35.0%		40.0%



---

## 第4章 みどりの配置方針

---

- 1 自然を豊かにするみどりの配置
- 2 安全なまちをつくるみどりの配置
- 3 スポーツや余暇を楽しむみどりの配置
- 4 浦添らしい風景をはぐくむみどりの配置

## 1 自然を豊かにするみどりの配置

### (1) 基本的な考え方

今後のまちづくりでは、自然植生等の貴重な自然資源を保全し、野生動植物との共生が可能な環境づくりに励むとともに、都市部での気象緩和や水循環の基盤を形成した都市環境を目指します。

浦添市環境基本計画では、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の保全、快適な都市環境の創造としてみどりに関する施策の方向性が位置づけられており、同計画との整合性・連携を図りながら進めます。

### (2) 整備方策

- ①自然との共生を目指すまちづくりに重要なみどりの保全・創出
- ②環境への負荷を軽減するまちづくりに重要なみどりの保全・創出

#### ①自然との共生を目指すまちづくりに重要なみどりの保全・創出

浦添市の自然を豊かにするとともに、良好な都市の環境を持続していくために、自然植生等の貴重な自然資源を有するみどりの保全をはじめ、日常生活においても観察される身近な動植物との共生を目指します。

また、生物多様性の確保に向けて、まとまりのあるみどりや点在するみどりが、つなぐみどりによって結びつくことでエコロジカルネットワークの形成を促します。循環する健全な生態系のまちづくりを進めていくためには、将来に向けて地域の自然の構造を明確にし、バランスの取れたみどりの配置、みどりの持つ多様性の把握に十分に努めていきます。そして、浦添カルチャーパーク、浦添運動公園一帯を浦添の自然を豊かにするみどりの拠点としての整備を図ります。

#### ●貴重な動植物の生息・生育場所であり、身近な動植物とふれあえるみどりの保全

- ・浦添城跡の丘陵地やシリンカー河口部の緑地など、まとまりのあるみどりの保全
- ・牧港川や小湾川、カーミージーなど、河川や海岸等の水辺地の保全
- ・市街地内に残存する小規模な斜面緑地や地域の名木となっているアカギ、ガジュマルなど、樹林地や大木の保全

#### ●市街地における身近なみどり空間の保全・創出と、エコロジカルネットワークの形成

- ・浦添城跡の丘陵地やシリンカー河口部の緑地、市東端の比屋根川沿いの斜面緑地など、まとまりのあるみどりの保全
- ・公園や学校、御嶽・拝所など、点在するみどりの保全と創出
- ・道路や河川など、つなぐみどりとして強化、創出、再生
- ・以上の多様な形態を持つみどりと、沖縄本島の都市部において貴重でかつ広大な自然海岸が残る西海岸地域を結びつけた、浦添市全域にわたるエコロジカルネットワークの形成

②環境への負荷を軽減するまちづくりに重要なみどりの保全、創出

昨今では地球温暖化による世界の平均気温や世界平均海面水位が上昇していることから、温室効果ガスの抑制を目指した低炭素社会へ移行することが重要です。また、都市部ではヒートアイランド現象等により夏の気温が高くなり熱中症のリスクが懸念されています。温室効果ガスの吸収や緑陰の形成等によるヒートアイランド現象の緩和、市街地での気温調節や大気浄化等の環境負荷を軽減することに有効な公園や緑地、街路樹等の身近なみどりの整備・充実を図ります。

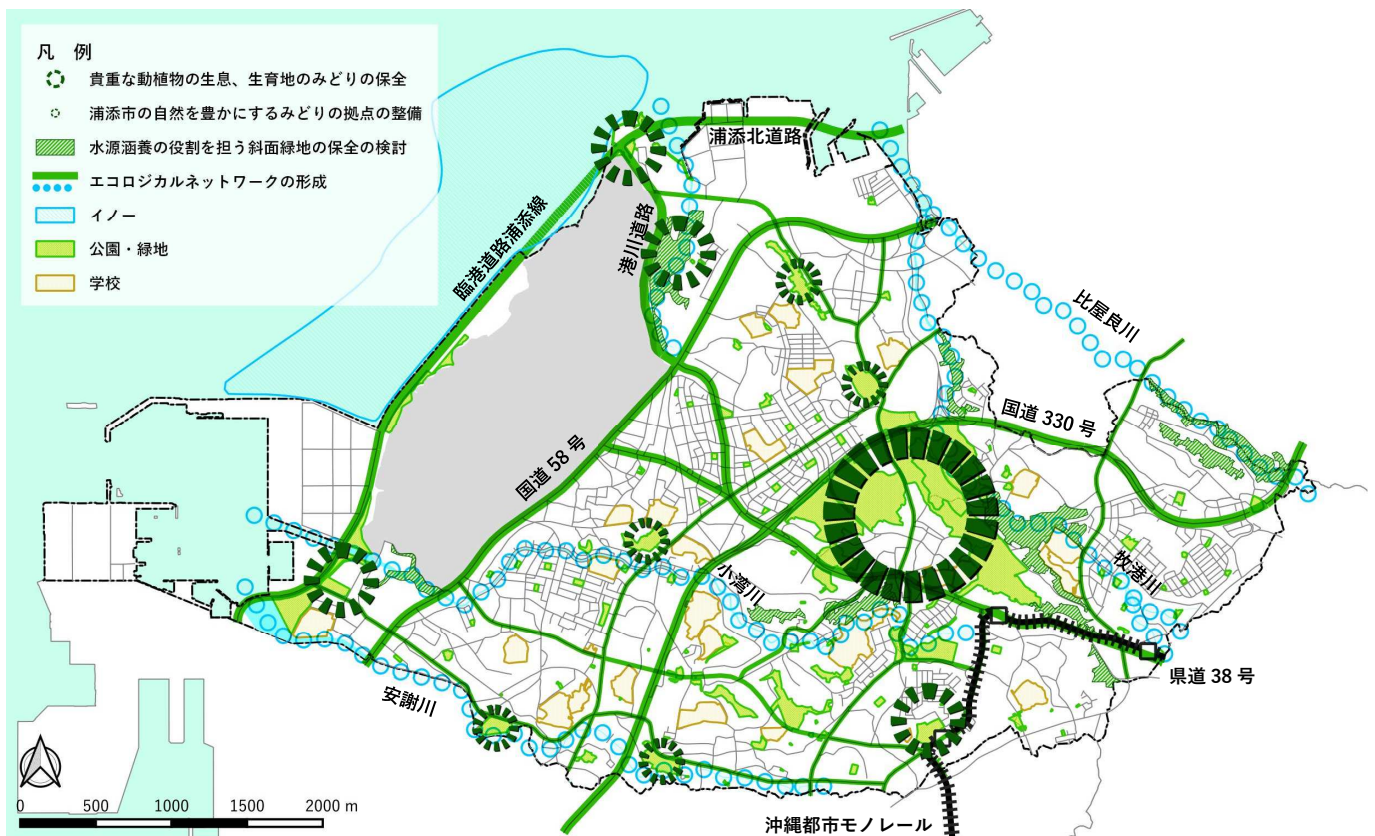
また、道路や公共施設は夏の強烈な日射しを遮光する緑陰のできる樹木の確保に努め、旧集落においては冬の北風から集落を擁護するクサティ森の保全を図ります。

●水源涵養の役割を担う斜面緑地の保全

- ・浦添城跡の丘陵地や経塚、沢岬周辺等の斜面緑地の保全の検討

●市街地や旧集落など、自然度の低い地域でのみどりの保全・創出

- ・国道58号と国道330号に挟まれた密集市街地でのみどりの保全と創出
- ・西原、仲間、沢岬など、旧集落におけるクサティ森の保全とみどりの創出



## 2 安全なまちをつくるみどりの配置

### (1) 基本的な考え方

災害発生時の市民の安全確保のための防災拠点公園の整備・充実と避難地となる身近な公園の整備や防災機能を強化するとともに、河川・道路においては延焼遮断緑地としての整備を目指します。

浦添市地域防災計画では、浦添カルチャーパークと浦添運動公園を広域避難場所として位置づけています。また、広域避難地や一時避難地となる公園の計画的な配置・整備を掲げており、同計画との整合性・連携を図りながら進めます。

### (2) 整備方策

- ①都市の安全性を高めるみどりの保全と創出
- ②都市の安全性を高める防災ネットワークの形成

#### ①都市の安全性を高めるみどりの保全と創出

浦添カルチャーパーク、浦添運動公園一帯を安全なまちづくりを推進するみどりの拠点としての整備を図ります。また、防災性を高めるみどりの推進エリアとして、牧港や城間、屋富祖等の密集市街地でのみどりの創出を図ります。

斜面が多く分布する地形的特徴を持った本市では、「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべりによる危険が予想される箇所」に指定されている斜面緑地が多く、その保全と安全な整備をはじめ、その他の斜面緑地についても、土砂崩壊防止や洪水調節機能が十分に発揮できるような保全と整備を図ります。

延焼・遅延機能を持つ街路樹については、国道、県道はすべて整備されていますが、市道については未整備の区間が多く、日常生活に密着した市道は避難路としても活用できる整備を図ります。

#### ●災害発生時における広域的な避難地となる緑地やオープンスペースの確保と防災機能の充実

- ・浦添カルチャーパークや浦添運動公園など、大規模公園の防災機能の充実
- ・シリンカー河口部の緑地など、平坦な緑地の確保および防災機能の充実

#### ●身近な公園の整備および防災機能の強化

- ・街区、近隣、地区公園を避難地として活用できる整備・充実や、火に強い樹木の選定および安全性を高める樹木の配置の検討

#### ●災害防止に有効な緑地の保全・創出

- ・「急傾斜地崩壊危険箇所」や「地すべりによる危険が予想される箇所」に指定されている斜面緑地の保全と整備

●延焼防止・遅延機能を持つ道路や河川の緑地軸の確保と、防災機能の強化・充実

- ・ 国道、県道の街路樹の管理・充実、および市道の街路樹の整備
- ・ 河川のみどりの創出、河川沿い道路の緑化

●公害防止に有効なみどりの創出

- ・ 特に市街地における、道路沿線の騒音や排気ガス等の公害を防止、軽減するためのみどりの創出

②都市の安全性を高める防災ネットワークの形成

市街地に点在する公園や学校等のみどりの空間をはじめ、避難路・延焼防止機能を持つ道路や河川を活かしたみどりの軸を確保し、防災ネットワークの形成を図ります。特に、みどりの空間が少ない国道58号、330号間の市街地においては、避難地として有効な働きを持つ公共施設や自治会広場等のオープンスペースの確保と、公園や学校グラウンド等での防災機能の強化・充実を図ります。



### 3 スポーツや余暇を楽しむみどりの配置

#### (1) 基本的な考え方

将来に向けての多様なレクリエーション需要に対応するとともに、長寿・福祉社会に適したまちづくりと、特色ある歴史文化および交流の場を活かした個性豊かな魅力ある都市の形成を目指します。

浦添市スポーツ推進計画では、「気軽にスポーツ活動が行える環境整備の推進」を掲げており、スポーツ施設や公園施設の整備にあたっては同計画との整合性・連携を図りながら進めます。

#### (2) 整備方策

- ① 浦添の魅力を高めるレクリエーション活用場の整備・充実
- ② 市民の身近なレクリエーション活用場の整備・充実
- ③ 道路・河川を活かしたレクリエーションネットワークの形成

##### ①浦添の魅力を高めるレクリエーション活用場の整備・充実

浦添市民に限らず広域的に利用されている浦添カルチャーパークや浦添運動公園一帯を、浦添を代表するみどりの拠点として整備を図ります。

また、浦添市の特色ある自然および郷土資源を有効に活用し、その地域に適した遊び場となるような整備、充実を図ります。

- ・浦添運動公園や浦添カルチャーパークなど、広域的に利用されている既設の大規模公園の整備と充実
- ・カーミーゼーやシリンカー河口部の緑地など、地域の自然とふれあえる場の創出と整備

##### ②市民の身近なレクリエーション活用場の整備・充実

子供や高齢者、身障者が安心して遊べ、憩える空間として身近な街区公園をはじめ、余暇活動施設はユニバーサルデザイン化の検討を図ります。また、市域に点在する広場・遊び場、宇有地等を充実したレクリエーション活用場としての整備を図ります。

公園や緑地の整備が遅れている地域においては、点在する空地のオープンスペースを活かした市民緑地や市民菜園や民間施設内の敷地、学校グラウンドの開放など、住区ごとにバランスのとれたレクリエーション活用場の創出を図ります。

##### ●地域住民にとって活用しやすい充実した公園の整備

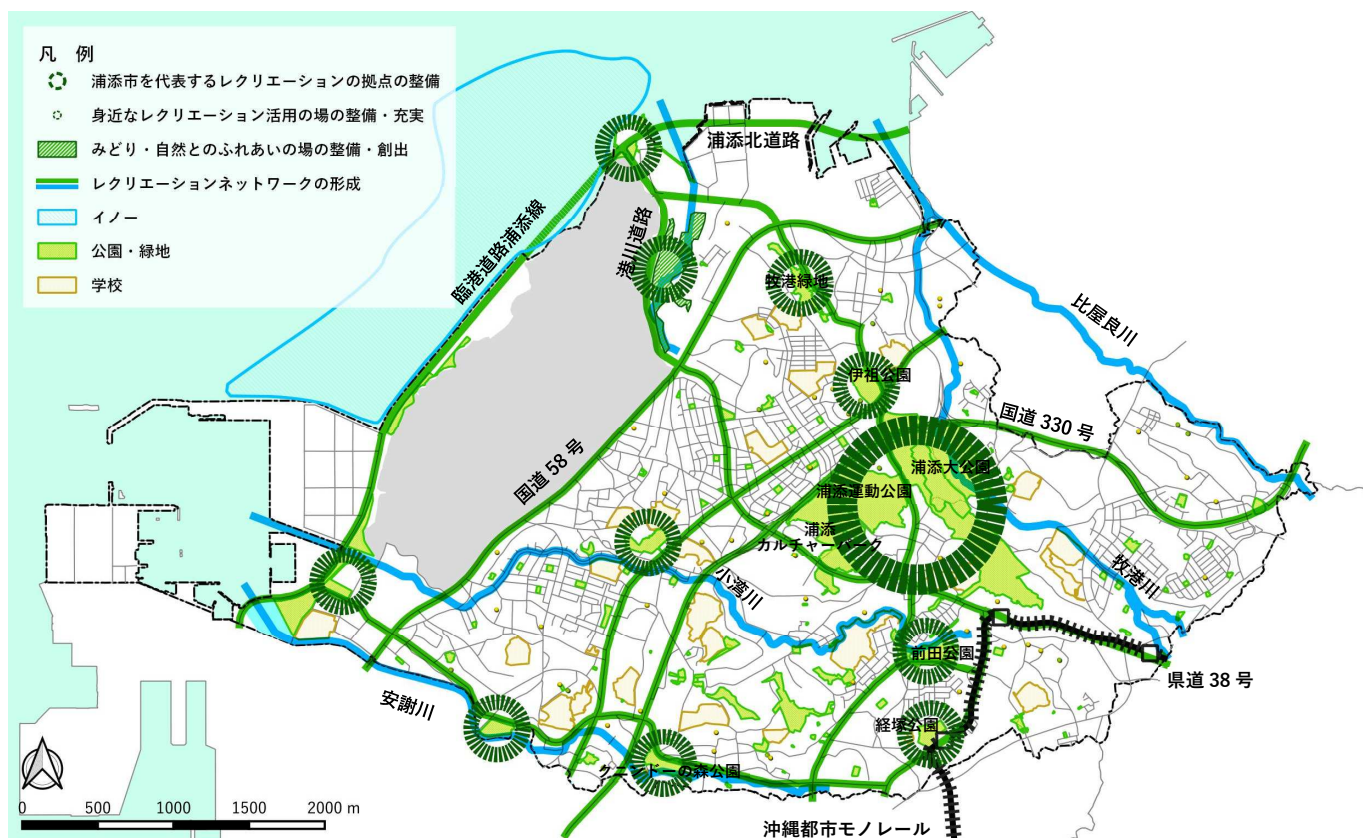
- ・既設の街区・近隣公園の整備・充実

##### ●レクリエーション活用場が不足する地域での遊び場の創出

- ・住区でのバランスのとれた公園整備の推進
- ・農地や空地の活用
- ・民間施設や学校におけるグラウンドの一般開放の推進

### ③道路・河川を活かしたレクリエーションネットワークの形成

公園や緑地などのレクリエーションの場を、街路樹やポケットパーク等で整備したみどりに包まれた道路や河川で結びつけることで、市域におけるレクリエーションのネットワーク化を図ります。日常生活において、いつでも花とみどりにふれあい楽しめるまちづくりを目指します。



## 4 浦添らしい風景をはぐくむみどりの配置

### (1) 基本的な考え方

浦添らしさが表れ、良好な景観資源となっている丘陵、珊瑚礁の発達する海岸域、市街地を流れる河川等の自然景観や、かつての琉球を偲ばせる郷土景観、そして日常生活に密着した市街地景観等の保全と回復、創造を目指します。

浦添市景観まちづくり計画においては、市域を構成する緑や河川、海岸、幹線道路、歴史資源などの骨格的な要素も含め、良好な景観形成の推進に取り組んでおり、今後は同計画との整合性・連携を図りながら進めます。

### (2) 整備方策

- ①ティーダヌファの景観を代表とするみどりの拠点の整備、および浦添の風土を特徴づけるみどりの骨格を形成する丘陵の自然景観の保全
- ②海や川の水辺地におけるうるおいのある景観の創出
- ③生活に密着した身近な景観の保全と整備
- ④景観シンボルとなるみどりの保全と眺望地点の整備

#### ①ティーダヌファの景観を代表するみどりの拠点の整備、および浦添の風土を特徴づけるみどりの骨格を形成する丘陵の自然景観の保全

浦添カルチャーパーク、浦添運動公園一帯を浦添の景観を代表するみどりの拠点としての整備を図ります。

また、市街地を包むように連なる丘陵は、古来より浦添を代表する自然景観であり市民の誇りとなっています。これを、浦添の風土を特徴づけるティーダヌファみどりのウイングとして後世に残るように努めます。

#### ②海や川の水辺地におけるうるおいのある景観の創出

浦添市の海岸線は、軍用地とカーミージー周辺を除くとほとんどが人工海岸となっており、珊瑚礁域の澄んだ海と相反する景観となっています。また、小湾川をはじめ、市街地を流れる河川においても自然的な景観を見せる場所は少ないため、今後は、うるおいのある景観づくりとして、海岸域におけるみどりの創出や河川護岸の緑化を検討します。

- ・カーミージー周辺での自然景観の保全
- ・西洲、伊奈武瀬等の工場地帯における海岸域のみどりの創出の検討
- ・小湾川、安謝川等の市街地を流れる河川沿いの緑化の充実

#### ③生活に密着した身近な景観の保全と整備

国道58号、330号間の市街地をはじめ、みどりの空間が少ない地域においては、公園や学校、公共・民間施設、民有地での花とみどりによる彩りのある景観形成を目指します。

旧集落においては、浦添の原風景を懐かしむ生垣の緑化や花の創出を図るとともに、

御嶽や拝所においては、古来より人々との結びつきが強い場所として、集落内における特徴的な景観ポイントとしての整備を図ります。

道路は沿道も含め、住居地域や商業地域等、その地域の土地利用に適した花とみどりの景観形成を目指します。また、王府時代に参詣道として整備された普天間街道などは、歴史の道にちなんだ道路景観づくりを図ります。

●市街地におけるみどりのまちなみ景観の形成

- ・良好なみどりの景観が少ない地域での公園整備の検討と道路緑化の促進
- ・学校や公共施設、民有地における緑化の促進

●歴史的風土と結びついたみどりの景観資源の保全

- ・点在する郷土資源を活用した景観形成
- ・歴史の道にちなんだ道路景観づくり

④景観シンボルとなるみどりの保全と眺望地点の整備

浦添市の景観シンボル（ランドマーク）となるみどりやその周辺地の保全の検討を図るとともに、郷土の景観が見渡せる眺望地点（ビスタポイント）においては、みどりによる整備充実を図ります。また、ティーダヌファをイメージづける玄関口には、魅力ある花とみどりの整備・創出を図ります。

- ・ワカリジー（為朝岩）やうがんやまなど、ランドマークの保全とその周辺緑地の保全
- ・カーミージーや経塚の碑がある高台など、ビスタポイントの整備と充実
- ・国道58号の宜野湾市境界、キャンプキンザー入口など、市の玄関口での花とみどりによる魅力ある景観の形成





---

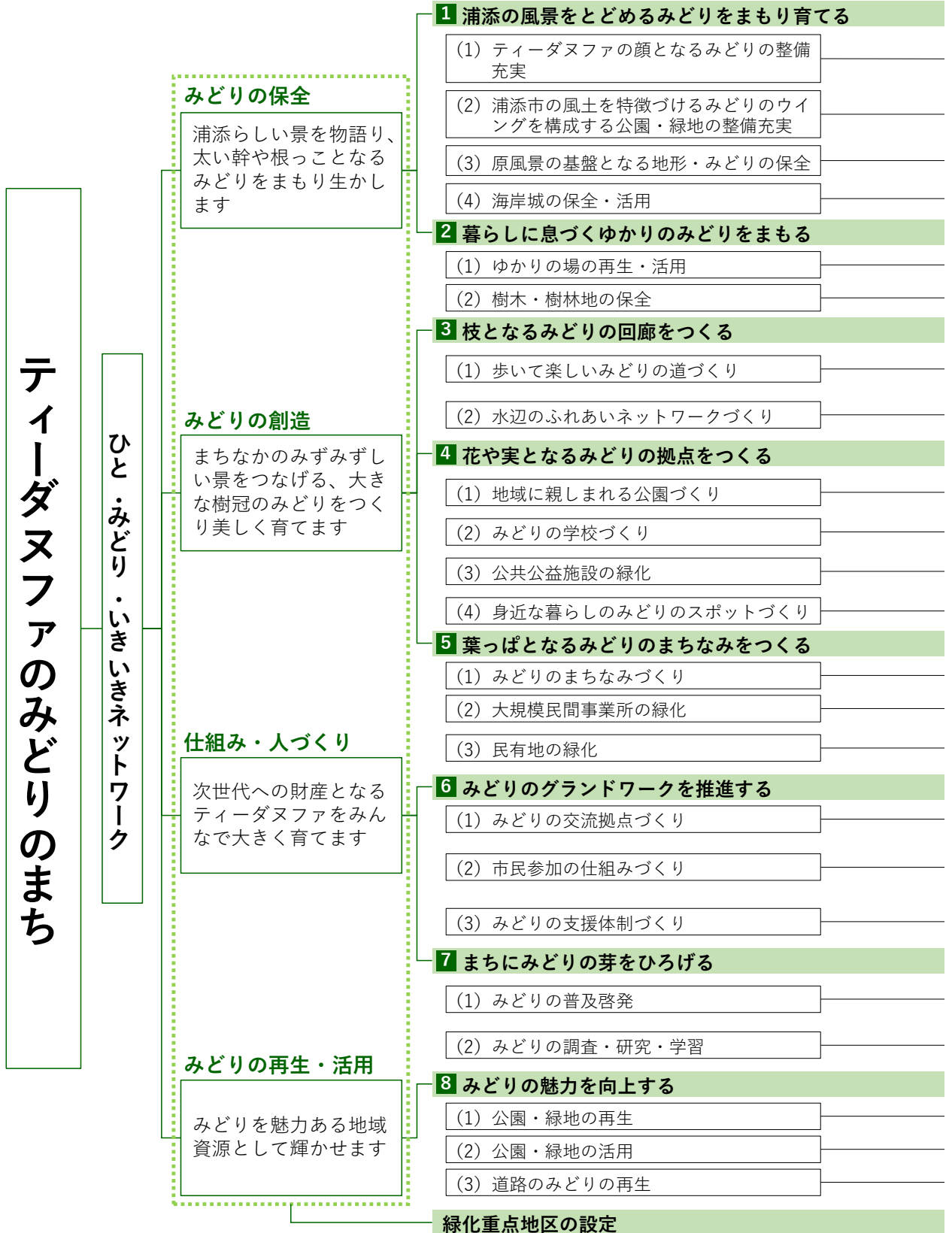
## 第5章 みどりのまちづくり施策

---

- 1 施策の体系
- 2 各施策の内容
- 3 緑化重点地区の設定
- 4 みどりの管理運営・利活用方針

# 1 施策の体系

みどりの将来像の実現に向けて、みどりの保全、創造、再生・活用の視点から仕組み・人づくりも含めて施策を以下のように設定します。



①浦添大公園・浦添運動公園・浦添カルチャーパークの整備推進 ③浦添都市モノレール延長による新たな顔の形成	②浦添の顔である浦添城跡周辺区域の緑化推進
①みどりのウィングを構成する公園・緑地の整備推進	
①地域制緑地制度(市民緑地制度等)の活用による緑地保全の検討 ③周辺市町との協力によるみどりの保全	②在来植生による森の回復 ④農地の保全・活用推進
①カーミーゼー周辺の保全と活用の推進	②西海岸エリアにおける緑化推進
①御嶽や火の神など拝所の再整備と緑化の推進	
②井泉や河川等の再生と活用	
①保存樹木制度等の活用検討	②森林環境譲与税等の活用検討
③樹木保全のための病害虫防除促進	
①街路樹の拡充と管理充実 ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽マスの管理充実	②ポケットパーク整備 ③花や添景木による街角のみどりの充実
①河川沿いの斜面緑地の保全及び河川護岸の緑化推進 ③水環境保全対策の推進	②井泉を活用したせせらぎの再生 ④生き物と共生する水辺の獲備
⑤緑道の整備	
①公園や緑地の適正配置の推進 ③地域特性に応じた特色ある公園づくり	②公園ワークショップ等市民参加の公園づくりの推進 ④指定管理者制度による公園緑地の管理・活用
①花とみどりの学校づくりの推進	②校庭開放の推進
①公共施設の積極的な緑化推進 ③植栽した樹木等の管理充実	②国・県等施設の緑化推進に関する要請活動の展開
①市民参加による身近な広場等の緑化やリメイクの推進	②未利用地を活用した市民広場(市民菜園)の整備推進と活用促進
①地区計画・景観計画制度の活用	②緑地協定の推進
③開発地等の緑化推進	
④工場等緑地協定の推進	⑤接道部緑化や建物緑化等の促進
①樹木1本植樹運動や緑地指導等の推進 ③各種緑化技術指導等の拡充	②民有地の緑化を促す助成制度等の拡充 ④公開空地整備の誘導
①「みどりのまちづくり支援センター」の整備推進	
①花と緑のまちづくりフェスタの推進 ③公園愛護会活動の活性化促進 ⑤ワークショップ等の手法によるみどりの計画づくり	②市民主体のみどりのまちづくり活動への助成制度の充実 ④みどりの市民リーダーの育成とみどりの人材バンク設置
①みどりに関する技術指導と情報の提供 ③みどり全般に関する行政の横断的バックアップ体制づくり	②緑化や緑地保全に関するみどりの保全活動
①みどりのイベント開催充実 ③みどりの広報活動の充実	②緑化やみどりの景観形成に関する顕彰制度の検討 ④苗木配布の充実 ⑤記念植樹への支援
①みどりと水の調査・研究・学習の普及活動 ③学校教育をととした自然環境学習の推進	②地域と連携した自然環境学習の推進
①管理・更新方針の検討	②老朽化対策の推進
①民間活力の導入	②地域課題に対応した公園緑地の活用
③公園利用ルールを検討	
①再生方針の検討	②良好な既存樹木の剪定管理
③道路環境に応じた適切な緑化	

重点施策  
みどりの管理運営・利活用方針

## 2 各施策の内容

基本理念や基本方針の内容を具現化し、みどりの将来像や目標を実現するため、市民・事業者・行政が力を合わせたパートナーシップにより、次のような施策を、市内の各地域でひとつずつ具体的に展開していきます。

### 1 浦添の風景をとどめるみどりをまもりそだてる

#### (1) ティーダヌファの顔となるみどりの整備充実

本市のほぼ中央部に位置する浦添大公園・浦添運動公園・浦添カルチャーパークは約70haの大きなみどりの空間です。そこは、浦添市において歴史・文化・レクリエーション・交流等の中心となる一大拠点のみどりです。また、本市のシンボルである浦添グスクは、かつて浦添が王統を確立して繁栄した時代の歴代王の居城であり、復元整備と世界遺産登録が願われている市民の心のよりどころです。この市民共通の願いを実現するために、浦添グスクそのものだけでなく、周辺地域も含めて落ち着いた雰囲気づくりや浦添グスク周辺にふさわしい景観形成等の環境整備が不可欠です。本計画では、このエリア一帯をティーダヌファの顔となるみどりとして位置づけ、整備充実を図って行きます。

##### ①浦添大公園・浦添運動公園・浦添カルチャーパークの整備推進

- ・浦添大公園の丘陵は、市を象徴するグスクの森等として、浦添城跡の復元と併せて周辺環境整備を推進します。
- ・浦添運動公園は、市民のレクリエーション及び市域の防災拠点として充実を図るため、引き続き公園内施設の整備を推進するとともに、公園部分の維持管理に努めます。
- ・浦添カルチャーパークは、市民のみどりのまちづくり活動を支え広げる「市民交流の森・文化の森」として整備を推進します。

##### ②浦添の顔である浦添城跡周辺区域の緑化推進

- ・古くから浦添グスクをクサティ森として今日まで本市の行政・文化の中心地として発展してきた仲間地区および市のシンボルロード地区として位置付けられている県道浦添西原線沿線地区について、その風格ある歴史、文化環境の維持・向上をより一層推進するために、住民の意識向上と緑化推進事業に取り組みます。

##### ③浦添都市モノレール延長による新たな顔の形成

- ・経塚駅前に整備する経塚公園や前田公園は、その立地特性を活かし、住民と来訪者との交流の場となるとともにまちを活性化させる公園として、パークマネジメントの視点での整備を推進します。

## (2) 浦添市の風土を特徴づけるみどりのウイングを構成する公園・緑地の整備充実

本市には、浦添断層崖を中心とした緑地帯が市内を囲むように広がっており、本計画ではこれを「浦添市の風土を特徴づけるティードヌファみどりのウイング」として位置づけています。市街化が進み環境の健全性が損なわれつつある現代においては、自然環境の保全が重要な課題となっており、開発の中にあっても公園や緑地として保全し、整備充実を図っていきます。

### ①みどりのウイングを構成する公園・緑地の整備推進

- ・牧港緑地やクニンドーの森公園をはじめ、みどりのウイング上に位置する緑地の保全及び公園の整備を推進します。
- ・市街地開発が進む際には、みどりのウイングとしての連続性に考慮した公園や緑地を開発地内に配置し、整備を図ります。

## (3) 原風景の基盤となる地形・みどりの保全

本市には、市街化が進行する中において浦添の原風景となる浦添断層崖を中心とした緑地帯や、牧港川、安謝川、小湾川、シリンカーなどの河川等があります。これらのみどりは本市の地形的特徴を景観的に美しく表す基盤となるみどりとしてその保全が重要です。そこで、これらのみどりの保全・活用を図るため、以下の施策を推進します。

### ①地域制緑地制度（市民緑地制度等）の活用による緑地保全の検討

- ・市内の良好な斜面緑地等を保全するため、土地所有者の協力を得て、市が土地所有者と契約を交わし、樹林地を一定期間市民へ公園的に利用させる市民緑地制度や豊かなみどりの景観や環境を維持するための緑地保全地域の指定など地域制緑地制度の検討を推進します。

### ②在来植生による森の回復

- ・浦添らしいみどりの景観づくりを進めるため、各地域の土質等に合わせて、かつての浦添市の在来植生による森の回復を公園等で積極的に展開します。

### ③周辺市町との協力によるみどりの保全

- ・隣接する市町との境界部に現存する良好な斜面緑地等を保全するため、周辺市町及び境界となる河川を管理する沖縄県との連携・調整を図ります。

### ④農地の保全・活用推進

- ・本市の田園的風景を構成する農地は、近年の都市開発による農業の衰退により減少が進んでいます。生産の場のみならず、雨水の保全や地下水の涵養などの機能を持つ農地の確保は重要な課題です。そのような視点から現存する農地（休耕農地・耕作放棄地）を保全するため、土地所有者との意向調整を行いながら、市民が農に触れあう場として、また、生き物の生息拠点、情操教育の場等として活用検討を進めます。

#### (4) 海岸域の保全・活用

本市の西側に広がる自然海岸の大部分は、長期間米軍基地の存在で市民がアプローチできないものとなっていました。西海岸道路等の開通により、以前よりも容易にアプローチができるようになりました。西海岸の北側にあるカーミージー周辺にはイノーが広がっており美しい自然海岸があります。市、市民、活動団体において様々な活動がなされているこの周辺の海岸を「里浜」と定義づけ、自然環境や歴史文化の学習の場等として保全・活用するための「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」を策定しており、周辺の整備についても、市民がそこへ自由に行き来でき活用が図れるよう親水性の高い水辺空間づくりを推進しています。また、西海岸開発計画が進められている那覇港浦添ふ頭においては、みどり豊かな港まちづくりを推進します。

##### ①カーミージー周辺の保全とアクセスの確保による活用の推進

- ・ 市内で唯一、自然海岸の環境を満喫できるカーミージー周辺を、市民等活動団体との協働による保全と活用を図り、海浜植生を活用した海浜公園の整備と拠点施設整備を推進します。



##### ②西海岸エリアの緑化推進

- ・ 本市西海岸開発計画が進められている那覇港浦添ふ頭においては、世界的水準の観光リゾートの形成を目指し本市の新たな交流拠点として大きな期待が寄せられるコースタルリゾート地区や、既に大型商業施設を開業している第一ステージ地区を有しています。当地域については、海岸に近い土地環境を活かした道路や事業所等の緑化推進、緑地整備充実を推進します。

## 2 暮らしに息づくゆかりのみどりをまもる

### (1) ゆかりの場の再生・活用

浦添城跡や旧集落の周辺には、御獄や火の神、殿、井泉など歴史的に地域のゆかりのあるみどりの空間が数多く点在しています。それらはみどりの量としては小さいものの地域の歴史・文化や生活など市民の精神的なつながりが深い神聖なみどりの空間です。また、井泉やそこから流れる水路等は、災害時などの非常用の水源として活用でき、その水量確保と保全が重要です。そのためこれら御獄や拝所、井泉の緑化充実を図り、保全と活用を進めます。

#### ①御獄や火の神など拝所の再整備と緑化の推進

- ・地域の歴史・文化を伝承させ、みどりのある神聖な空間として市民の認識が高まるよう、各地域の御獄や井泉などゆかりの場をみどりで修景し保全、活用を図ります。



#### ②井泉や河川等の再生と活用

- ・ウラオソイの歴史を感じさせる水辺景観の創出を図るため、各地域の井泉や水路、河川の再整備を進めるとともに、井泉の水量確保のため、水源域の樹林地等の保全を図ります。

### (2) 樹木・樹林地の保全

浦添市内には、旧集落を中心にアカギやガジュマルなど地域のシンボルとなる古木・大木や、また、旧集落のクサティ森として古くから残る樹林地や密集市街地内に点在する小さな樹林地があります。これらみどりの保全は地域の個性ある景観を維持し、また、地域の歴史・文化をとどめ伝える小さな自然の森として重要です。そのためそれらの樹木や樹林地を保全する制度等の活用を検討します。

#### ①保存樹木制度等の活用検討

- ・地域の顔となるシンボルツリー等といった樹木・樹林の保全を図るため、保存樹木制度や、景観重要樹木の指定、文化財指定について検討を行い、地域との協働によるまちなみの魅力スポットづくりを推進します。

#### ②森林環境譲与税等の活用検討

- ・市内に残る良好な樹林地を、地域の歴史・文化を伝承し、生き物を育む自然の森及び防災上重要な緑地等として保全するため、森林環境譲与税等の活用を検討します。

#### ③樹木保全のための病虫害防除促進

- ・近年、病虫害による樹木の被害が多く報告されています。公園内の樹木保全のため、マツやデイゴ等に対する薬剤注入等による防除を推進します。また、文化財保護の一環として、ソテツに対する病虫害駆除を推進します。

### 3 枝となるみどりの回廊をつくる

#### (1) 歩いて楽しいみどりの道づくり

道のみどりは、まち中の様々なみどりをつなぎ、まちなみを美しく整え、道行く人に木陰や季節感を与えるとともに、自動車の騒音や粉塵を防ぎます。また都市防災上の機能や身近な生き物を育むなど、快適な都市環境には欠かせないみどりのインフラ（都市基盤）であり、市内にある国道・県道は全て緑化がなされています。市道においては、道路の整備に伴う街路樹の整備を展開してまいりましたが、約20%程度の緑化に留まっており、特に幅員の狭い市道は、市民が散歩や買い物、通学路など日常的に利用する身近な生活空間として、沿道の民地も含めて緑化を推進していくことが重要です。

また、街路樹及び植栽柵内の管理は、場合によっては交通に支障をきたす可能性があるため、整備だけではなく、その後の管理が重要な課題となっております。

そこで、道路のみどりについては、歩いて楽しいみどりの道づくりを基本に、以下の施策を展開します。

#### ①街路樹の拡充と管理の充実等

- ・ 広域的な幹線道路は、浦添市のイメージを向上させるため、街路樹の拡充や管理の充実を図り、浦添らしいみどり豊かな道の景観の創出を図ります。特に、本市の行政、教育、文化の拠点を繋ぐ幹線道路である県道浦添西原線（シンボルロード）については、浦添グスクの城下の道筋としての歴史文化的景観と道路植栽により、多くの市民の心に響く、シンボルロードにふさわしい景観の創出を図ります。また、国道58号の東側市街地と西海岸を結ぶ重要な幹線道路である港川道路についても、みどり豊かな道路となるよう取り組みます。
- ・ その他、国道58号等の幹線道路についても良好なみどりとなるよう取り組みます。
- ・ 地域内の主要道路は、在来樹木の選定や花の名所等の四季の道づくり等テーマを検討し、地域に親しめる道のみどりづくりを推進します。
- ・ 植栽空間が十分に確保できない狭幅員の身近な生活道路にあっては、沿道宅地の緑化を市民と協働で進めます。
- ・ 沿道宅地の壁面緑化や生垣を推進し、色彩あふれる道路景観に配慮するよう促進します。

#### ②ポケットパーク整備

- ・ 買い物や散歩の際の休息や憩いの場となる空間を創出するため、道路残地などの空きスペースを活用したポケットパークや花壇等の整備を行い、周辺住民との協働による地域のスポットづくりを推進します。



### ③花や添景木による街角のみどりの充実

- ・みどり豊かな浦添市を演出するため、周辺市町から本市へアクセスする際、本市の玄関口となる交差点部等や、各街区の交差点部や街角において、修景緑化を積極的に推進します。

### ④行政及び地域住民の協働による街路樹の選定

- ・道路のみどりを市民共有の財産として捉え、樹種の選定等については住民参加や、必要に応じて景観審議会を活用した検討を行うなど地域に適合した道路植栽を推進します。国道や県道については、景観や歴史性など地域特性に適合した道路植栽となるよう関係機関に求めます。

### ⑤美らまちサポーター制度を活用した植栽マスの管理充実

- ・植栽マスの庭先の花壇としての活用については、美らまちサポーター制度等を積極的に活用し、市民協働による道づくりを図ります。

## (2) 水辺のふれあいネットワークづくり

河川や水路などの水辺は、市民に安らぎやうるおいを与えるとともに、身近な生き物の生息する貴重なみどりの空間です。本市には、市域を東から西へ流れる河川や各集落に点在する井泉があり、以前では生活雑排水の流入による水質汚濁が激しく、本来水辺の持つ豊かな機能が失われ、市民の日常生活とはかけ離れた存在になりつつありましたが、これまでの下水道の整備などにより、多くの河川の水質が改善に向かっております。

今後は、治水等の都市の安全性確保や生活雑排水を適正に処理する下水道の整備等を推し進めながら、水や生き物とふれあえる水辺づくりや市民がジョギングや散策を楽しめる緑道、散歩道の整備を進め、みどり豊かな水辺のネットワークづくりを推進します。そのため、以下の施策に取り組みます。

### ①河川沿いの斜面緑地の保全及び河川護岸の緑化推進

- ・河川沿いに残る斜面緑地は、身近な生き物の生息空間となる貴重なみどりとして、できる限り保全に努めます。うるおいがあり快適な水辺を創出するため、河川沿いの道路や民間宅地、河川護岸の緑化を推進します。

### ②井泉を活用したせせらぎの再生

- ・井泉とつながる水路は、小規模でも身近な暮らしの中で水辺とふれあえる貴重な空間として捉え、かつての自然豊かなせせらぎとして再生を図ります。

### ③水環境保全対策の推進

- ・河川の親水化を図る上で前提となるのは、水質の向上と水量の確保です。そのため、樹林等の緑地の保全や造林を推進し、水循環機能の向上を図るとともに、各流域の生活排水問題への対応を図り、流域のみどりの保全や民間宅地内等での緑地の確保、雨水浸透枳の設置や透水性舗装の促進による地下水の涵養促進を進めます。



## 4 花や実となるみどりの拠点をつくる

### (1) 地域に親しまれる公園づくり

公園緑地は、都市におけるみどりの中核であり、市民が身近なみどりとふれあえるオープンスペースです。公園緑地には、身近なみどりとしての都市環境の保全だけではなく、みどりのまちなみ形成や都市防災の向上、レクリエーション活動の場など様々な機能があります。みどり豊かな安全で快適なまちづくりに公園緑地は欠かせないものです。本市はこれまで浦添運動公園等の大きな公園から街区公園等の小さな公園まで様々な公園を鋭意整備してきました。しかし、まだまだ身近な公園等の設置には地域的な偏りが見られるため、今後バランス良く公園を配置していく必要があります。また身近な公園は、住民の暮らしに息づくみどりのオープンスペースとして、住民のニーズや地域の環境特性、ユニバーサルデザイン等を踏まえた公園づくりが望まれています。

そこで今後、市民共有のみどりのオープンスペースとして、地域に親しまれる公園づくりを目指し、以下の施策を展開します。

#### ①公園や緑地の適正配置の推進

- ・地域の人口規模や公園への誘致圏域等を勘案し、各地域で、公園緑地の配置バランスが適正に保てるよう整備を進めます。
- ・特に旧集落や密集市街地等の公園が少ない地域においては、遊休地や空き地等を活用した規模にこだわらない公園緑地の整備など、効果的、効率的な身近なみどり空間の確保を目指します。

#### ②公園ワークショップ等市民参加の公園づくりの推進

- ・市民に親しまれ、市民による自主的な管理等を促せる公園づくりをめざし、公園整備を行う際は、「公園ワークショップ」を展開するなど、計画づくりからその後の管理運営まで市民参加で行う仕組みづくりを推進します。

#### ③地域特性に応じた特色ある公園づくり

- ・市民の安らぎや安堵感など心の充足を与える公園づくりを目指し、花の名所や香りが楽しめる等の公園を整備推進します。
- ・身近な生物や植物とふれあえ、環境学習の場としても活用できる、自然環境特性を生かした公園づくりを進めます。
- ・地域の御嶽や拝所等の歴史・文化資源を一体的に取り込み、歴史や文化が薫る公園づくりを進めます。
- ・市民の多様な公園利用ニーズに対応するため、市民意向を把握しながら、自己の責任のもと、自由な発想で楽しめる体験型の公園（プレーパーク等）づくりを推進します。



- ・国指定名勝に指定された伊祖グスクがある伊祖公園については、歴史文化的・観光資源としての価値の上昇に併せ、より利用しやすい整備や維持管理を進めます。
- ・浦添市の特産品である桑商品の原料となる桑葉や桑実に、市民が気軽に触れ合えるような公園づくりを検討します。

#### ④指定管理者制度による公園緑地の管理・活用

- ・指定管理者制度を用い民間の造園業者等の技術を活用し、より利用者が満足できる公園管理に努めます。
- ・地域による公園の管理・運営を育むため、一部の公園の管理を公園愛護会やその他 NPO 法人等の公的団体へ移管し、より利用者に近く自由度の高い公園管理運営の仕組みづくりを検討し実践します。



## (2) みどりの学校づくり

学校は、市域にほぼ均等に配置され、市街地の中でも比較的広いオープンスペースを有しており、地域の活動を引き出す交流の場や拠点としての機能を持っています。また、既成市街地において、学校のみどりは、うるおいある景観の構成要素等として重要な役割を持っています。今後は、学校を地域の重要な役割を担うみどりの拠点として位置づけ、以下の施策を展開します。

### ①花のみどりの学校づくりの推進

- ・地域の公園緑地機能を補う拠点としての役割を充実させるため、学校の花のみどりづくりを推進する助成制度や顕彰制度の創設を目指します。
- ・地域住民による緑化活動を促すため、地域と一体となった学校緑化等活動の支援充実を図ります。
- ・地域の自然環境の回復や環境教育の場として、学校内のビオトープづくりを検討していきます。
- ・地球温暖化対策推進のため、屋上緑化や壁面緑化等の検討を進めます。

### ②校庭開放の推進

- ・市街化が進み公園等のみどりの空間が少ない地域では、校庭は貴重なオープンスペースです。そのため、各学校の緑化を充実させながら、関係機関との調整を図り、校庭の開放を進めます。

## (3) 公共公益施設の緑化

市内には、市庁舎をはじめ文化施設、福祉施設等の多くの公共公益施設があります。これらの公共公益施設は、市街地の主要な場所に配置され、多くの市民が利用する施

設であることから、地域のみどりのまちづくりのお手本として重要な役割を担います。また、防災上の機能を高める意味でも公共公益施設の緑化充実が必要です。そのため、みどりの量や質の高い緑化と管理充実を積極的に進めます。

#### ①公共施設の積極的な緑化推進

- ・施設の性格や地域の特性にあった緑化を進めるため、市内の公共公益施設の敷地や建物の緑化を推進します。なお、増改築時において緑化部分が失われる場合には、同敷地内に同程度の緑化を施すことを積極的に推進します。

#### ②国・県等施設の緑化推進に関する要請活動の展開

- ・市内には、浦添市だけでなく国や県等の公共公益施設が配置されています。これら、本市の管轄外の公共公益施設の緑化推進をさらに進めるため、景観計画や地区計画による緑化基準を定めるほか、国や県等への緑化推進の要請活動を展開します。

#### ③植栽した樹木等の管理充実

- ・緑化推進を図るだけでなく、みどりの管理充実を徹底し、公共公益施設で質の高いみどりづくりを進めるため、植栽した樹木等の管理充実を推進します。

### (4) 身近な暮らしのみどりのスポットづくり

地域内には、公園や緑地等の公的なみどりのオープンスペース以外に、公民館広場や字有地、未利用地等の小さい様々なオープンスペースが点在しています。こうした空間は、日常的に市民が出会え、ふれあえる安らぎのみどりとして重要です。そのため、身近なみどりのスポットとして広場の緑化（高木や草花の植栽）の推進やリメイク、市民菜園などの装備を推進します。

#### ①市民参加による身近な広場等の緑化やリメイクの推進

- ・各地域の自治会等が管理する広場や字有地等は、住民の暮らしに息づくみどりの空間として貴重な場所です。そのため、これらの緑化や修景、改修を、花と緑のまちづくりフェスタ事業等を用い地域住民との協働で積極的に推進します。

#### ②未利用地を活用した市民広場（市民菜園）の整備推進と活用促進

- ・市街地内に現存する休耕地や空き地等の未利用地は、市内のみどりの空間を充実させる上でその活用を進める必要があります。そのため、これら未利用地について、今後も市民広場（市民菜園）等の整備を推進し、その活用を進めます。

## 5 葉っぱとなるみどりのまちなみをつくる

### (1) みどりのまちなみづくり

みどり豊かなまちなみを形成するには、市民・事業者・行政の協働が不可欠です。

市民、事業者と行政が各種制度や計画について共に考え、理解、協力し、みどりのまちづくりに向けて共通の目的意識のもと、実践的な活動を展開するために以下の施策を展開します。

#### ①地区計画制度・景観計画の活用

- ・市街地における良好な景観形成及び住環境づくりを推進するため、景観まちづくり計画（以下、景観計画）及び地区計画制度を活用し、みどりによる市街地環境整備を推進します。

#### ②緑地協定の推進

- ・市民参加による地域に誇れる花とみどりの並木道づくりと沿道の修景緑化、管理の充実を図るため、地域住民との調整を十分に行いながら、街区ごとに緑化を促し、緑地協定の締結を目指します。

#### ③開発地等の緑化推進

- ・民間開発などにより新たな住宅地の形成が図られる地区では、本計画にそったみどり豊かなまちづくりを実施するため、開発事業者による積極的な緑化等を促進します。

### (2) 大規模民間事業所の緑化

工場等の事業所のみどりは、労働環境の改善だけでなく、地域の景観形成や防災機能の向上など重要な役割を果たします。また、近年は社会貢献という観点から、地域へ開かれた工場等の事業所緑化が求められてきています。また、地域住民との交流を図りながら、地域の環境改善活動等への参加対応も求められてきています。

そのため、以下の施策を展開します。

#### ①工場等緑地協定の推進

- ・みどり豊かなまちづくりの推進に、事業所も参加を促すため、地区計画や景観計画による緑化基準の定めのほか、一定規模の工場等事業所との緑地協定の締結等を図り、敷地内や接道部の緑化を推進し、みどりのまちなみ形成を目指します。

#### ②接道部緑化や建物緑化等の促進

- ・市内の事業所へ本計画の理解を求め、みどり豊かなまちづくりの推進に参加を促し、接道部や敷地、建物の緑化を促進します。



### (3) 民有地の緑化

みどり豊かな街並み形成を行うには、道路や公園などの公共施設や公共公益施設だけでなく、市域面積の大部分を占める民有地、すなわち、民間の住宅や事業所の緑化を積極的に推進することが必要です。そのため、以下の施策を展開します。

#### ① 樹木 1 本植樹運動や緑地整備指導等の推進

- ・ 民間の開発等で緑地確保や緑化推進を促すため、建築確認申請と連動した緑化指導体制づくりを検討し、推進します。
- ・ 市内の住宅や事業所、工場等で高木植栽運動や緑地整備促進を展開し、市内の緑量をさらに増やします。

#### ② 民有地の緑化を促す助成制度等の拡充

- ・ 民間の住宅や事業所の敷地及び建物の緑化を促進するため、生垣や壁面緑化、ベランダや屋上緑化に関する制度の拡充を検討します。



#### ③ 各種緑化技術指導等の拡充

- ・ 民間の住宅や事業所の敷地及び建物の緑化を具体的に促進するため、接道部や壁面、屋上等の緑化を促す技術指導等を展開します。

#### ④ 公開空地整備の誘導

- ・ 事業所敷地の緑化を促進するため、総合設計制度等の活用を促進し、公開空地の緑化を誘導します。

## 6 みどりのグラウンドワークを推進する

みどりのまちづくりの実現には、基本的に市民・事業者・行政のパートナーシップによる具体的な場の改善活動が、市内の各地で展開される必要があります。この三者のパートナーシップによる地域の環境改善活動の参考になるのが、グラウンドワークという運動で、身近な環境改善を市民・事業者・行政の三者が協力して事業を進めるのが特徴です。本市においては、今後、市民及び事業者と協働でみどりのまちづくりを展開していく支援・仕組み・体制づくりに取り組み、浦添型のグラウンドワークを推進していきます。

### (1) みどりの交流拠点づくり

みどり豊かなまちなみの形成を実現し、それを維持するには日常的に市民や事業者がみどりづくりに関心を持ち、活動を続けることを支援する仕組みや拠点づくりが必要になります。そのため、パートナーシップによるみどりのまちづくりを促進する「みどりのまちづくり支援センター」の整備を推進します。

#### ①「みどりのまちづくり支援センター」の整備推進

- ・みどりのまちづくりを推進するため、市民活動の支援や情報の提供、発信、緑化の技術指導等を行うとともに、市民同士の交流拠点となる「みどりのまちづくり支援センター」の早期整備を推進します。

### (2) 市民参加のしくみづくり

みどり豊かなまちづくりを実現するには、市民がみどりを共有の財産として認識し、積極的に地域のみどりづくりに取り組むことが重要です。そのため、以下の施策を展開し、住民主体のみどりのまちづくりを推進します。

#### ①花とみどりのまちづくりフェスタの推進

- ・地域の住民が自ら、みどりのまちづくりをめざして計画立案から実践行動にいたる活動を支援・促進する事業を推進します。

#### ②市民主体のみどりのまちづくり活動への助成制度の充実

- ・市民及び事業所の参加による緑化や環境改善活動を活性化するため、現在の「まちづくりプラン賞」にかわる各種助成制度の創設を検討します。

#### ③公園愛護会活動の活性化促進

- ・市民団体による公園の管理等活動を活性化するため、公園愛護会等との交流機会を増やすことや公園指定管理者等による情報提供や技術指導支援、助成金交付等、活動のバックアップを進めます。

#### ④みどりの市民リーダーの育成とみどりの人材バンク設置

- ・各地域の緑化等活動を促進するため、市民リーダーの育成（まちづくり学校の活用等）やみどりに詳しい人材の育成や派遣が行え、また、それらの人材をネットワークさせるなどの組織・仕組みづくりを進めます。

#### ⑤ワークショップ等の手法によるみどりの計画づくり

- ・公園や広場等の整備に市民意向を取り入れ、計画づくりへの参加を促すため、ワークショップ等の手法を用いた計画づくりを推進します。



### (3) みどりの支援体制づくり

みどりの交流拠点となる施設を整備し、市民を中心としたみどりの交流を活性化するだけではみどり豊かな街並み実現と維持は達成されません。そのため、行政を中心に以下の施策を推進します。

#### ①みどりに関する技術指導と情報の提供

- ・住宅や事業所の緑化促進を図るため、みどりに関する技術指導や情報の提供等を広報活動やイベント等を通じて積極的に展開します。

#### ②緑化や緑地保全に関するみどりの保全活動

- ・市民や事業者の協力を得ながら、現存する樹林地や農地等の保全、自然環境等のみどりの保全活動（みどりのトラスト運動等）を検討します。

#### ③みどり全般に関する行政の横断的バックアップ体制づくり

- ・従来 of 体制にとらわれず、柔軟で確実なみどり行政が実施できるよう、庁内の横断的バックアップ体制づくりを進めます。

## 7 まちにみどりの芽をひろげる

### (1) みどりの普及啓発

みどり豊かなまちづくりを実現するためには、みどりを増やす意義やまちづくりへの関心を多くの市民や事業者が持ち、みどりの活動を具体的に地域で実践することが必要になります。そのため以下の施策を展開します。

#### ①みどりのイベントの開催充実

- ・多くの市民や事業者が、みどりを増やす意義やまちづくりへの関心を持ち、各活動や事業へ参加機会が増えるようみどりのイベント（自然観察会、クリーンアップ花市等）の開催を充実させます。

#### ②緑化やみどりの景観形成に関する顕彰制度の検討

- ・本市ではこれまで、都市美を創出するための「都市景観賞」にかわる「まちづくりプラン賞」を創設し、地域まちづくり活動に対して表彰や助成金交付を行ってきました。今後は、緑化やみどりの景観形成に関する顕彰制度や、屋外広告物に関する本市独自の条例の制定、良好な景観形成に資する建造物や屋外広告物等への表彰制度の創設を検討します。

#### ③みどりの広報活動の充実

- ・みどりに関する幅広い市民参加を促すため、市が取り組むみどりの支援事業等の内容を市民や事業所への広報活動を充実します。

#### ④苗木配布の充実

- ・市民や事業所がみどりのまちづくりへ気軽に参加できる機会を増大させるため、花や樹木の苗木、種子の配布事業を充実します。

#### ⑤記念植樹への支援

- ・市民や事業所の緑化意識を醸成するため、自治会や商店街、工場や事業所等で行う記念植樹を支援します。



## (2) みどりの調査・研究・学習

みどり豊かなまちづくりを実現し、維持する上では、各種制度の充実や施策の展開だけでは充分とは言えません。そのため、市民参加による身近な自然（みどりや生き物、河川や井泉の水質等）の調査・研究への助成制度を検討します。

### ①みどりと水の調査・研究・学習の普及活動

・市民の自然環境保全に関する意識向上を促すため、各種調査や研究・学習の普及活動を推進します。

### ②地域と連携した自然環境学習の推進

・安謝川や小湾川等を市民の自然環境学習及び交流の場としての活用が図れるよう整備充実を図ります。

### ③学校教育をととした自然環境学習の推進

・子供の視点を含めたまちづくりを推進するため、市内のみどりや河川を活用した自然環境学習や環境改善活動等の取り組みを、学校教育をととして推進します。



## 8 みどりの魅力を向上する

### (1) 公園・緑地の再生

市内の公園緑地は、市の人口増加を見込みこれまで約90ヶ所が整備されてきましたが、日本国全体の人口が減少傾向にある中、浦添市についてもこれ以上の急激な人口増加は見込めない状況にあります。そのような中で課題になってくるのが整備済みの既存公園の利用者減少です。平成30年度に調査を行った「公園利用状況実態調査」においては、面積が小さく遊具の少ない街区公園ほど利用がほとんど無い状況にあります。これらの利用頻度の乏しい公園について、その再生を図るために以下の施策を展開します。

#### ①管理・更新方針の検討

・管理費用が高騰している中で、より効率的かつ利用者ニーズに応えられる管理を推進するため、除草・清掃作業工程等の見直しや、従来の行政管理から、地域住民と連携した管理方法を推進するとともに、ストックの再編（公園の統廃合）についても検討します。

#### ②老朽化対策の推進

・公園施設の老朽化による使用停止と、それに伴う利用者減少を食い止めるため、交付金を活用した長寿命化事業などによる施設改修や予防保全に取り組み、公園別の施設更新方針を立て、計画的なりニューラルを推進します。



### (2) 公園・緑地の活用

平成29年の都市公園法等の改正により、公園での保育所等の設置、事業者による収益施設の設置が容易となるなど、より利用者に近い検討ができるようになりました。公園に求められているニーズの変化やそれを可能とする法律改正に伴い、浦添市においても地域・行政が持つ課題に対応できる場として、公園の利活用方針（パークマネジメント）を検討していくため、以下の施策を展開します。

#### ①民間活力の導入

・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえて、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した施設整備、公園への民間事業者の出店や民間資金の活用等、民間活力を導入した公園の整備・管理運営の手法について検討し、公園の新たな魅力を創出します。

## ②地域課題に対応した公園緑地の活用

- ・健康福祉・保育・地域活性・防災など地域の課題対応の場として公園緑地の多様な活用を推進します。

## ③公園利用ルールの検討

- ・地域の公園を有効に利活用するために、公園を利用する多様な主体との連携や合意形成のもとで公園利用ルールの作成を検討します。

## (3) 道路のみどりの再生

植栽されてから長い年月が経過した街路樹が増加しており、大木化や老木化に伴う倒木や、信号や街灯の妨げ、根上がりによる舗装のがたつきなど、道路交通の安全に影響を及ぼしています。

こうした課題に対応するとともに、みどり豊かな道路景観を守りながら、安全で良好な歩行空間となるよう、また、地域特性に応じた街路樹としての再生に向けて以下の施策を展開します。

### ①再生方針の検討

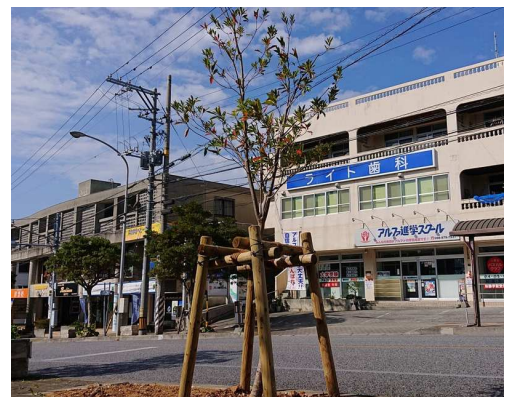
- ・大木化や老木化した街路樹の計画的な更新、台風等により倒木や傾木した街路樹の補植、街路樹の樹種や道路空間に応じた計画的な樹形再生など、街路樹の再生のための指針づくりを検討します。

### ②良好な既存樹木の剪定管理

- ・良好な景観形成や地域を特徴づける既存樹木については、その保全のために定期的な剪定など適正な維持管理を行います。

### ③道路環境に応じた適切な緑化

- ・景観や歴史性など地域特性に配慮しながら、道路改良等にあわせて樹種の転換を行うことで、良質な道路のみどりを育成します。



### 3 緑化重点地区の設定

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」の中で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

本市では、市域における緑被率が約17%と少ないことや市街化が進んだ都市部においてまとまったみどりの創出が難しい状況を踏まえ、みどり豊かな都市の形成を図っていくためには、地域ごとの課題を解消し、市全域で緑化に取り組んでいく必要があることから、市全域を緑化重点地区に設定します。

緑化重点地区において講じる緑化政策は下記が挙げられます。

- 緑化重点地区において講じる緑化政策の例
  - ・緑地協定及び市民緑地契約の締結
  - ・市民緑地設置管理計画の認定
  - ・公共公益施設の緑化
  - ・地区計画等の区域における緑化率規制
  - ・民有地緑化に対する助成
  - ・都市公園の整備
  - ・緑化地域の設定 等

※都市緑地法運用指針より



提供：株式会社パスコ

地域別重点方針の設定

この地域は牧港補給地区があり、また、西海岸開発計画が進められており、これからの浦添市の発展に大きく関わってくる地域です。

牧港補給地区返還後の開発においては、開発区域の約 20%を公園・緑地として保全、整備していくことが示されています。

西海岸開発計画においては埋立てによる浦添ふ頭の整備が進められていく中で、カーミーグ周辺の高い自然性の高い優れた海岸環境を保全するとともに開発地区内においても緑地を整備するなど、開発と並行した都市環境の整備を図っていく必要があります。（※緑被率には牧港補給地区は含まれていません。）

**新都市形成地域**  
緑被率 **5.2%**

西海岸の北側にあるカーミーグの周辺にはイノー（礁地）が広がっており、自然性の高い優れた海岸環境の保全と、海浜植生を活用したカーミーグ海浜公園の整備が進められています。

また、シリンカー及びその周辺に存在する緑地については、水とみどりの拠点となるような保全と整備が必要です。

工業施設が多く存在するこの地域については、事業所の緑化や地域環境改善に向けた活動などを広く進め、快適な都市環境を醸成していく必要があります。

**北地域**  
緑被率 **20%**

国道 330 号と国道 58 号に挟まれたこの地域では、終戦後より大きく開発が進められてきました。現存する浦添断崖上に位置する牧港緑地や、伊祖公園といったまとまったみどりのほか、土地区画整理事業等によって整備された街区公園がありますが、港川 2 丁目や牧港 4 丁目などの旧集落においては公園がなく、地域活動や防災、憩い、健康増進の場となる新たな公園の整備が必要です。

一方で、これまでに民間開発を含め、整備されてきた公園についても利用実態に即した再整備等を行い、より一層地域と密着した公園の再生・活用が必要です。

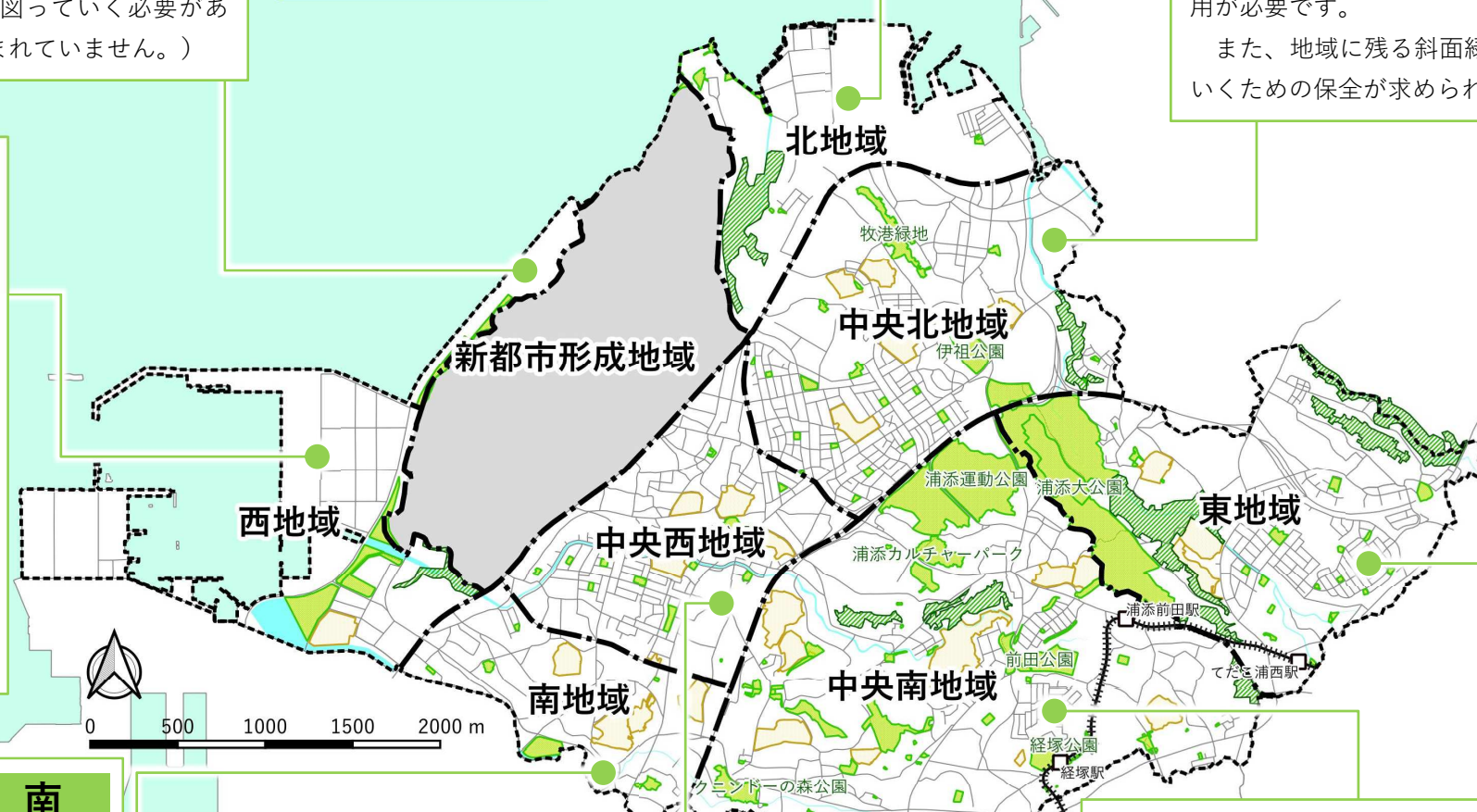
また、地域に残る斜面緑地や農地についても、市の田園風景を継承していくための保全が求められています。

**中央北地域**  
緑被率 **13%**

西地域の大部分は埋立てによる開発地域であり、工業・流通系施設が多く存在していますが、道路街路樹が充実していたり、港湾緑地、組踊公園などのまとまったみどりが配置され、市の連続的な緑地ネットワークであるティータヌファみどりのウイングの端部として重要な地域となっています。

小湾川河口付近の緑地の保全や環境改善が求められているほか、国立劇場おきなを核としたみどりの交流文化拠点としての活用推進が求められています。

**西地域**  
緑被率 **9%**



「浦添市の顔となるみどり」である浦添大公園を始め、牧港川沿いの斜面緑地、宜野湾市との境界となる比屋良川沿いの斜面緑地など、原風景が多く残っている地域であり、これらの原風景や、点在する農地を継承するための保全が求められます。また、西原地区の一部においては道路、公園、宅地との総合的・一体的な整備により、整然としたまちなみが形成されており、地域の緑化活動が盛んとなっています。ただこ浦西駅周辺においても、同様な一体感のあるみどりのまちなみを形成する必要があり、同時に、地域活動の軸となる公園整備が求められます。

**東地域**  
緑被率 **33%**

この地域では、市の境界を明確にする安謝川のみどりと、拝所・拝泉などといったゆかりの場やスーグワ、シンボルツリーである内間の大アカギ等、水辺の空間と歴史や伝統文化を感じさせるまちづくりを軸としています。

安謝川沿いの遊歩道植栽の充実や、水質の向上、親水空間の確保や、密集市街地における宅地緑化を推進し、水と緑の調和した潤いのあるまちなみを醸成していく必要があります。

また、既存の公園については、利用に供していない小さな公園等を対象とした再整備等を行い、より一層地域と馴染む公園の再生・活用が必要です。

**南地域**  
緑被率 **10%**

この地域は国道 330 号と国道 58 号に挟まれ、終戦後より大きく開発が進められたため、市内においては一番緑被率が低く、みどりのまちづくりを進めるうえで課題が多くありますが、これまでに土地区画整理事業による街区整理と公園の整備が進められ、地域を横断する生物ネットワークの基盤となる小湾川と併せて、潤いのある地域が形成されています。

しかしながら、旧集落である屋富祖地域や大平 2 丁目、宮城 6 丁目などの公園過疎地域の解消は今後も大切な課題であり、地域活動や防災、憩い、健康増進の場となる新たな公園の整備が必要です。

一方、既存の公園についても、利用に供していない小さな公園等を対象とした再整備等を行い、より一層地域と密着した公園の再生・活用が必要です。

**中央西地域**  
緑被率 **7%**

「浦添市の顔となるみどり」である浦添運動公園、浦添カルチャーパークをはじめ、沖縄都市モノレール経塚駅、浦添前田駅を有し、市外から訪れた人が車窓から浦添の魅力を感じられるような眺望づくりなど、市の新たな玄関口としての期待が寄せられる地域です。

また、現在施行中の浦添南第一・南第二地区土地区画整理事業地区も、開発を進めながらも、大切なみどりは保全し、整然とした一体的なみどりのまちなみづくりを進めるとともに、地域活動の軸となる公園整備を推進する必要があります。

特に、経塚公園と前田公園の整備については、民間資金を活用した Park-PFI 制度の導入を検討し、パークマネジメントの活用モデルとなるように推進しています。一方で、既存の公園についても、利用に供していない小さな公園等を対象とした再整備等を行い、より一層地域と密着した公園の再生・活用が必要です。

**中央南地域**  
緑被率 **28%**

緑被率算出にあたり、みどりの面積は航空写真（平成 30 年時点）より図上計測



## 4 重点施策：みどりの管理運営・利活用方針

みどりの将来像「ティードヌファのみどりのまち」の実現に向け、行政、市民、事業者が一体となって、浦添市のみどりの保全、創造、仕組み・人づくり、再生・活用を推進していくためには、前述に掲げた合計69の施策に取り組むことが重要となっております。特に、民有地等におけるみどりは保全、創出し、管理しながら展開していくことで個々のみどりを人とのつながりによりネットワークしていくことが重要であり、また、みどりの確保が難しい状況において、身近で担保されたみどりを最大限に有効活用することが重要でもあります。

以上のことから、「市民協働」と「公園緑地の再生・活用」の視点を最重視し、積極的に取り組むべき内容として「みどりの管理運営・利活用方針」を掲げます。

### (1) みどりのまちづくり支援センターの設置

#### ①みどりの変遷と現状

浦添市のみどりは、第2章でも述べたとおり大正8年に確認されていた樹林地、農地などの緑地が第二次大戦やその後の市街化開発により著しく減少しています。この100年間で約1,100haもの緑被が減少し、街中では緑があまり見られなくなりました。浦添城跡を中心とした浦添断層崖のみどりなど、残っているまとまった緑地の保全や、街路樹の整備を行っておりますが、民間開発等による減少を食い止めることは困難です。

これからは、量の確保（緑地保全）だけでなく、並行して質の向上（緑視効果等）にも着目してまちづくりを推進していく必要があります。緑視効果は、第3章でも述べたとおり人の視界に映りこんでくる緑のことであり、特に都市化の進む地域については民有地の外壁を緑化したり生垣を設けたりすることで、道を歩く人に心地よさを感じさせる効果のことであります。

都市化の進む浦添市では、これからは民有地の生垣や壁面・屋上緑化等といった取り組みから、「緑視効果」の向上など、みどりの質の向上を図っていくための支援の仕組みづくりが重要となってきます。

また、みどりの質の向上を目指す指標として、市民のみどりに関する満足度が挙げられますが、平成27年に実施したアンケートでは、「満足/やや満足」と回答した人が35%となっており、みどりの質の向上がまだまだ十分でないという結果が表れていると言えます。

#### ②市民要望

緑化活動に関するアンケート調査やワークショップ、地域別説明会、意見交換会において、緑化活動で困っている人が相談できる場や、緑化活動をしている市民同士が交流できる場などを求める声が多く、市民と行政が協働で持続かつ効果的にみどりのまちをつかっていくうえで、早急に「みどりのまちづくり支援センター」の設置が強く求められています。

### ③みどりのまちづくり支援センター

浦添市が掲げる、「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」を形成する上では、お住まいになられている市民の皆さまの生活に草花や樹木を取り入れていただくことがとても大切です。そのようなアクセントを加えることでより暮らしに豊かさが増し、お住まいの方はもちろん、通行される人々にも安心感や優しい気持ちを与えてくれます。



市民協働による緑豊かな街並み

そのような暮らしを支援し、民有地の緑化を活性化するため、緑化に関心を持つ市民に対するみどりの総合窓口であり（市民協働）、市民同士の交流の場となる（民民連携）空間を整備することが必要です。

浦添市では、その空間施設を「みどりのまちづくり支援センター」と称し、整備の実現に向けて取り組みます。

支援センターで行われる事業としては、以下のようなものが想定されます。

#### ◎美らまちサポーター制度

現在でも美らまち推進課で実施している「美らまちサポーター制度」を支援センターへ移管し、より利用者と近い距離感で、配布だけでなく草花や低木の生育の指導・サポートの充実が期待できます。

#### ◎民有地緑化支援助成制度（仮）

現在美らまち推進課で実施している「生垣設置、壁面緑化樹木配布制度」を支援センターへ移管します。また、その際にこの制度を屋上緑化やツル性植物等による壁面緑化に対しても適用できるように拡充します。特に屋上緑化および壁面緑化に関しては、日射による熱を反射し、屋内温度上昇を抑制する省エネ効果や地球温暖化対策にも期待できますが、その一方で維持管理の面で知識が必要となるため、技術伝達・指導が可能となる場が必要となります。



民有地緑化支援助成制度（仮）による市民緑化の支援の例

#### ◎人生記念樹（仮）

人生に思い出を残すイベントのお慶びを祝して記念の苗木を配布する事業です。ここでいうイベントは出生・入学・就職・結婚・金（銀）婚・賀寿・転入・住宅購入（増改築）などを指し、配布樹種は数種類のものから選ぶことができます。



デイゴ



ホウオウボク



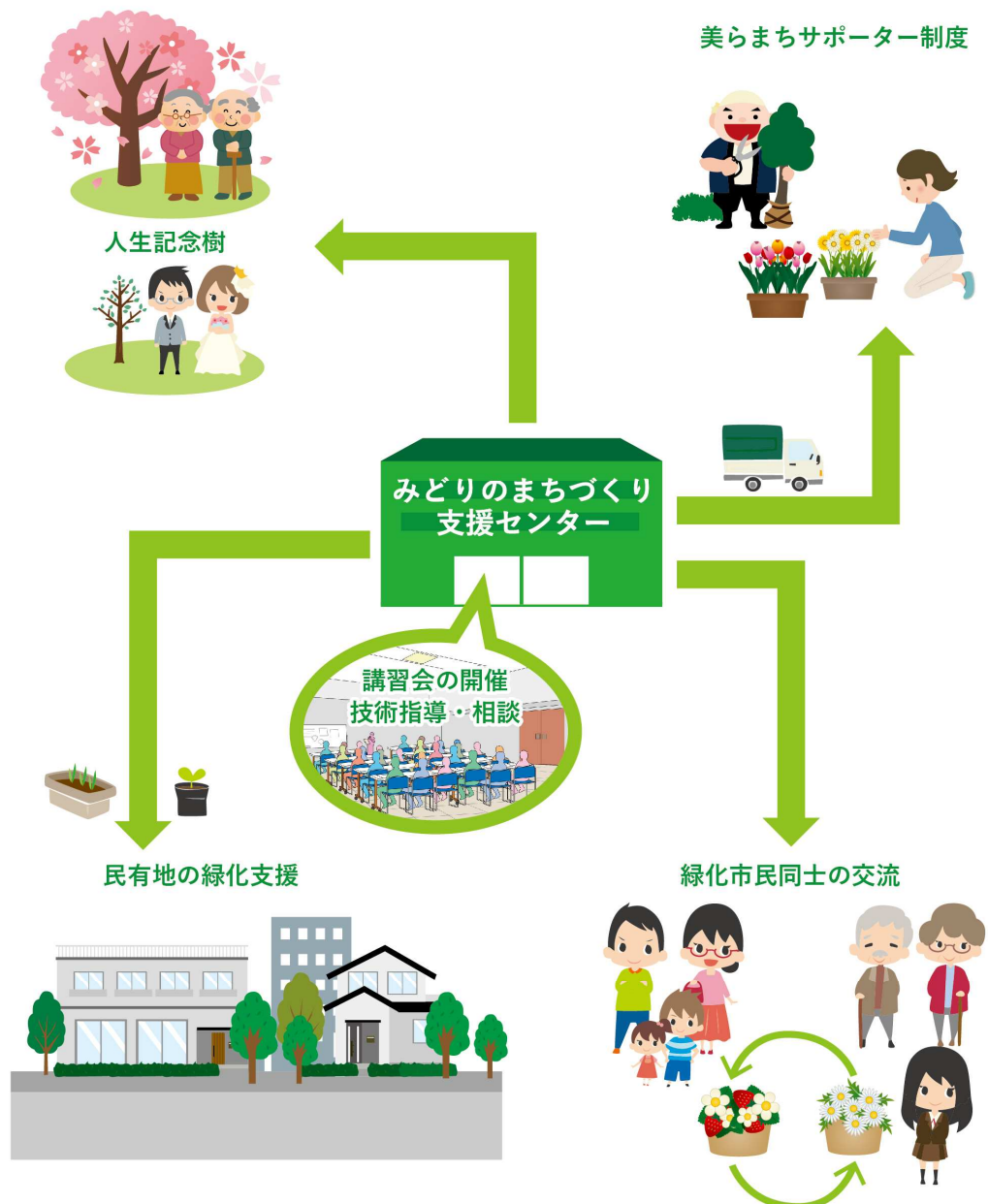
コガネノウゼン

### ◎みどりの講習会の開催

自宅の緑化に興味がある人でも、実際に行うとなると管理面の知識などの障害で二の足を踏んでしまう人も少なくありません。支援センターでは、定期的に植栽や樹種、みどりに関する歴史などの講習会を専門家によって開催することで市民のサポート・知識向上を図り、みどりあふれる浦添市の形成に助力します。

### ◎緑化市民同士の交流活性化

自分の敷地を緑化する上で大切なことが、同様の活動を行っている人との交流です。特に、今から活動を始めようとする人にとっては、既に緑化活動を進められている方との情報交換や相談ができる環境づくりが重要な要素であり、モチベーションの活性化や維持が期待できます。また、市内には自身で育苗を行い緑化活動に従事する多くのベテランがおり、前述したみどりの講習会にて、そのような方々の知識や経験を披露していただく場としても、初心者からベテランまで多くの情報を交換できる場所として機能します。



## (2) 浦添市営公園におけるパークマネジメント

### ①都市公園の現状と課題

都市公園（街区公園・近隣公園・都市緑地）84箇所及びその他の公園 1 箇所を対象に、利用実態を調査したところ、平日・休日ともに利用があまり見られない公園は22箇所となっています。利用があまり見られない公園の多くは、トイレや東屋が無く、休憩施設が少ない状況であり、特に夏場等では気軽に立ち寄れないことが要因であると推察されます。

また、公園遊具の老朽化が進み、使用禁止になっている公園も複数あるため、これらの状況も利用が少ない要因の一つと考えられます。

さらに、都市公園の管理について、基本的には除草清掃作業及び、水道・外灯の点検修理が挙げられ、本市ではこれらの管理を指定管理者へ外部委託していますが、管理範囲が膨大であることや、必要経費が増大傾向にあること、現場作業員が不足している現状にあり、理想通りの公園管理を行えていないのが現状です。これらの現状を改善するためには、公園施設の更新や追加整備、管理手法の変換が挙げられます。

### ②パークマネジメント

今後の都市公園の管理や利活用にあたっては、行政が管理し利用者へ提供するという従来の形にこだわらない方法の検討が求められます。特に昨今では高齢者向けの健康遊具の整備が求められるなど、公園は子供たちの遊び場だけではなく、子どもからお年寄りまで含めた多様な人々がそれぞれの満足を得られる場としての機能が求められています。また、平成29年の都市公園法改正により、公園内にカフェやレストラン等の収益施設を設置することが容易となりました。これからは、これらの変化を踏まえた公園の管理や利活用方針（パークマネジメント）を検討していく必要があります。

パークマネジメントとは、従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など公園利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用する新たな公園管理運営の考え方です。

パークマネジメントを行う上では、ある一定の規模を標準として、事業者参画による管理運営と、市民参画による管理運営を仕分けする必要があると、浦添市では、街区公園を市民協働による管理、近隣公園や都市緑地などを市民と事業者の参画による管理の対象として可能性を検討していきます。

### ●街区公園（特に、利用の少ないもの）

利用実態調査の結果判明した、利用頻度の少ない小さな公園や施設の老朽化が著しく、施設の更新に目途が立っていないような公園などについては、ガーデンスペース、ポケットパーク、市民農園や菜園などといった形に再整備し、利用する地域住民と連携して管理まで行ってもらえるなどの新たな管理方法を検討していきます。

## ●近隣公園等

昨今において、公園の整備や維持管理に係る費用が増大していく中においては、行政の資金だけでこれを進めていくことが困難になってきております。そのため、パークマネジメントによる民間資金の活用は、これからの公園行政には不可欠な要素です。

公園面積 2ha 以上の近隣公園などについては、平成 29 年の都市公園法改正により飲食店、売店等（カフェ、レストラン、売店、屋内子ども遊び場等）の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置が容易となったことから、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修、又は管理運営を一体的に行う者を公募により選定する市民と事業者の参画による管理運営（Park-PFI）を検討していきます。

先進事例：東京都豊島区 南池袋公園  
（公園の一角にカフェテリアを設置）



資料：豊島区 HP より

**Park-PFI 制度の運用イメージ**



資料：国土交通省 HP より

- ◎ 収益施設（カフェ、レストラン等）で得た収益の一部を活用し、公園施設の整備や維持管理を民間資金を活用して行います。
- ◎ 公園施設の整備の規模や、維持管理の範囲については、公募の際に取り決めます。
- ◎ 収益の何%を公園整備や維持管理費用に充当するかは公募の際に取り決めます。また、その妥当性については、社会実証実験等を通して検討します。

**Park-PFI を活用するメリット**

**■公園管理者のメリット**

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる財政負担が軽減されます。
- ✓ 事業者の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上します。

**■事業者のメリット**

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、長期的視野での投資、経営が可能となります。
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設にあった広場等を一体的にデザイン、整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できます。

**■公園利用者のメリット**

- ✓ 飲食施設の充実など、利用者向けサービスが充実します。
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、快適性、安全性が高まります。

### ③パークマネジメントによる公園の再生・活用案

#### ●利用頻度の少ない街区公園（例：沢岬兼元原公園の再整備案）

沢岬兼元原公園は浦添市大平2丁目内に位置し、開発行為によって整備され市に譲渡された街区公園です。平成13年から供用開始をしておりますが、公園を囲う生垣・樹木があるのみで遊具やベンチもなく、また、隣接するレジデンス沢岬敷地内に遊び場、遊具があるため利用はほぼ見られない状況にあります。

このような小さな公園に対しては、この空間をポケットパーク等と見なし、花壇やベンチ、日陰となる樹木を新たに設置し、小さくとも地域の寄り合い所となるような空間としての機能をもった再生が考えられます。



提供：株式会社バスコ



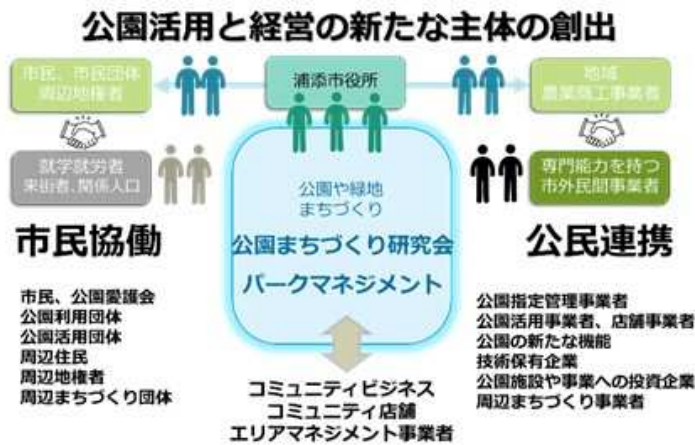
●近隣公園（2ha）以上の公園（経塚公園における Park-PFI 導入検討）

美らまち推進課では、浦添市経塚に整備中の経塚公園をパークマネジメントの活用モデルとするべく、Park-PFI 導入検討も含めて平成30年度から本格的に進めています。

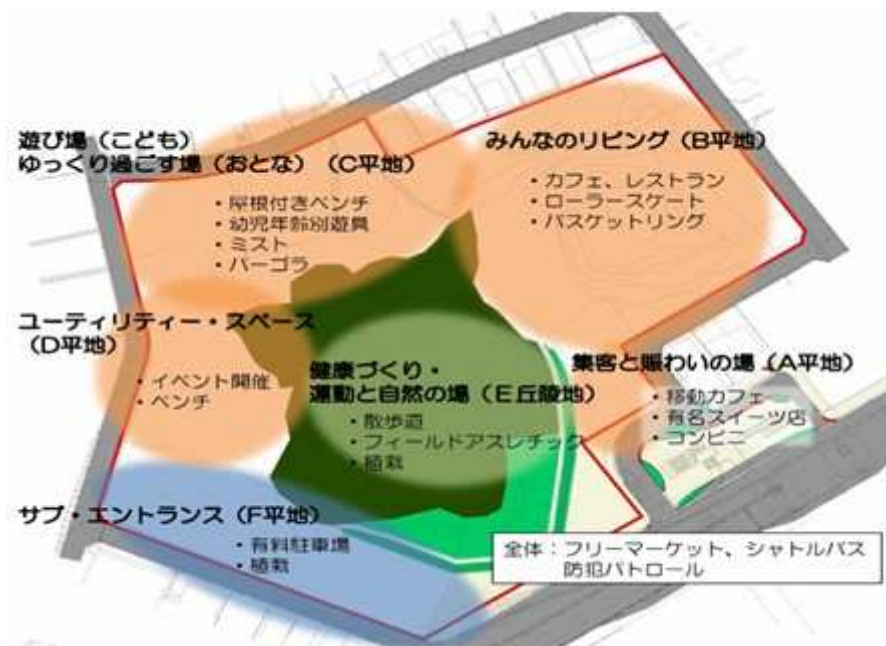
浦添市では、「公園を核としたまちづくり」の出発点として、主に経塚公園を対象とした「浦添市公園まちづくり研究会」を立ち上げ、市民協働部会と公民協働部会の両輪で検討しています。



(経塚公園予定地の航空写真)



(公園まちづくり研究会市民協働部会の様子)



【公園まちづくり研究会 市民協働部会で纏めたゾーニング図】

---

## 第6章 地域別みどりのまちづくり計画

---

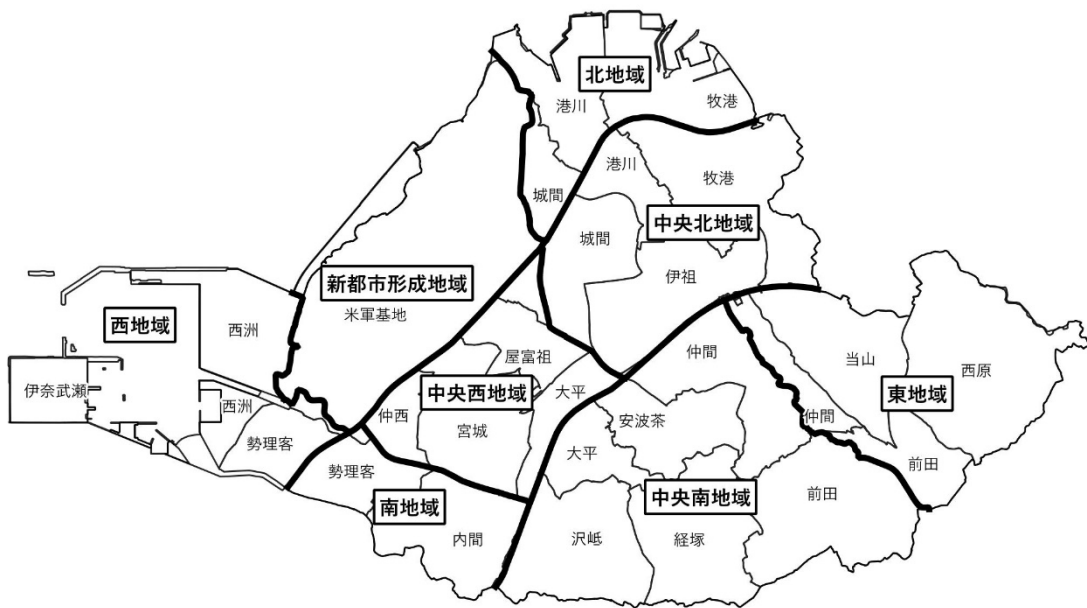
北地域  
中央北地域  
中央西地域  
中央南地域  
東地域  
南地域  
西地域  
新都市形成地域



みどりの資源と量、地域市民の活動状況等によって、浦添市域のみどりは地域ごとにそれぞれ異なります。

ここでは、地域の特性と発想を活かしたきめの細かいみどりのまちづくりを進めるために、上位計画である都市計画マスタープランに準じ、市域を次の8つに区分し、新都市形成地域（米軍基地）を除く7つの地域において、それぞれの地域におけるみどりの現況特性及びみどりのまちづくり方針を定めました。

なお、新都市形成地域における牧港補給地区跡地のみどりは、跡地利用基本計画の内容を参考に記載しています。



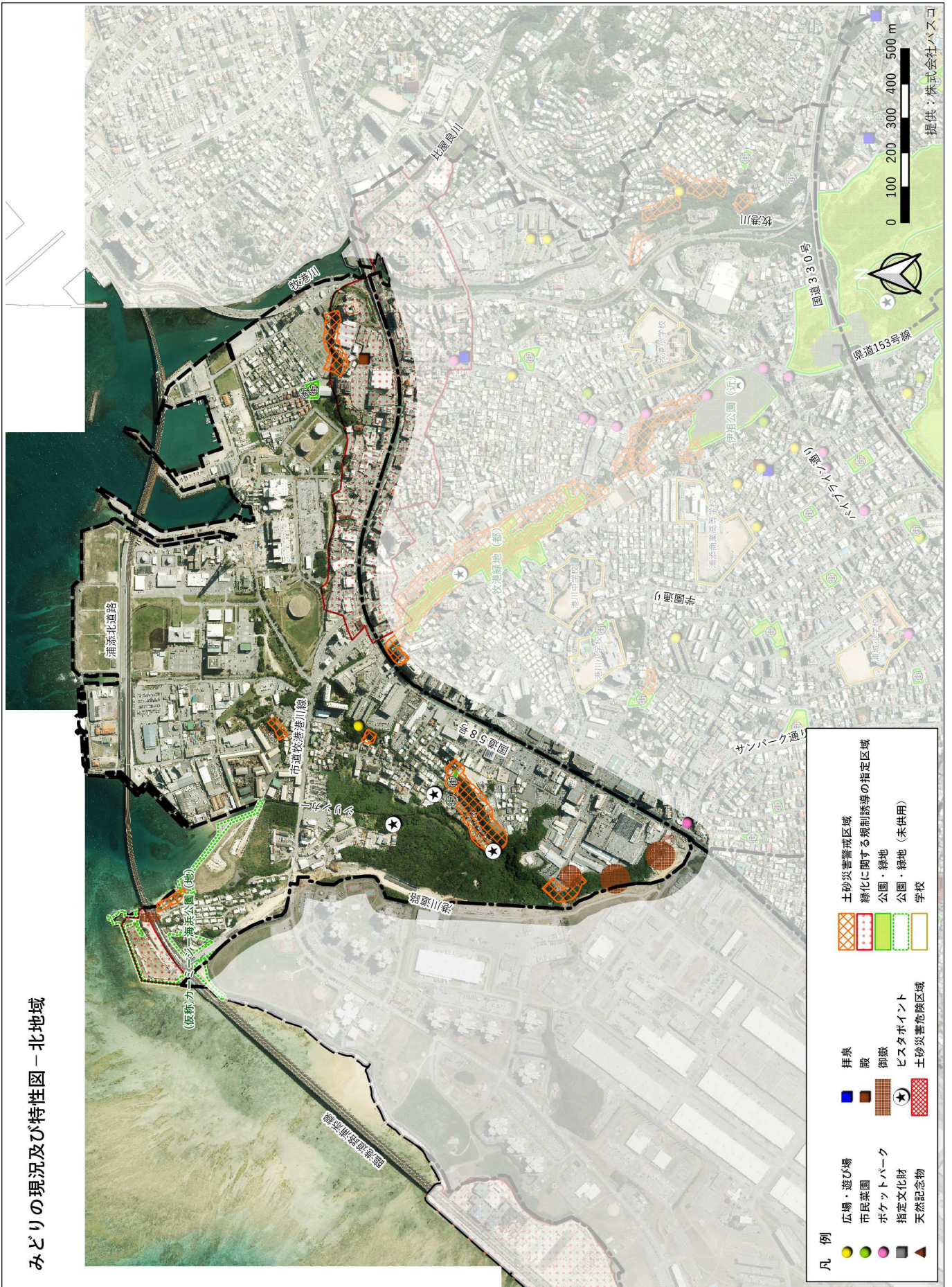
地域区分図

## 北地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号と海岸、米軍施設に囲まれた地域である。</li> <li>●地質は、大半が琉球石灰岩だが、北側は埋立地で、シリンカー沿いは海浜堆積物や沖積層となっている。</li> <li>●臨海部は工業系の利用が多く、国道 58 号の西側や空寿崎周辺は住宅地となっている。また、国道 58 号沿いには沿道型の商業施設が立地している。</li> <li>●海岸沿いには牧港漁港など水産業関連の施設が立地している。</li> <li>●浦添北道路と港川道路が平成 30 年 3 月に開通し、地域の北側と西側を通過する交通が多く見られる。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シリンカーとその周辺のみどり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリンカー沿いにまとまった樹林地が分布し、住宅地と米軍施設の緩衝緑地となっている。</li> <li>・東空寿崎古墓群や港川遺跡群などの史跡が残っている。</li> <li>・地形や周辺の建物の関係で、周囲から川や周辺のみどりが見えにくい。</li> <li>・樹林地の南端付近に、樋川が 2 箇所分布している。</li> </ul> </li> <li>●牧港 5 丁目に断続的な斜面樹林があり、牧港テラブのガマなどの貴重な歴史・文化的資源が残っている。</li> <li>●空寿崎付近には、良好なサンゴ礁が分布しており、本市で唯一自由に出入りできる自然海岸となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量が増えたと感じていることはないものの、住まい周辺のみどりはやや多いと感じている。</li> <li>●カーミージャーやシリンカーの自然が残っていることは良いと感じており、保全や利活用が望まれている。</li> <li>●地域内の公園においては、管理が行き届いていないことに不満を感じているほか、数や規模が小さいことにも不満を感じている。</li> <li>●まちなかのみどりについては、少なく景観的にも良くないと感じている。</li> </ul>
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の東と西に街区公園を整備済である。</li> <li>●カーミージャー周辺において公園整備が計画中である。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号の歩道は、ガジュマルなどで一部緑化されているが全体的に本数は少なく、地域内には街路樹がほとんどない。</li> <li>●港川道路が建設中である。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他地域と比べ、公共公益施設が多くない。県営港川市街地住宅など公共公益施設の緑化は十分でない。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●港川サンハイツなどまとめて開発された住宅地では、比較的緑化が進んでいる。</li> <li>●沖縄電力牧港火力発電所の敷地内は、芝生や樹木による大規模な緑化が行われている。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国道 58 号沿道牧港地区地区計画」「カーミージャー周辺地区地区計画」が決定されている。</li> </ul>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号の緑化の推進と港川道路の十分なる緑化を図る必要がある。</li> <li>●大規模な樹林地であるシリンカーの緑地について、保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●空寿崎及び亀瀬に残る市内唯一の自然海岸について、保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●牧港 5 丁目付近の斜面樹林と歴史・文化的資源について、保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●海岸の整備にあたっては、海とみどりを感じさせる風景づくりに向け、事業者と行政が一体となって取り組みを進める必要がある。</li> </ul>	

みどりの現況及び特性図－北地域



## みどりのまちづくりの方針

## 宝の森と恵の海へいざなうみどりのまち

シリンカーから空寿崎へ連なる豊かな海辺の自然と歴史性のある港地区を活かし、潮風の香るみどりのまちづくりを進めていきます。

### 1 シリンカー緑地における水とみどりの拠点づくり(魅力ある公園づくり)

シリンカー沿いの良好な樹林地の保全と水質の向上を図り、渓谷の自然が楽しめ、川と海とのつながりとしての水の循環が体感できる、ダイナミックな水とみどりのネットワーク空間の形成を目指します。

### 2 自然海岸を生かしたカーミージー海浜公園の整備

空寿崎等の自然海岸の保全及び海浜植生の育成に努める一方で、市民や来訪者がカーミージー体験や自然観察会などを気軽に利用できる魅力のスポットとして、カーミージー海浜公園の整備と拠点施設整備、海辺のプロムナードづくりを推進します。

### 3 海に開かれたみどりの拠点づくり

漁港緑地を生かし、海と地域に開かれたみどりの拠点づくりの充実を図ります。

### 4 ウラオソイの歴史を感じさせる牧港川河口部の水辺景観の創出

牧港漁港と牧港川を結び、歴史的景観に配慮した水辺のみどりのプロムナードづくりを推進します。

### 5 牧港テラブのガマ等の保全・活用

為朝伝説に由来する牧港テラブのガマをはじめ、地域ゆかりのみどりの保全・活用を推進します。

### 6 海辺のみどり豊かなまちなみの形成

立地特性を生かした植栽環境を整え、さわやかな潮風の香るみどりのまちなみづくりをパートナーシップで推進します。

### 7 国道58号沿道の修景緑化の推進

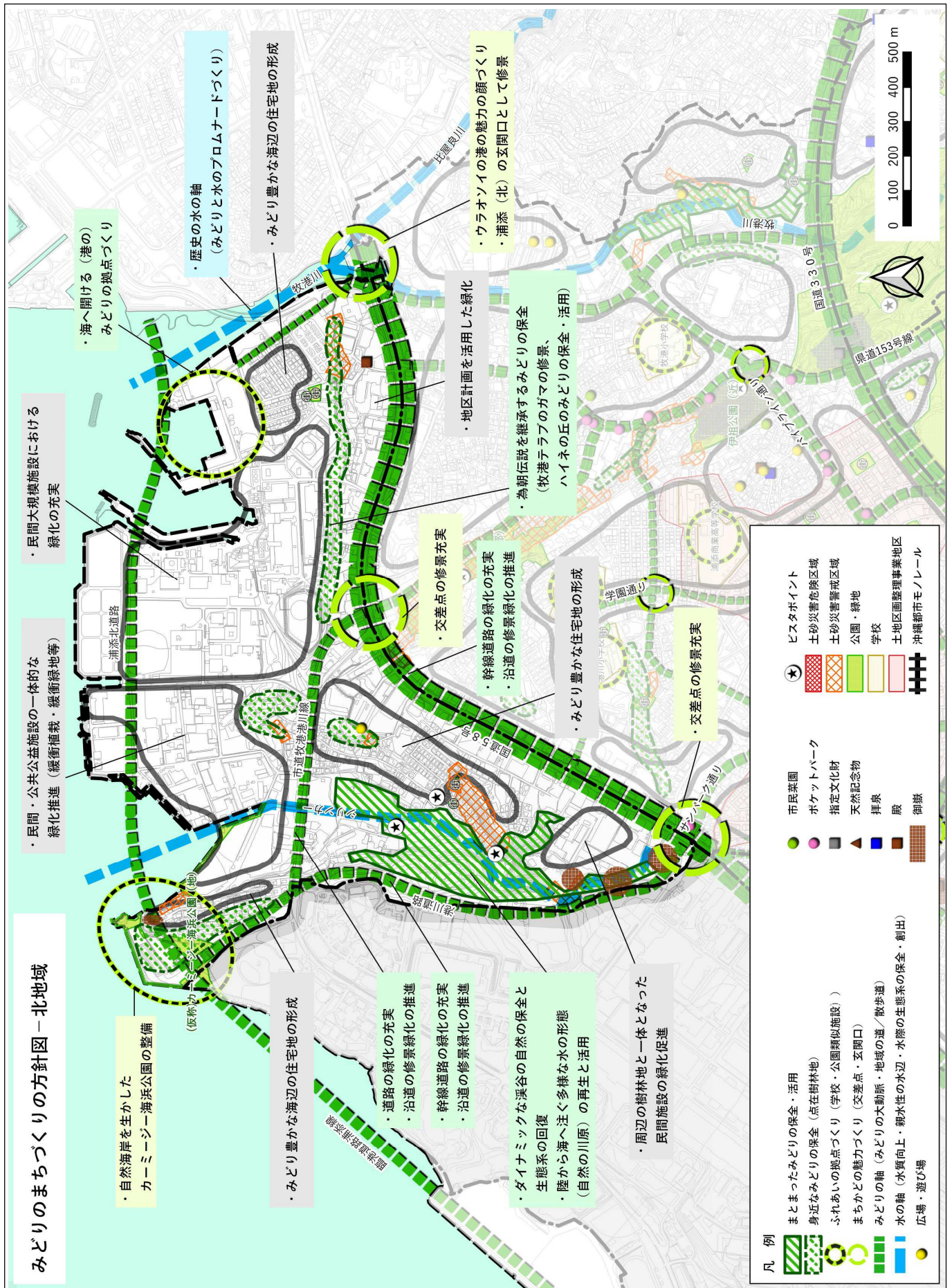
国道58号沿道は、周辺の自然、歴史的資源に配慮しつつ、地区計画等を活用した市民参加による商業文化の華やかな景観づくりを推進します。

### 8 港川道路の修景緑化の推進

港川道路沿道は、周辺の自然に配慮したみどり豊かな景観づくりを推進します。

### 9 市道牧港港川線の緑化の推進

市道牧港港川線の将来道路拡幅計画に合わせ、生活幹線道路として重点的に緑化を推進します。



みどりのまちづくりの方針図-北地域

・自然海岸を生かした  
カーミーシー海浜公園の整備

・みどり豊かな海辺の住宅地の形成

・道路の緑化の充実  
・沿道の修景緑化の推進

・幹線道路の緑化の充実  
・沿道の修景緑化の推進

・ダイナミックな浜合の自然の保全と  
生態系の回復  
・陸から海へ注ぐ多様な水の形態  
(自然の川原)の再生と活用

・周辺の樹林地と一体となった  
民間施設の緑化促進

・民間・公共施設の一体的な  
緑化推進(緩衝植栽・緩衝緑地等)

・民間大規模施設における  
緑化の充実

・海へ開ける(港の)  
みどりの拠点づくり

・歴史の水の軸  
(みどりと水のプロムナードづくり)

・みどり豊かな海辺の住宅地の形成

・地区計画を活用した緑化

・為朝伝説を継承するみどりの保全  
(牧港テラプのガマの修景、  
ハイネの丘のみどりの保全・活用)

・交差点の修景充実

・幹線道路の緑化の充実  
・沿道の修景緑化の推進

・みどり豊かな住宅地の形成

・交差点の修景充実

凡例

- まともったみどりの保全・活用
- 身近なみどりの保全(点在樹林地)
- ふれあいの拠点づくり(学校・公園類似施設)
- まちかどの魅力づくり(交差点・玄関口)
- みどりの軸(みどりの大動脈・地域の道/散歩道)
- 水の軸(水質向上・親水性的水辺・水際の生態系の保全・創出)
- 広場・遊び場
- 市民菜園
- ポケットパーク
- 指定文化財
- 天然記念物
- 拝泉
- 殿
- 御嶽
- ヒスタポイント
- 土砂災害危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 公園・緑地
- 学校
- 土地区画整理事業地区
- 沖繩都市モノレール

## 中央北地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号と国道 330 号に挟まれており、牧港などの昔からの市街地と、城間や伊祖の新しい市街地で構成されている。</li> <li>●地質は、牧港川の河口付近は海浜堆積物及び沖積層であり、地域の東半分が琉球石灰岩、西半分が島尻層で形成されている。</li> <li>●国道 58 号やパイプライン通り、サンパーク通り沿いは商業系の土地利用が多い。それ以外の大部分は住宅地となっているが、一部に工場が混在している。</li> <li>●伊祖公園とその周辺は、みどりが多いだけでなく、歴史・文化的資源も多い。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●牧港川とその周辺のみどり</li> <li>・川沿いの斜面に樹林地がある。</li> <li>・規模は小さいが、幹線道路と住宅地との緩衝緑地として機能している。</li> <li>・浦添大公園へとつながるみどりである。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所や埋蔵文化財が分布している。</li> <li>●北西から南東の伊祖公園まで続く斜面緑地</li> <li>・伊祖断層上の緑地であり、部分的に途切れているものの、牧港緑地から伊祖公園を経由し浦添大公園へとつながる浦添市の骨格となるみどりである。</li> <li>●市街化が進んでおり、小規模なみどりが点在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量は減ったと感じており、住まい周辺のみどりの量はやや少ないと感じている。</li> <li>●地域内には公園やポケットパークが多数あるものの、狭かったりと利用しづらいところもある。</li> <li>●まちなかのみどりについては、花と木が豊富で、地域による緑化活動が素晴らしいと感じており、さらに花木を増やしていくことが望まれています。</li> <li>●一方で、道路や河川沿いのみどりでは管理が行き届いていないところもあり不満を感じている。</li> </ul>
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●牧港には身近な公園がなく、公園整備に偏りが見られる。</li> <li>●パイプライン通りと学園通り沿道にポケットパークが多数設置されている。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学園通りは並木道で、地域による緑化活動も行われており、みどりの風景が広がっている。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添商業高等学校の外周はよく緑化されている。</li> <li>●浦城小学校の学校周りでは、創立以来、地域住民がプランターで花を育てている。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●NTT 浦添社宅などで、積極的に緑化が行われている。</li> <li>●一部屋敷林が残っているが、全体的に敷地の狭い住宅が多く、緑化は進んでいない。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国道 58 号沿道牧港地区地区計画」が決定されている。</li> </ul>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●牧港緑地から伊祖公園、浦添大公園へと連なる連続したみどり（原風景の地形軸）について、保全・活用を図るとともに、みどりの景観の回復を図る必要がある。</li> <li>●牧港川は、周囲の緑地とともに歴史とみどりを感じさせるうおい空間として保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●牧港地区などの多くは密集市街地であり、公園など身近なみどりを確保する必要がある。</li> <li>●城間の民有地には松林が点在しており、地域の原風景を感じさせるみどりとして保全を図る必要がある。</li> <li>●伊祖など昔からの市街地において、歴史的な資源やみどりを活かしつつ、居住環境の保全・再生を図る必要がある。</li> <li>●サンパーク通りやパイプライン通りにおいて、沿道の景観づくりやみどりの適切な維持管理を図り、みどりと活気を感じさせる風景づくりに取り組む必要がある。</li> </ul>	



## みどりのまちづくりの方針

## 歴史の丘と水、新しい生活文化のみどりが調和するまち

「ユクイ岳」の稜線を守り、ウラオソイの水とみどりが映える新旧にぎわいのみどりのまちづくりを進めていきます。

## 1 歴史の丘の保全、活用

原風景のみどりとして捉えられる「ユクイ岳」の斜面緑地を保全、郷土の植生景観の回復を図り、周辺住民の里山として散策が楽しめる身近なみどりの拠点づくり（牧港緑地整備事業）を進めます。

## 2 川沿いのみどりの保全と歴史文化の水辺プロムナードづくり

大公園の稜線と連なる牧港川沿いの斜面緑地や周辺地域の井泉の保全を図り、ビオトープ空間としてみどりの質を高めます。また、ウラオソイの歴史文化を伝える水辺プロムナードの整備、景観形成を推進します。

## 3 学校を活かしたみどりのふれあい拠点づくり

地域内の学校は、緑化の充実及び校庭開放等を推進し、地域のふれあいのみどりの拠点としての活用を進めます。

## 4 身近なみどりの拠点づくり

牧港2丁目に残る比較的まとまった農地は、市民菜園（広場）として活用を図り、身近な暮らしのみどりの拠点づくりを推進します。

## 5 公園の適正配置

牧港の公園が少ない地域では、用地の確保も含めて公園整備を検討し、身近なみどり空間の確保を図ります。

## 6 まちなかの大木等の保全・育成

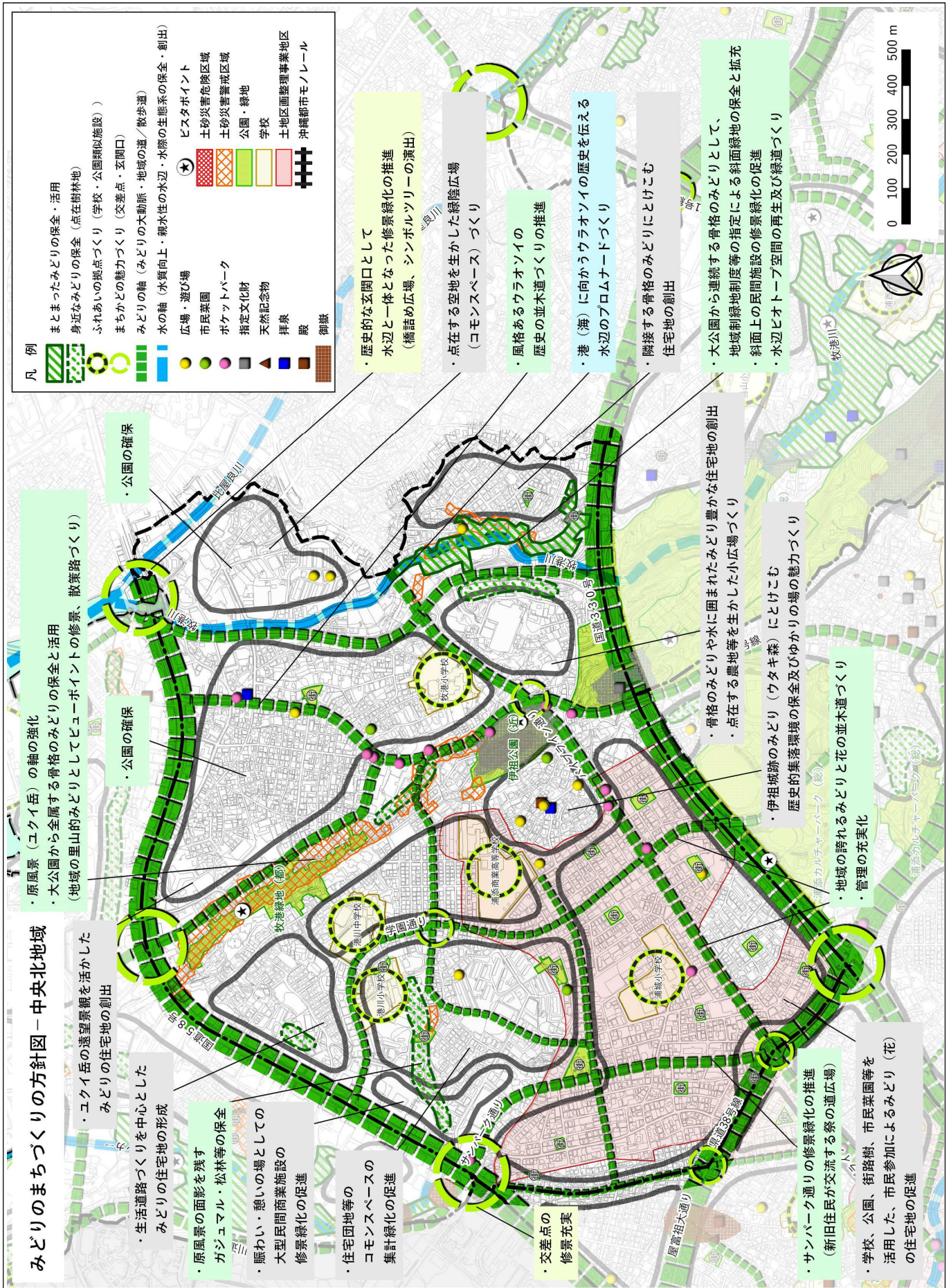
民有地に残るマツ等の大木・樹林地等の保全を図り、歴史的景観木としてまちなみの魅力のスポットづくりに努めます。

## 7 みどり豊かな歴史的集落環境の創出

伊祖集落内の井泉等地域のゆかりの場を保全・再生し、集落の背後に位置する伊祖公園（ウタキ森）と一体となったみどり豊かな歴史的集落環境づくりを住民とともに推進します。

## 8 花とみどりの並木道づくりの充実

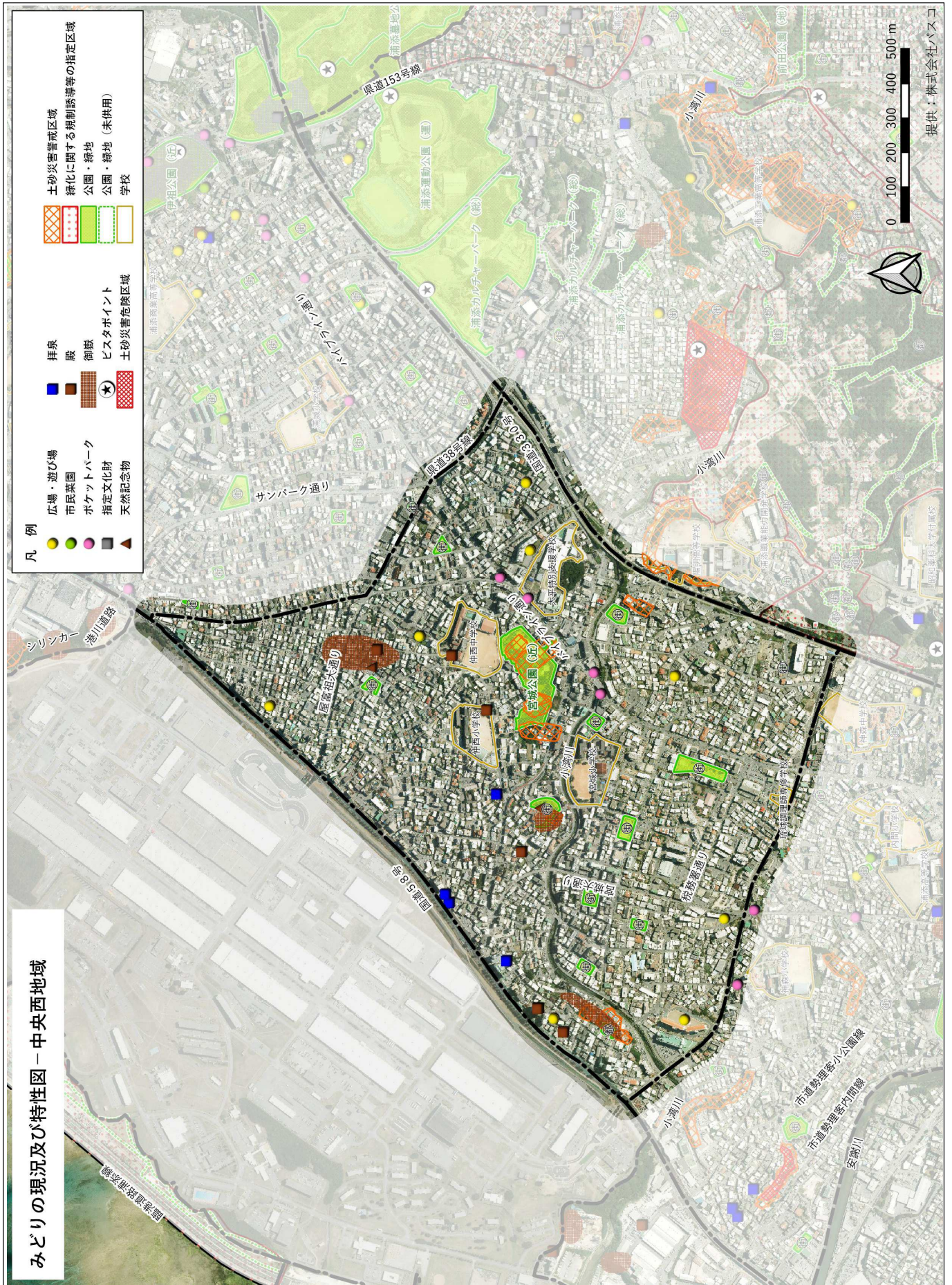
市民参加によって、地域に誇れる花とみどりの並木道づくりと沿道の修景緑化、管理の充実を図ります。



## 中央西地域

## みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号と国道 330 号に挟まれ、その中央部を小湾川が流れている。</li> <li>●城間・屋富祖・宮城・仲西・大平・小湾など昔からの市街地と宮城・仲西の新しい市街地によって構成されている。</li> <li>●地質の大半は島尻層によって形成されている。一部、国道 58 号沿道は琉球石灰岩となっている。</li> <li>●国道 58 号と国道 330 号、屋富祖大通り、パイプライン通り沿いは商業系の土地利用が多い。それ以外の大部分は住宅地である。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まとまったみどりは、宮城公園のみどりと大平特別支援学校に隣接する斜面樹林地である。</li> <li>●仲西地区の小湾川沿いには斜面樹林地が点在しており、仲西貝塚など歴史・文化的資源が残っている。</li> <li>●小湾川は、コンクリート護岸となっているが、河床に土砂が堆積しており、魚や鳥の生息環境ともなっている。</li> <li>●小湾川の北側の市街地には、拝所・井泉などの歴史・文化的資源が存在し、地域の歴史を感じさせるような貴重なみどりとなっている。</li> <li>●市指定天然記念物である「屋富祖の御願所のガジュマル」と「宮城の御願山のウスク」がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量がやや減ったと感じており、住まい周辺のみどりの量は少ないと感じている。</li> <li>●小湾川の自然環境は良いと感じており、川沿いの管理をしやすくすること（川沿いのフェンス位置の変更）が望まれている。</li> <li>●地域内の公園においては、数多くあることに満足しており、公園内に花や樹木を増やすことが望まれている。</li> <li>●一方、公園が少ない地区もあり、地域住民が集える場が望まれている。</li> </ul>
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小湾川の南側の新しい市街地では土地区画整理事業によって公園が整備されている。一方、城間・屋富祖・宮城・仲西・大平・小湾など昔からの市街地は密集市街地であり、公園が少なく、公園の分布には地域的な偏りが見られる。</li> <li>●大平バス停前や宮城公園入口など、パイプライン通り沿道にポケットパークが設置されている。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地区の幹線道路として、パイプライン通りや宮城大通り、税務署通りなどがあり、沿道は街路樹で緑化されている。</li> <li>●小湾川沿いの道路には歩道がほとんどなく、水辺のみどりの散策がしにくい。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特に県宮神森団地で敷地内緑化が充実している。</li> <li>●宮城小学校では、接道部分と外周道路が緑化されており、学校と道路が一体となったみどりの風景となっている。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一部屋敷林が残っているが、敷地の狭い住宅が多く、全体的に緑化は進んでいない。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <p>—</p>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域にうるおいを与える小湾川において、親水空間や生物生息環境を確保する必要がある。</li> <li>●地域の多くが公園の少ない密集市街地であり、公園など身近なみどりを確保する必要がある。</li> <li>●仲西・大平地区に点在する斜面緑地について、貴重な自然環境として保全する必要がある。</li> <li>●県道 38 号線の沿道において、沿道の景観づくりやみどりの適切な維持管理を図り、みどりと活気を感じさせる風景づくりに取り組む必要がある。</li> <li>●歴史を伝える「屋富祖の御願所のガジュマル」と「宮城の御願山のウスク」などの大木を保全し、地域ならではのみどりの風景づくりへと活用を図る必要がある。</li> </ul>	



## みどりのまちづくりの方針

### 小湾川の水とみどりを育み、ゆかりの場を生かした「出会い」のまち

小湾川の水辺と公園、学校、地域の歴史文化のみどりがネットワークされた、安全で歩いて楽しい「出会い」のまちづくりを進めていきます。

#### 1 小湾川を活かした水とみどりのネットワークの形成

小湾川は水質浄化、水際の緑地の拡充を図り、多様なみどり・生き物を育み、市民の出会いの場となれる親水性の遊歩道づくりを推進します。また、川周辺の学校、公園を「グリーントレイル(緑の回廊)」で結び、歩いて学べる小径づくりを進めます。

#### 2 学校を活かしたみどりのふれあい拠点づくり

地域内の学校は、地域の交流広場や生き物の生息拠点として活用し、緑化の充実及び校内開放等を推進します。

#### 3 市民参加によるみどり豊かなまちなみの形成

密集市街地は、ゆかりの場、屋敷林、スーヅグワーを生かした市民参加のもとみどり豊かなまちなみの形成を目指します。また、地域内の空地は、公園の確保及び市民の小広場（市民菜園）としての活用を図ります。

#### 4 まちなかの「小さな自然の森」の保全

仲西地区の斜面緑地や大平特別支援学校に隣接する樹林地は、生き物を育むまちなかの「小さな自然の森」及び防災上重要な緑地として保全します。

#### 5 公園の適正配置

屋富祖や宮城の公園が少ない地域では、用地の確保も含めて公園整備を検討し、身近なみどり空間の確保を図ります。

#### 6 みどりの豊かなシンボルロードづくり

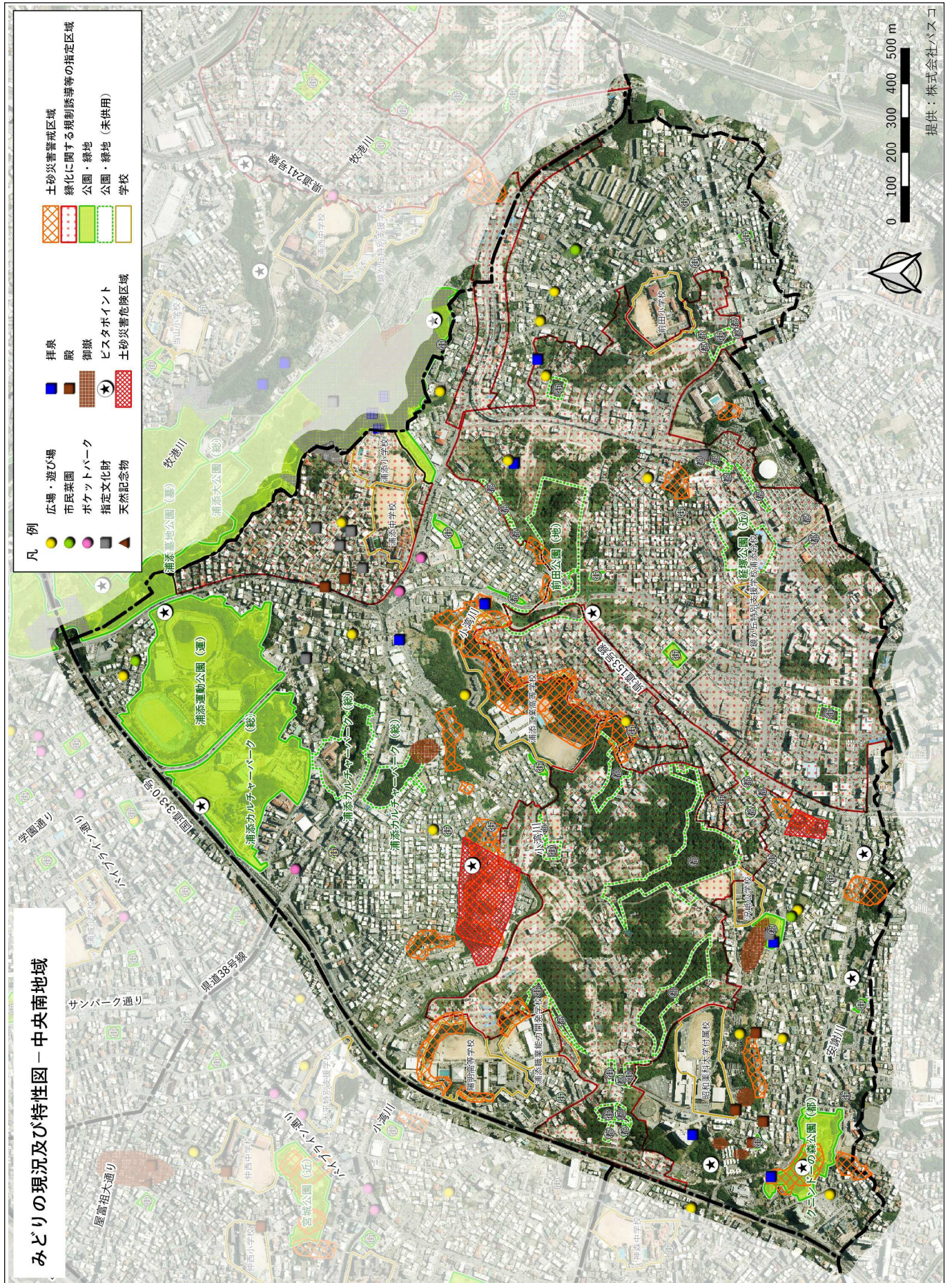
屋富祖通りは、地域の生活を支える商店街のシンボルロード（ショッピングモール）として、市民参加による沿道の修景緑化を推進し、潤いのある賑やかな通りづくりを目指します。



## 中央南地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●北西が国道 330 号、北東が浦添大公園からのびる樹林地、南は那覇市との境界に囲まれた地域である。</li> <li>●地域の中央に小湾川、那覇市との境界に安謝川が流れている。</li> <li>●地質は、地域の東半分にあたる安波茶・仲間・前田は概ね島尻層砂岩、西半分にあたる大平・沢岬・経塚は概ね島尻層泥岩で形成されている。</li> <li>●県道 38 号線沿いには、市庁舎のほか、市民会館や美術館などの公共公益施設が集中しており、浦添市の行政・文化の中心と言える地域である。</li> <li>●安波茶や仲間、沢岬、前田には昔からの市街地が残っており、新しい住宅地は安波茶、仲間、経塚に広がっている。</li> <li>●県道 38 号線と県道 153 号線沿道の一部では商業系の土地利用が行われているが、大半は住宅地である。</li> <li>●前田と沢岬にかけてクサティ森(斜面樹林帯)が広がっており、昔からの市街地が残るなど、歴史・文化を感じさせる風景を含む地域である。</li> <li>●「浦添南第一地区」と「浦添南第二地区」にて土地区画整理事業が進められている。</li> <li>●沖縄都市モノレールの延長区間が開通し、地域内に経塚駅と浦添前田駅が開設している。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添運動公園や浦添カルチャーパーク、クニンドーの森公園など、公園を中心に、まとまった緑地を確保している。</li> <li>●小湾川北側の連続した斜面樹林             <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所や地すべりによる危険予想箇所に指定されている。</li> <li>・安波茶橋などの歴史・文化的資源を有している。</li> <li>・経塚や沢岬の斜面緑地が眺望できる。</li> <li>・開発に伴い、一部で樹林地が途切れている。</li> </ul> </li> <li>●安謝川とその北側に点在する樹林             <ul style="list-style-type: none"> <li>・前原古墓群や沢岬古墓群、浦添御殿墓などの文化財が残っている。</li> <li>・那覇市の末吉の森や浦添市西側の街並みを眺望できる眺望点がある。</li> </ul> </li> <li>●小湾川は大部分が護岸整備済みであるが、上流部には自然護岸が残っている。</li> <li>●昔からの市街地の中には、小規模な農地が点在しており、井泉や御嶽、拝所など歴史・文化的資源が多い。</li> <li>●「浦添南第一地区」では事業が進み、従来の樹林は減少している。一方、「浦添南第二地区」の事業区域にはまとまった樹林がまだ残っており、一部は事業後も緑地として保全される。</li> </ul> <p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一部開設済の浦添カルチャーパークやクニンドーの森公園のほか、未開設の前田公園と経塚公園や土地区画整理事業地区内における公園緑地の整備が進められている。</li> <li>●安波茶・仲間・沢岬・前田など昔からの市街地では公園が少なく、公園の分布には地域的な偏りが見られる。</li> </ul> <p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 330 号や県道 38 号線、県道 153 号線などの幹線道路では沿道緑化が行われている。</li> <li>●土地区画整理事業の事業区域の道路では街路樹などの植栽空間が確保され、幹線道路以外でも緑化が行われている。</li> </ul> <p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添工業高等学校などで緑化が充実している。</li> </ul> <p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地区画整理事業の事業地内では緑化やみどりの保全に配慮して開発が行われており、昔からの市街地よりもみどりを多く感じることができる。</li> </ul> <p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「北経塚地区地区計画」「浦添南第一地区地区計画」「浦添南第二地区地区計画」が決定されている。</li> <li>●「景観地区(県道浦添西原線沿線地区)」や景観まちづくり計画における「仲間重点地区」が決定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量が減ったと感じているものの、住まい周辺のみどりの量は多いと感じている。</li> <li>●地区内に数多くの公園があることに満足しているが、管理面に不満を感じており、きれいで安全、楽しい公園が望まれている。</li> <li>●道路沿いにポケットパークや花壇が設置されていることに満足しているものの、場所によっては街路樹が少ないことや管理面に不満を感じており、みどりをさらに増やし歩きたくなるまちが望まれている。</li> </ul>
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模公園や市庁舎など公共施設が多く立地しており、浦添市の「みどりあふれる風景」の象徴となるよう、積極的にみどりの保全・確保に取り組む必要がある。</li> <li>●地域にうるおいを与える小湾川において、水質の浄化を図るとともに、周辺の樹林地を保全し、親水空間や生物生息環境を確保する必要がある。</li> <li>●昔からの市街地に残る歴史・文化的資源を生かし、身近なみどりの保全・再生を図る必要がある。</li> <li>●土地区画整理事業にあたっては、既存の地形やみどりを活かしつつ、公園緑地の確保や敷地内緑化などを進め、みどりが感じられる住宅地の形成を図る必要がある。</li> <li>●3つの地区計画の区域や「景観地区(県道浦添西原線沿線地区)」、景観まちづくり計画における「仲間重点地区」において、積極的にみどりが感じられる風景づくりを進めていく必要がある。特に、浦添グスクの世界遺産追加登録を目指すためにも、その周辺のバッファゾーンとなるエリアにおいて良好な景観形成を進めていく必要がある。</li> </ul>	



## みどりのまちづくりの方針

## 「ティーダヌファ」の森と水に抱かれた未来を見つめるみどりのまち

風格ある「ティーダヌファ」の顔づくりと共生の都市生活文化を創造し、未来へメッセージするみどりのまちづくりを進めます。

## 1 「市民交流の森・文化の森」としての浦添カルチャーパークの整備充実

浦添カルチャーパークは、市庁舎等既存の公共施設(公開空地)と一体となって、市民のみどりのまちづくり活動を支え広げる「市民交流・芸術の森」としての整備を推進します。

## 2 まちなかの水文風景の保全・活用(市民農園づくり)

安波茶樋川から流れる水路と周辺の農地は、水文風景の面影を残すコンパクトな里山空間として保全し、市民による管理運営を含めた体験農園として活用を図ります。

## 3 浦添運動公園の整備充実

浦添運動公園は、市民のレクリエーション及び市域の防災の拠点として、引き続き公園内施設の整備を推進するとともに、公園部分の維持管理に努めます。

## 4 歴史的資源を生かした親水性の水辺空間づくり

小湾川は、市民が水辺とふれあえる憩いの空間として、前田地内にある源流のイノシガーまで水辺のみどりの道づくりを推進します。また、安波茶橋、赤皿ガ一等の歴史資源が残る小湾川沿いの斜面緑地は、浦添工業高等学校のみどりと一体となったまちなかのみどりのオアシスとして保全・活用を推進します。

## 5 「地域の交流拠点」としての経塚公園の整備推進

経塚公園は、地域と来訪者の交流拠点となるとともにまちを活性化させる公園として、パークマネジメントの視点で駅前広場との一体的な整備を推進します。

## 6 「歴史と自然の結節点」としての前田公園の整備推進

前田公園は、斜面地や樹林地等の自然環境を活かし、また歴史文化が感じられる空間としての公園づくりを目指します。

## 7 みどり豊かな歴史的集落環境の創出

仲間・安波茶・前田・沢岬の旧集落は、地域のゆかりの場を保全・再生し、みどり豊かな歴史的集落環境づくりを推進します。

## 8 自然特性を生かしたみどり豊かなまちなみの形成

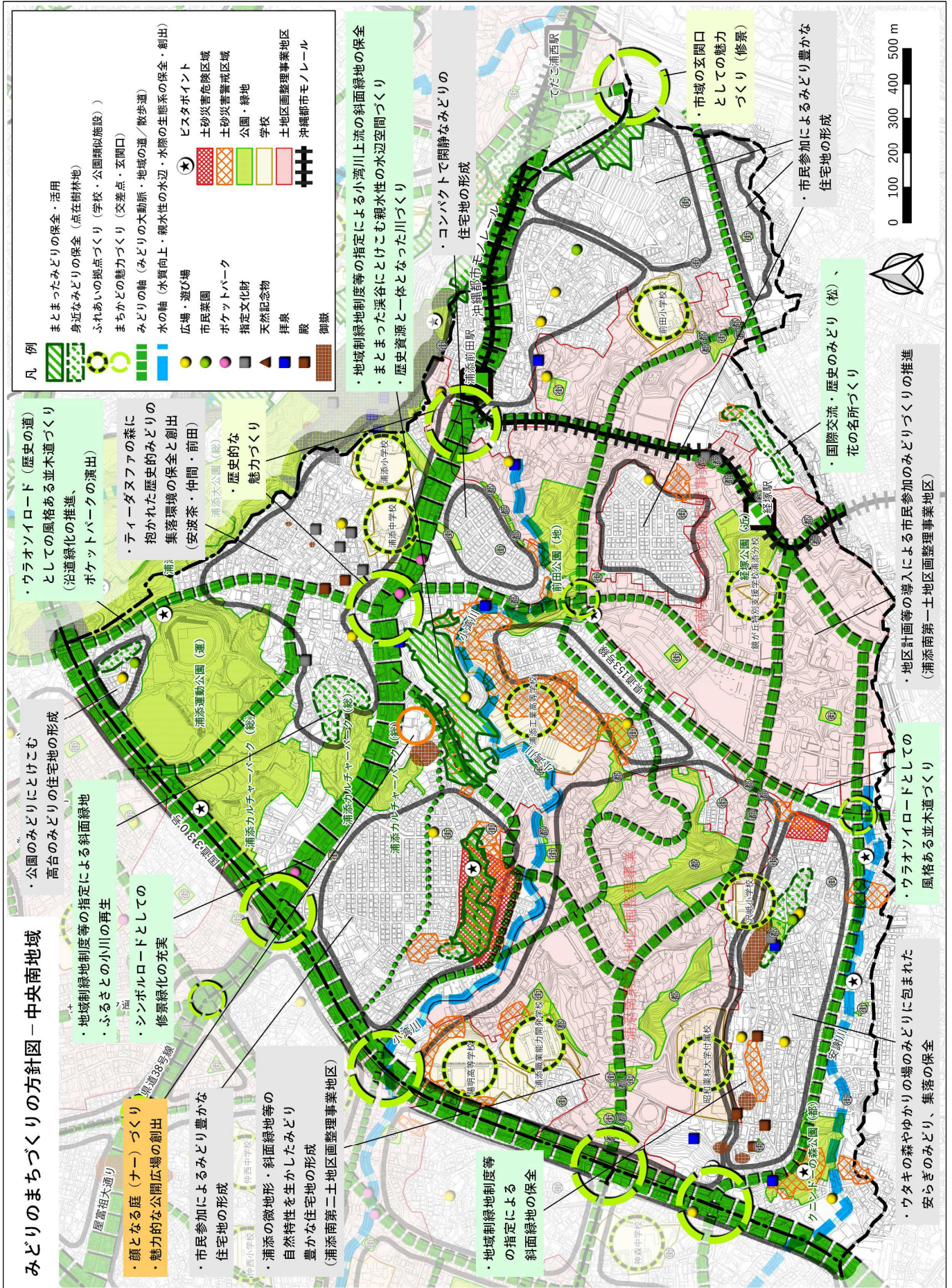
土地区画整理事業地区においては、地形など自然条件を生かした樹林地の保全と市民参加によるみどりのまちなみづくりを推進します。

## 9 本市の顔となるシンボルロードづくり

浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸については、本市の顔となるシンボルロードとしてふさわしい景観の創出を図ります。特に、浦添市消防署から安波茶交差点までは市の顔づくりとしてふさわしい景観づくりを推進します。

## 10 歴史文化・交流の並木道づくり

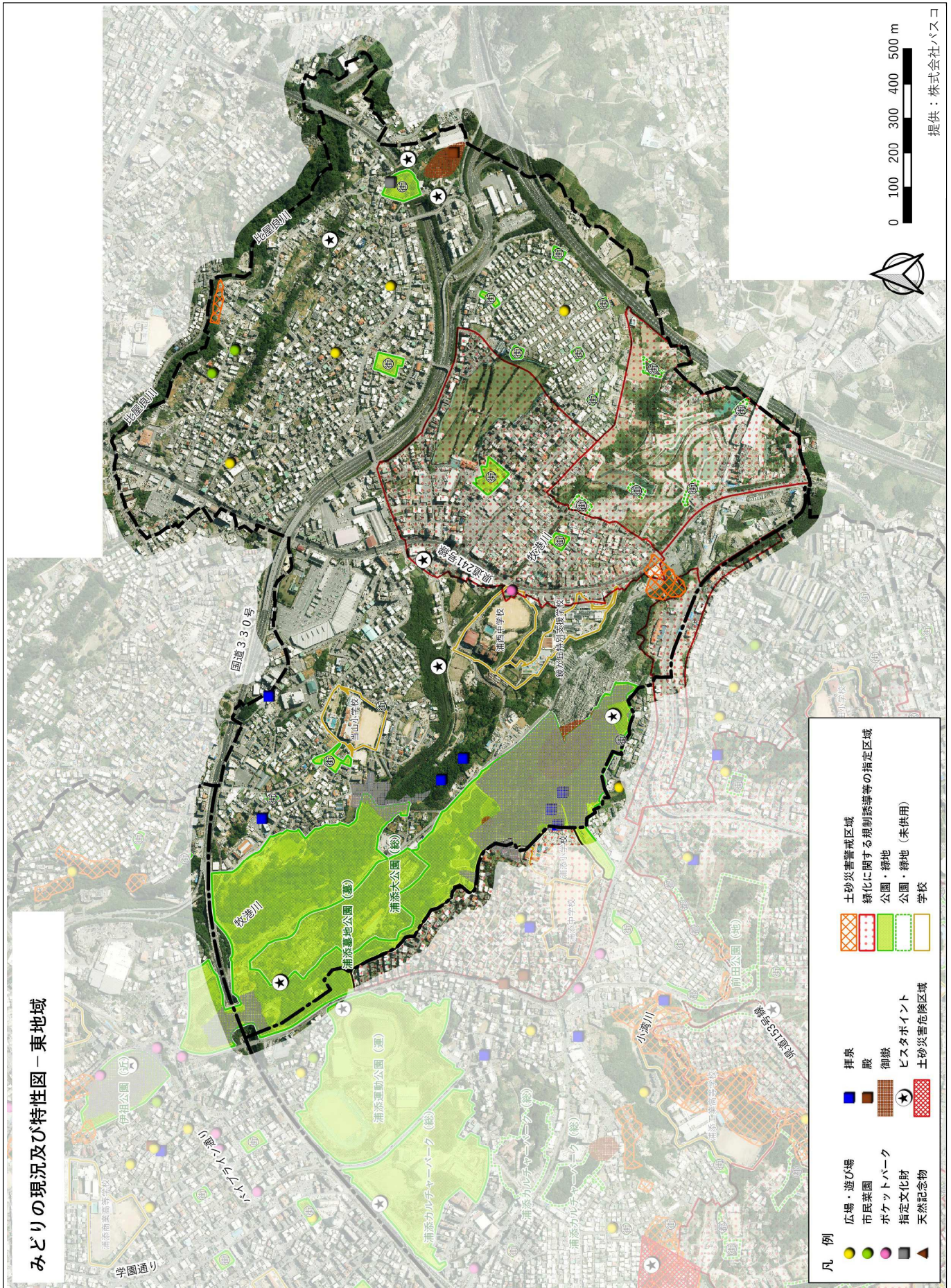
カルチャーロード及びウラオソイロードに基づく、歴史文化、交流の道広場の修景を充実し、風格漂う並木道づくり、小径づくりを推進します。



## 東地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添大公園の斜面樹林と昔からの市街地である西原のクサティ森となる斜面樹林に挟まれた地域である。</li> <li>●沖縄自動車道の西原 IC があるほか、沖縄都市モノレールの延長に伴い交通結節点となるてだこ浦西駅が開設し、本市の東の玄関口としての発展が期待される地域である。</li> <li>●地質は、浦添大公園と浦添墓地公園の一角が琉球石灰岩、その他は概ね島尻層泥岩で形成されている。</li> <li>●土地区画整理事業による新しい住宅地と昔からの市街地に分けられる。</li> <li>●商業系の土地利用は県道 241 号線沿いで見られる。</li> <li>●地域の南東にまとまった樹林地があり、そのほとんどが市街化調整区域内に位置している。</li> <li>●「てだこ浦西駅周辺地区」にて、土地区画整理事業が進められている。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添大公園を含むまとまった樹林地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・北西から南東へと伸びる大規模な緑地は浦添市の骨格のみどりとなるものであり、浦添大公園や浦添墓地公園となっている。</li> <li>・この緑地は規模も大きく、様々な生物が生息している。</li> <li>・活断層の存在が確認されている。</li> </ul> </li> <li>●牧港川沿いのみどり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧港川沿いにはまとまった斜面樹林や農地が広がっている。</li> <li>・隣接する浦添大公園と一体的なみどりとなっている。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所指定されている。</li> <li>・古屋敷跡や当山石畳道などの歴史・文化的資源が残っている。</li> <li>・親水護岸が整備されている。</li> </ul> </li> <li>●西原の昔からの市街地の北側に隣接する比屋良川沿いの緑地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・クサティ森として居住環境を良好に保っている。</li> <li>・農地と樹林地が混在している。</li> <li>・後原古墓群や大久保原古墓群などの歴史・文化的資源が残っており、斜面には墓地もある。</li> <li>・国道 330 号の我如古橋からまとまったみどりの風景を見ることができる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量がやや減ったと感じているものの、住まい周辺のみどりの量は多いと感じている。</li> <li>●牧港川の水質に不満を感じており、きれいで散歩道のある川としたいことが望まれている。</li> <li>●地域内のみどりが減っていることに対して、公園設置のほか、地域での植栽活動や耕作放棄地の利活用などによりみどりを増やしていくことを望んでいる。</li> </ul>
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●西原や当山の昔からの市街地には公園がほとんどなく、地域的な偏りが見られる。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 330 号や県道 241 号線など幹線道路では街路樹による緑化が行われている。</li> <li>●浦西団地内の道路には、管理が行き届いた街路樹がある。</li> <li>●昔からの市街地内の市道は、歩道がないものが多く、ほとんど街路樹緑化が行われていない。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦西中学校や当山小学校で学校緑化が充実している。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浦西団地は比較的みどりの風景が形成されている。</li> <li>●大規模な民間施設が少なく、全体的としては敷地緑化が進んでいない。</li> <li>●ゴルフ場がまとったみどりとなっている。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「浦西地区地区計画」と「景観地区（県道浦添西原線沿線地区）」が決定されている。</li> </ul>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●浦添大公園の「グスクの森」から南東へと伸びる丘陵のみどりは、本市のシンボリックな原風景「ティーダヌファ」を構成しており、積極的に保全を図る必要がある。</li> <li>●牧港川や比屋良川において、水質の浄化を進めるとともに、親水空間や生物生息環境を確保する必要がある。</li> <li>●公園が不足する地域において、公園など身近なみどりを確保する必要がある。</li> <li>●地区計画の「浦西地区」と「景観地区（県道浦添西原線沿線地区）」において、積極的にみどりが感じられる風景づくりを進めていく必要がある。</li> <li>●点在する農地については、郷土の原風景として保全を図る必要がある。</li> </ul>	



## みどりのまちづくりの方針

## 稜線と水文風景が映えるふるさとのみどりのまち

「グスクの森」と水、農地が織りなす、静穏なふるさとを感じさせるみどりのまちづくりを進めていきます。

### 1 風格あるふるさとのみどり軸の強化

浦添大公園の丘陵は、市を象徴する「グスクの森」と「いこいの森」として、浦添城跡の復元並びにみどり豊かな周辺環境整備を推進すると共に、大公園から南東へ点在する斜面緑地も含めて保全し、風格漂うふるさとのみどり軸としての景観の強化を図ります。

### 2 牧港川の親水性の水辺空間づくり

牧港川は、市民参加による水質の向上を推進し、親水性の水辺空間の充実を図ります。

### 3 比屋良川の斜面緑地の保全と活用

市境を流れるみどり豊かな比屋良川は、隣接市と一体となって斜面緑地の保全及び遊歩道づくりに努め、生き物の生息拠点、自然とのふれあい空間としての活用を推進します。

### 4 みどりの玄関口づくり

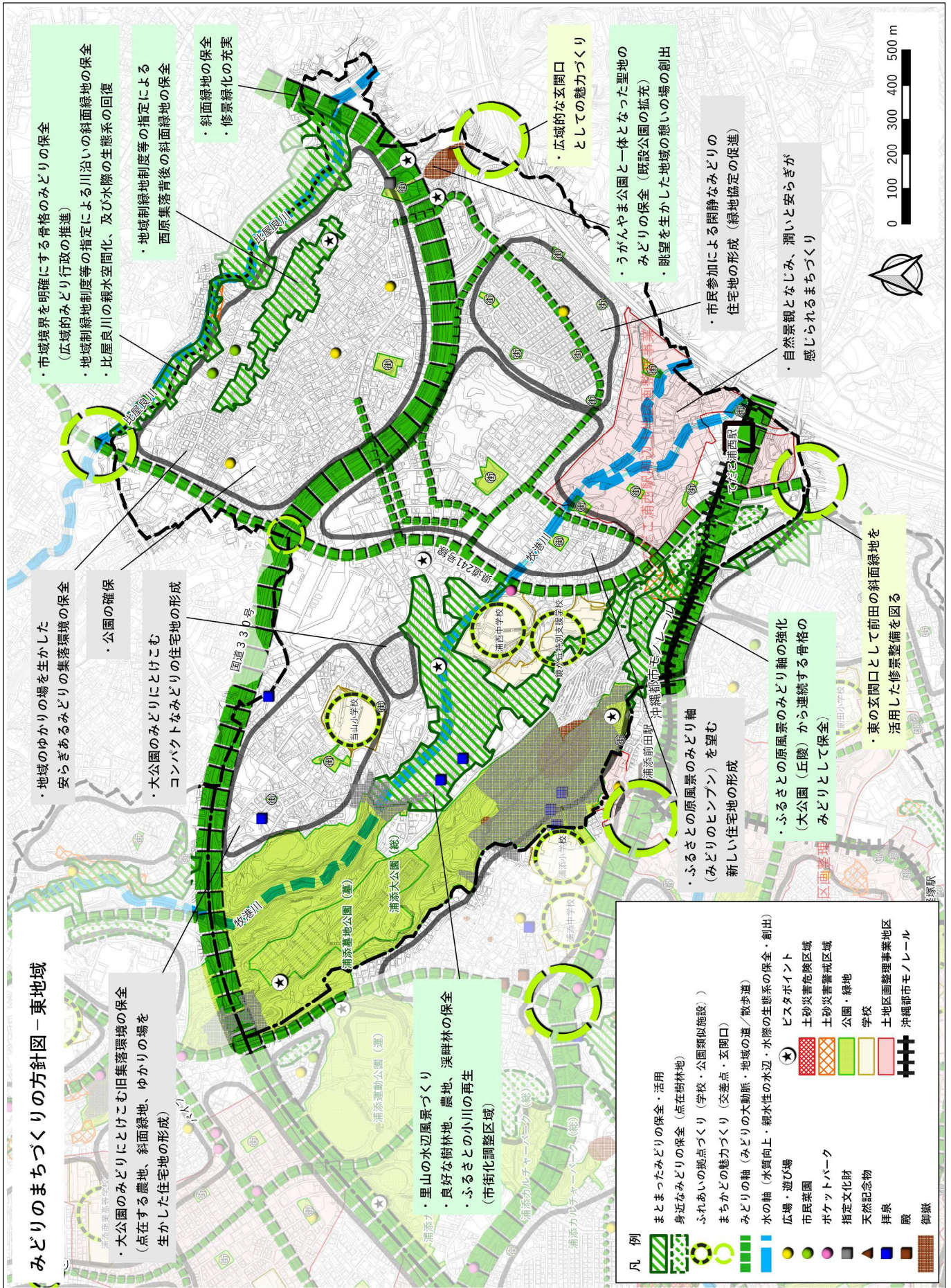
西原 IC 周辺は、広域的な玄関口として修景緑化を図ります。てだこ浦西駅は、市民・事業者・行政による協働のまちづくりにより沖縄県中南部圏域における「総合交通拠点」としての立地を活かし、様々な人と情報、文化の交流するまちを形成し、単なる緑化にとどまらず、自然景観と馴染み、潤いと安らぎが感じられるまちづくりを目指します。

### 5 身近な暮らしの拠点づくり

当山・西原の旧集落は、地域のゆかりの場の保全・再生を推進するとともに、点在する農地、斜面緑地、空地等を活用した身近な公園・広場の確保及び市民菜園としての利用を推進します。

### 6 市民参加によるみどり豊かなまちなみの形成

地域の活発な環境活動を支援し、パートナーシップによるふるさとのみどりのまちなみづくりを推進します。



みどりのまちづくりの方針図－東地域

・大公園のみどりにとけこむ旧集落環境の保全  
(点在する農地、斜面緑地、ゆかりの場を生かした住宅地の形成)

・地域のゆかりの場を生かした安らぎあるみどりの集落環境の保全

・公園の確保  
・大公園のみどりにとけこむコンパクトなみどりの住宅地の形成

・市域境界を明確にする骨格のみどりの保全  
(広域的みどり行政の推進)

・地域制緑地制度等の指定による川沿いの斜面緑地の保全  
・比屋良川の親水空間化、及び水際の生態系の回復

・斜面緑地の保全  
・修景緑地の充実

・里山の水辺風景づくり  
・良好な樹林地、農地、溪畔林の保全  
・ふるさとの小川の再生  
(市街化調整区域)

・広域的な玄関口としての魅力づくり

・うがやま公園と一体となった聖地のみどりの保全 (既設公園の拡充)  
・眺望を生かした地域の憩いの場の創出

・市民参加による閑静なみどりの住宅地の形成 (緑地協定の促進)

・自然景観となじみ、潤いと安らぎが感じられるまちづくり

・ふるさとの原風景のみどり軸 (みどりのヒンパシ) を望む新しい住宅地の形成

・ふるさとの原風景のみどり軸の強化 (大公園 (丘陵) から連続する骨格のみどりとして保全)

・東の玄関口として前田の斜面緑地を活用した修景整備を図る

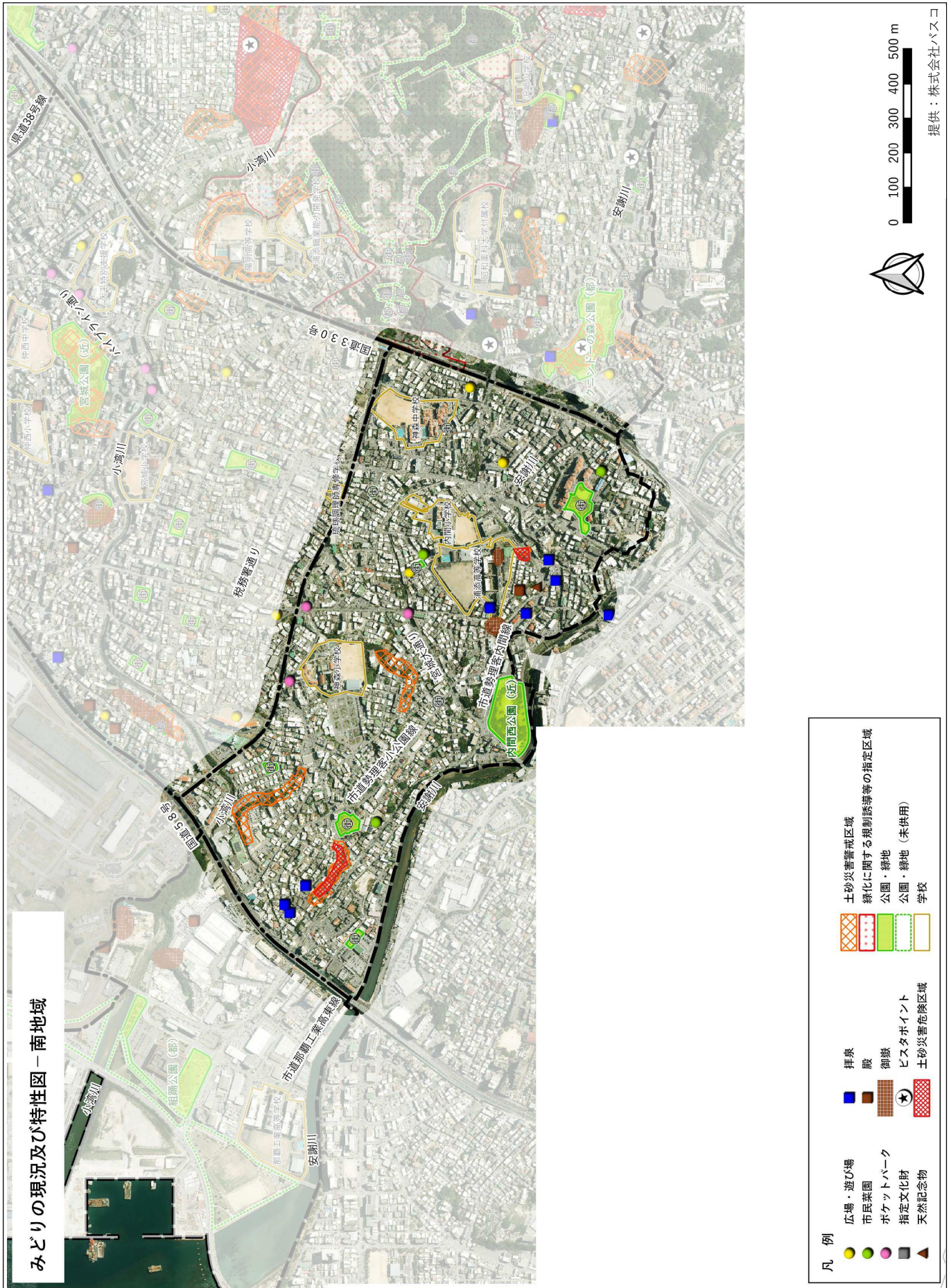
凡例

	まとまったみどりの保全・活用		ヒスタポイント
	身近なみどりの保全 (点在樹林地)		土砂災害危険区域
	ふれあいの拠点づくり (学校・公園類似施設)		土砂災害警戒区域
	まちかどの魅力づくり (交差点・玄関口)		公園・緑地
	みどりの軸 (みどりの大動脈・地域の道/散歩道)		学校
	水の軸 (水質向上・親水性の水辺・水際の生態系の保全・創出)		土地区画整理事業地区
	広場・遊び場		沖縄都市モノレール
	市民菜園		蔵
	ポケットパーク		御嶽
	指定文化財		
	天然記念物		
	拝泉		
	蔵		
	御嶽		

## 南地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●西は国道 58 号、東は国道 330 号、南は安謝川に挟まれている。</li> <li>●地質は市道勢理客小公園線の北側は概ね島尻層泥岩、南側は概ね琉球石灰岩で形成されている。</li> <li>●国道 58 号やパイプライン通り沿いには商業系の土地利用が多いが、ほとんどが住宅地となっている。</li> <li>●国指定の無形文化財である勢理客の獅子舞など伝統文化が受け継がれている地域で、勢理客や内間には昔からの市街地が残っている。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全体的にみどりが少ない地域であり、まとまったみどりは内間西公園周辺にある。</li> <li>●まとまった緑地ではないものの、断続的に斜面緑地が残っている。</li> <li>●内間西公園付近の安謝川では、親水護岸が整備されている。</li> <li>●西原古墓群や立山原古墓群など歴史・文化的資源が数多く残っている。</li> <li>●市指定天然記念物である内間の大アカギがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15 年前に比べ、みどりの量がやや増えたと感じており、住まい周辺のみどりの量はやや多いと感じている。</li> <li>●地域内の公園においては、公園内の整備充実が望まれている。</li> <li>●シーサー通りの街路樹や内間地域の赤瓦など、景観面で満足を感じており、さらなる景観づくりが望まれている。</li> <li>●安謝川の環境に満足を感じており、みずとみどりが調和した歩いて楽しい河川沿いが望まれている。</li> </ul>
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内間や整理客の昔からの市街地では、身近な公園が不足している。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●昔からの市街地では、密集住宅地として細い道が多く、沿道緑化が進んでいない。</li> <li>●市道勢理客内間線は、通り沿いにシーサーが点在する並木道で、市内でもみどりの美しい通りとして知られており、「シーサー通り」と呼ばれている。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●神森中学校などで学校緑化が充実している。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全体的に敷地の狭い住宅が多く、緑化は進んでいない。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <p>—</p>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域にうるおいを与える小湾川において、親水空間や生物生息環境を確保する必要がある。</li> <li>●地域の多くが公園の少ない密集市街地であり、公園など身近なみどりを確保する必要がある。</li> <li>●勢理客地区に点在する斜面緑地について、景観や防災に対して重要なみどりとして保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●シーサー通りにおいて、地域のシンボルとなるような沿道のみどりあふれる風景づくりに取り組む必要がある。</li> <li>●歴史を伝える「内間の大アカギ」などの大木を保全し、地域ならではのみどりの風景づくりへと活用を図る必要がある。</li> </ul>	



みどりの現況及び特性図－南地域

●	広場・遊び場	●	土砂災害警戒区域
●	市民菜園	■	緑化に関する規制誘導等の指定区域
●	ポケットパーク	■	公園・緑地
■	指定文化財	■	公園・緑地 (未供用)
▲	天然記念物	■	学校
■	御旗	■	
■	ヒ斯塔ポイント	■	
■	土砂災害危険区域	■	
■	御旗	■	
■	土砂災害警戒区域	■	
■	緑化に関する規制誘導等の指定区域	■	
■	公園・緑地	■	
■	公園・緑地 (未供用)	■	
■	学校	■	



提供：株式会社パスコ

## みどりのまちづくりの方針

### 安謝川の水辺と伝統文化のみどり、花を大切に学ぶのまち

市民参加による安謝川の水辺の改善と、お祭り広場づくり、花とみどりのまちづくりを進めていきます。

#### 1 安謝川における親水性の水辺空間の充実

隣接する那覇市と一体となって安謝川周辺の緑地の拡充を図り、市民参加による水質浄化を流域全体で促進するなど良好な水辺ビオトープ空間づくりを目指します。

市民の環境学習及び交流の場として、内間西公園と連結した安謝川沿いのプロムナードづくりを推進します。

#### 2 花とみどりのふれあい拠点づくり

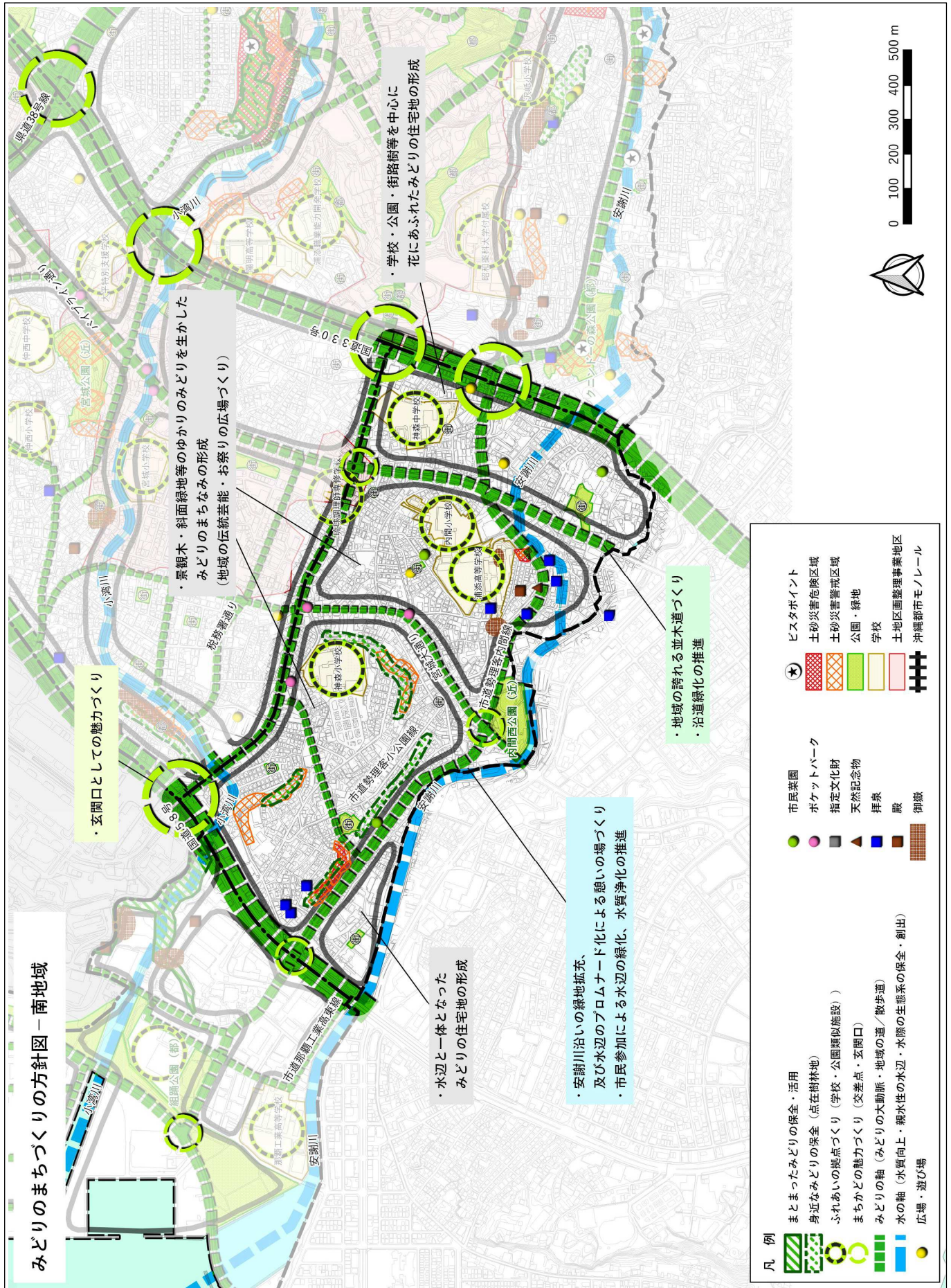
地域内の学校は、緑化の充実及び校庭の開放等を推進し、みどりの拠点としての活用を図ります。

#### 3 みどり豊かなまちなみの形成

内間・勢理客の密集市街地は、斜面緑地、ゆかりの場、屋敷林、スージグワーを活かした市民参加によるみどりのまちなみの形成を推進します。また、地区内の空き地を利用した小広場づくりを図ります。

#### 4 既存のみどりをいかした芸能文化の道づくり

内間西公園のマツ林、周辺のマツの並木道の管理の充実を図るとともに、当地域から国立劇場おきなわに向かう芸能文化の景観の道づくりを推進します。



## 西地域

### みどりのまちづくりの現況と課題

地域の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 58 号から西側の勢理客、西洲、そして埋立地から成る地域である。</li> <li>●地質は概ね沖積層で形成されている。</li> <li>●大規模事業所が多く、工業や流通の土地利用が多い。特に西洲 2 丁目は特別業務地区として流通関係の事業所が多い。</li> <li>●沿岸部では西海岸開発計画による埋立が進み、広域幹線道路として臨港道路浦添線・浦添北道路が開通している。</li> </ul>	
みどりの現況と特性	みどりに関する地域住民の意識
<p>&lt;みどりの分布&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小湾川の河口付近にまとまった樹林があり、歴史・文化的資源も残っている。</li> <li>●安謝川の河口も位置しているが、浦添市側は川に近づくことができない。</li> </ul>	—
<p>&lt;公園緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河口付近に緑地が整備されている。</li> <li>●街区公園やポケットパークは設置されていない。</li> </ul>	
<p>&lt;道路緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●西洲 2 丁目の特別業務地区では街路樹による緑化が行われている。</li> <li>●市道那覇工業高東線は、歩道を片側に集約し、ベンチや小広場のある道路となっている。</li> </ul>	
<p>&lt;公共公益施設の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国立劇場おきなわは隣接する組踊公園と一体となってみどり豊かな景観となっている。</li> <li>●クリーンセンターや沖縄県中央卸売市場で緑化が行われている。</li> </ul>	
<p>&lt;民間施設等の緑化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な施設が多く見られるが、敷地内緑化が十分な施設は少ない。</li> </ul>	
<p>&lt;保全・推進施策&gt;</p> <p>—</p>	
みどりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小湾川の河口部に残る樹林地については、本地域に唯一残るまとまった樹林として、保全・活用を図る必要がある。</li> <li>●国立劇場おきなわを核として、みどり豊かな港の風景づくりを進める必要がある。</li> <li>●工業や物流を主体とする埋立地において、海と地域に開かれた工業・物流の拠点として、緑化を進める必要がある。</li> </ul>	

みどりの現況及び特性図－西地域



## みどりのまちづくりの方針

### 新たなニライカナイの交流文化を創造するみどりの港まち

国際的な物流、伝統芸能、都市生活文化が楽しめる観光及び広域市民の交流拠点として、港未来のみどりのまちづくりを進めます。

#### 1 国立劇場おきなわを核としたみどりの交流拠点づくり

国立劇場おきなわの周辺環境整備として整備した組踊公園は、南北に伸びる港湾緑地、東西に伸びる港と小湾川及び安謝川の水辺空間の一体化を図り、交流文化のみどりの拠点となるよう活用していきます。

#### 2 水辺のプロムナードの形成

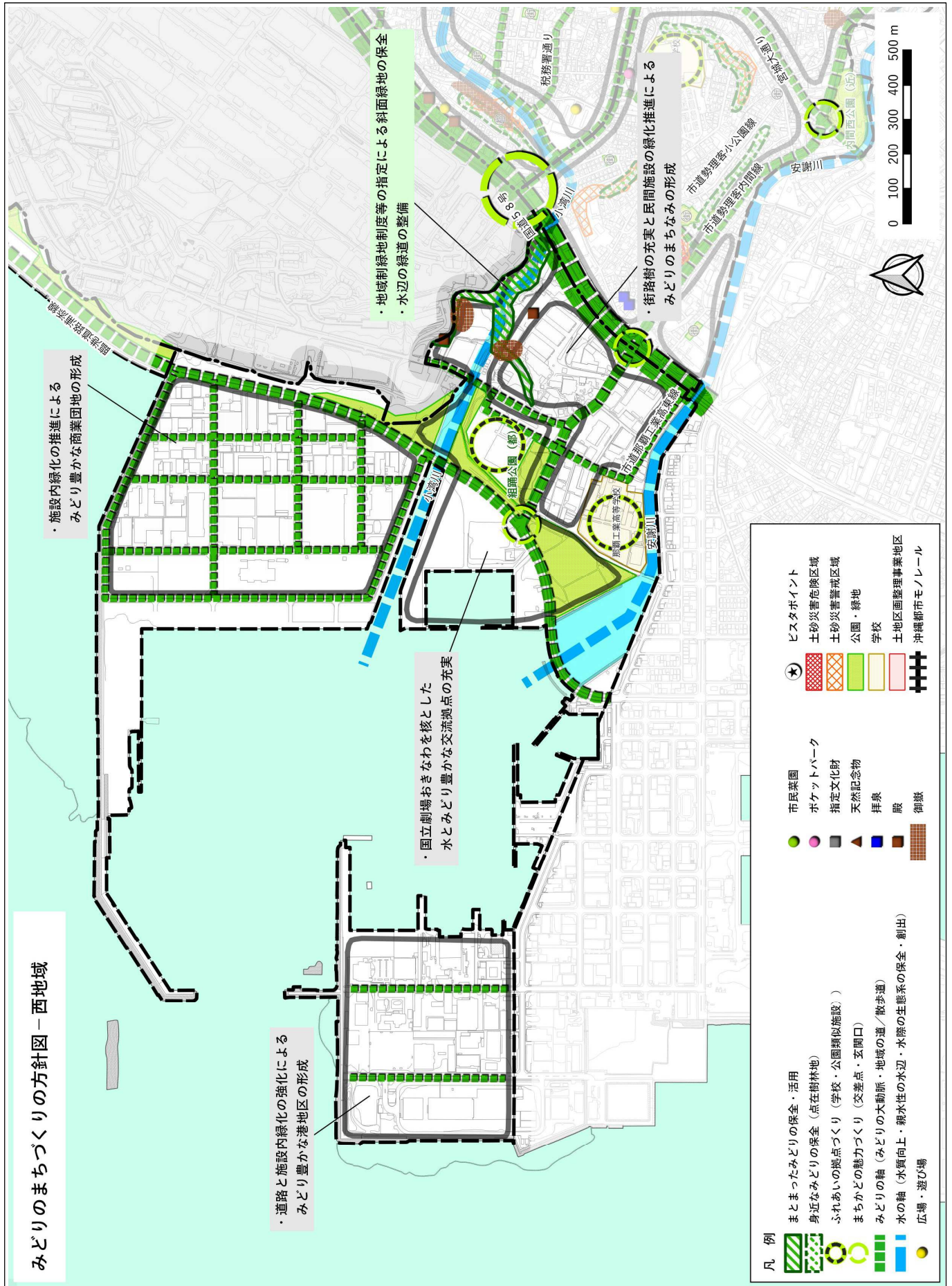
小湾川沿いの斜面緑地を保全すると共に、小湾川及び安謝川沿いは、市街地からつながる水辺のプロムナードの整備を推進します。

#### 3 みどり豊かな海辺の商業団地の形成

西洲地区商業団地は、潮風や土壌等の植栽環境に配慮し、道路緑化及び敷地内緑化等の緩衝緑地づくりを充実させ、変化に富んだ植栽景観の形成を図ります。

#### 4 みどり豊かな港の環境づくり

伊奈武瀬地区は市民リサイクル活動の拠点として、道路緑化及び敷地内緑化を充実させ、みどり豊かな港の環境づくりを推進します。



みどりのまちづくりの方針図 - 西地域

・道路と施設内緑化の強化によるみどり豊かな港地区の形成

・国立劇場おきなわを核とした水とみどり豊かな交流拠点の充実

・施設内緑化の推進によるみどり豊かな商業団地の形成

・地域制緑地制度等の指定による斜面緑地の保全  
・水辺の緑道の整備

・街路樹の充実と民間施設の緑化推進によるみどりのまちなみの形成

- 凡例
- まともったみどりの保全・活用
  - 身近なみどりの保全 (点在樹林地)
  - ふれあいの拠点づくり (学校・公園類似施設)
  - まちかどの魅力づくり (交差点・玄関口)
  - みどりの軸 (みどりの大動脈・地域の道/散歩道)
  - 水の軸 (水質向上・親水性的水辺・水際の生態系の保全・創出)
  - 広場・遊び場
  - 市民菜園
  - ポケットパーク
  - 指定文化財
  - 天然記念物
  - 拝泉
  - 殿
  - 御旗
  - ヒスタポイント
  - 土砂災害危険区域
  - 土砂災害警戒区域
  - 公園・緑地
  - 学校
  - 土地区画整理事業地区
  - 沖繩都市モノレール

## 新都市形成地域

### 1 牧港補給地区

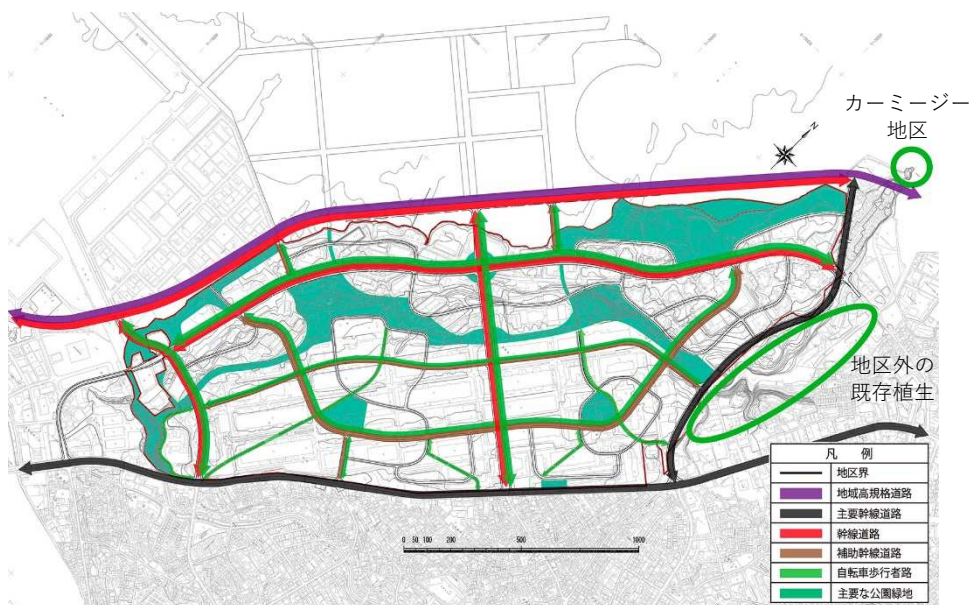
牧港補給地区跡地利用基本計画（平成25年3月）において、公園緑地計画、風景・景観計画、自然環境・エネルギー計画が下記の通り示されています。

#### ①公園緑地計画

地区全体面積の20%程度の公園緑地を確保し、各交流拠点に公園緑地を計画するとともに、交流拠点を結ぶにぎわい・交流軸に沿って公園緑地を計画することで、人々のにぎわいや交流を促進する。

高台部と低地部の境界部分（高台端部）には、災害時の一次避難地や避難路となる公園緑地を配置するとともに、低地部から高台部への避難路も確保する。また、海の交流拠点における公園緑地は、にぎわい・交流機能に加えて津波・高潮被害等からの多重防御機能を担う公園緑地として位置づける。

公園緑地の配置に際しては、既存の緑（植生）の保全・活用や緑のネットワークの形成に留意する。また、住宅地区内においては、誘致距離等を考慮して近隣公園及び街区公園を適切に配置する。ただし、近隣公園及び街区公園の具体的な配置については、今後地権者の意向等を踏まえながら、支線道路の配置計画と合わせて検討するものとする。



主要な公園緑地の配置計画

#### ②風景・景観計画

本地区の景観特性を踏まえ、高台から海への眺望や、西海岸側からの緑の稜線（斜面緑地）に配慮した、本地区にふさわしい魅力的な風景・景観づくりを目指す。

#### ③自然環境・エネルギー計画

水とみどりのネットワークによる自然環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、風の道の確保や地域に賦存する再生可能エネルギーの活用により、低炭素まちづくりの推進を目指す。

牧港補給地区跡地利用基本計画策定業務（その2）報告書（平成25年3月）

## 2 西海岸埋立地区

西海岸埋立地区は、市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりにより、国際流通港湾や跡地利用計画と一体となったにぎわいとゆとりのある質の高い都市リゾート地区を目指します。さらに、海辺と緑を活かした、多くの来訪者が訪れる、開放性をもつ潤いある都市リゾート地区を形成します。



---

## 第7章 計画実現のために

---

- 1 行政の役割
- 2 庁内体制の充実
- 3 市民の役割
- 4 事業者の役割
- 5 パートナーシップで取り組むこと
- 6 施策の進行管理
- 7 広域的協力体制の確立
- 8 各種制度の紹介



### 3 市民の役割

---

市民は、浦添市のみどりを市民共有の財産として認識し、積極的にみどりづくりの活動に参加する必要があります。個々の住宅の緑化や自治会活動や通り会等の地域の団体で取り組む緑化活動、公園愛護会や街路樹の管理、御獄や井泉等の拝所の管理などの身近なみどりの活動に主体となって取り組むことが重要です。また、こうした活動を次世代へ継承していくことも大切な市民の役割です。

### 4 事業者の役割

---

事業者も浦添市民の一員として、組織全体でみどりの活動に参加する必要があります。事業所の敷地や建物等の緑化や市民と協力して地域の緑化活動やみどりの管理等に取り組むといった姿勢は、本計画のテーマに沿ったパートナーシップによるみどりのまちづくりの実現に大きく寄与します。

### 5 パートナーシップで取り組むこと

---

市民・事業者・行政が、個々の役割を踏まえ、協働によるみどりのまちづくり活動に取り組み、継続していくことが本計画の実現には必要不可欠です。そのため、三者の協働により進める内容を明確にし、施策を積極的に展開します。

### 6 施策の進行管理

---

計画の実現においては、施策の推進について進行管理を行うことが重要となります。PDCA サイクルの考え方のもとで、計画に基づく施策を実施し、進捗状況や達成状況、効果等の評価を行い、計画を見直す一連のプロセスにより運用します。

なお、指定管理者のほか、市が活動支援を行っている公園愛護会や美らまちサポーター等に対しても緑化活動における PDCA サイクルの活用を求めます。

### 7 広域的協力体制の確立

---

市域の境界には、隣接する3市町にまたがったみどりが多く存在します。これらのみどりは河川水の涵養や水質浄化に大きく関わっており、みどりと水に関する施策の展開を本市のみで行っているだけでは、効果的なものとなりません。そのため、隣接する市町と情報交換等の連携や協働で取り組む事業の創設など協力体制を推進します。また、本計画に基づき様々なみどりの施策の推進が図れるよう国や県とも、連携や調整を十分図っていきます。

## 8 各種制度の紹介

都市化が進む浦添市においてはみどりのまちづくりを推進する上で、通常の公園緑地の整備行政や景観行政、市民活動による緑化だけではなく、都市公園法や都市緑地法等に基づく各種制度を用いたみどりの保全活用を推進していく必要があります。

これからの市のまちづくりに有用な制度について、多くの市民や事業者に周知するために、下記に各種制度の概要をご紹介します。

### (1) 市民緑地契約制度（都市緑地法第55条）

#### 【制度の概要】

地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における土地などの所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と契約を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地として確保するため、地方公共団体等又は緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する制度です。

#### 【制度のメリット】

- ・ 地方公共団体やみどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。
- ・ 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。
  - 契約期間が20年以上などの要件に該当する場合、相続税が2割評価減となります。
  - 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。
- ・ 一定面積以上の市民緑地については緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象となります。

#### 【活用事例】



第1号市民の森（鶴ヶ島市）



北烏山九丁目屋敷林市民緑地（世田谷区）

資料：国土交通省 HP より

## (2) 市民緑地認定制度（都市緑地法第 60 条）

### 【制度の概要】

緑化地域又は基本計画で定める緑化重点地区内の、未だ都市公園が不足する地域において、個人有地や企業有地を活用してみどり法人を含む民間主体が住民の利用に供する緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を受けることができる制度です。

### 【制度のメリット】

- ・みどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。
- ・みどり法人が設置管理を行う市民緑地について次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。（ただし、個人有地の場合は無償貸付に限る）土地の固定資産税及び都市計画税が原則1/3軽減されます。（認定から3年間のみ）
- ・一定面積以上の市民緑地については緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象となります。
- ・設置管理を行うみどり法人は、当該緑地の利用者に資する施設やイベントを計画し、管理費用に充てることができます。
- ・民間商業施設等において敷地内に広場を設け、施設利用者だけでなく不特定多数の市民の利用が供すると判断された場合は、認定の対象になります。



### 【活用事例】



コクーンシティ（さいたま市）  
商業施設内の広場を市民緑地認定



かしわ路地裏市民緑地（柏市）  
個人所有地を NPO 法人が管理。  
近隣の農家等によるマルシェを定期開催。

資料：国土交通省 HP より

### (3) 緑地協定制度（都市緑地法第45条、第54条）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

#### 【制度概要】

#### ●協定の種類と締結者

協定には以下の2つの種類があります。

#### 45条協定（全員協定）

既にコミュニティの形成が成されている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。

#### 54条協定（一人協定）

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮します。

#### 協定の締結者

- ☞ 土地の所有者（民間ディベロッパー等を含む）
- ☞ 土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者）
- ☞ 土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

#### ●協定の内容

- ・ 緑地協定の目的となる土地の区域
- ・ 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
  - ☞ 保全又は植栽する樹木等の種類
  - ☞ 保全又は植栽する樹木等の場所
  - ☞ 保全又は設置するかき又はさくの構造
  - ☞ その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- ・ 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）
- ・ 緑地協定に違反した場合の措置

#### 【制度のメリット】

- ・ 関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上します。
- ・ 協定締結後の転入者に対しても、協定の効果が持続します。



協定により創出された緑豊かな住宅地（仙台市）

資料：国土交通省 HP より



#### (4) 緑化地域制度（都市緑地法第34条）

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。これにより効果的に緑を創出することができます。

##### 【制度概要】

##### ●指定要件

指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域

##### ●指定主体

都市計画法における地域地区として、市町村が計画決定を行います。

##### ●義務付けの対象

義務付けの対象となるのは敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築または増築です。

※1 市町村は特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を300㎡まで引き下げることができる。

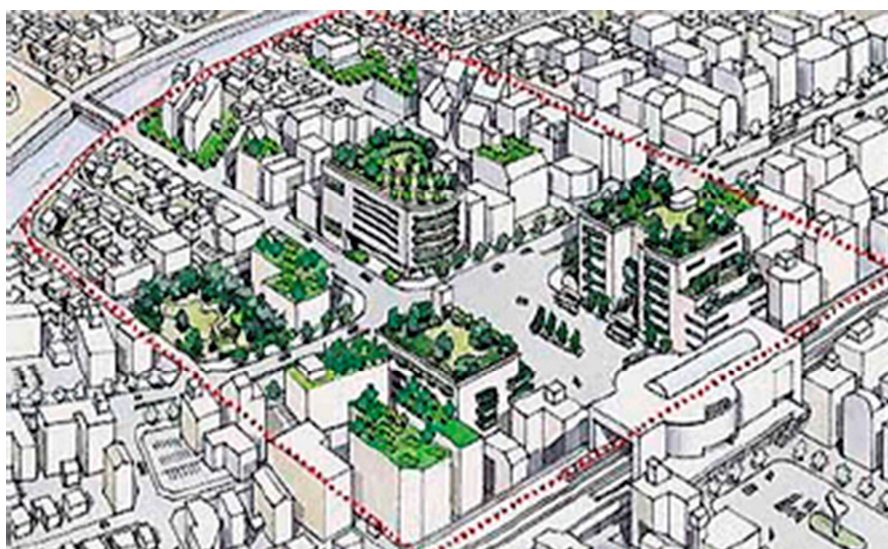
※2 増築の場合については、従前の床面積の2割以上の増築を行うものが対象となる。

##### ●義務づけの内容

建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすること  
なお、都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、

- ・敷地面積の25%
- ・1 - 建蔽率 - 10%

建築基準関係規定と見なされ、建築確認の要件となります。



緑化地域のイメージ

資料：国土交通省 HP より

## (5) 緑地保全地域制度（都市緑地法第5条）

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

### 【制度概要】

#### ●指定要件

指定の要件は次のいずれかです。

- ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

#### ●指定主体

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が計画決定を行います。

緑地保全地域の都市計画が定められた場合、都道府県又は市は当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画(「緑地保全計画」)を定めます。

#### ●緑地保全計画

計画では、次の内容を定めます。

- ・行為の規制又は措置の基準

下記についても、定めることができます。

- ・緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ・管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
- ・その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

#### ●行為の規制

緑地保全地域に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）への届出が必要になります。また、原則、届出後30日は行為の着手は不可となります。

- ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など

注：公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。



## (6) 特別緑地保全地区制度（都市緑地法第12条）

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

### 【制度の概要】

#### ●指定要件

指定の要件は次のいずれかです。

- ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ・次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
  - ・風致又は景観が優れているもの
  - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

#### ●指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha 以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。

#### ●行為の制限

特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要になります。

- ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など

注：公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

#### ●土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。

この場合、市町村、都道府県あるいはみどり法人がその土地を買入れます。

地方公共団体は、土地の買入れ費用や買入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。

**【指定のメリット】**

特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- ・ 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。
  - 相続税：山林及び原野については8割評価減となります。
  - 固定資産税が最大1/2まで減免されます。
- ・ 建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第17条）。譲渡所得には2,000万円の控除が適用されます。
- ・ 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。
- ・ 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。



熱田神宮緑地保全地区  
(名古屋市)



小沢城緑地保全地区  
(川崎市)

資料：国土交通省 HP より

## (7) 風致地区（都市計画法第8条）

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区です。

「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。

### 【制度の概要】

#### ●指定主体等

風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしています。

#### ●行為規制の内容

風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要となります。

- a. 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退）
- b. 建築物等の色彩の変更
- c. 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり）
- d. 水面の埋立て又は干拓
- e. 木竹の伐採
- f. 土石の類の採取
- g. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



披露山・逗子海岸風致地区  
(神奈川県逗子市)



金華山長良川風致地区  
(岐阜県岐阜市)

資料：国土交通省 HP より

## (8) 景観重要樹木（景観法第28条）

景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものです。

### 【制度の概要】

#### ●指定基準

下記のように定められているが、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられています。

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

### 【指定のメリット】

- ・樹木所有者は、景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができます。
- ・適切な管理方法が基準で定められるため、当該樹木のより適切な保全が図られます。
- ・現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償されます。
- ・申請により景観形成総合支援事業等の補助を得ることができます。
- ・当該樹木の現状変更等に対して規制したり、現状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができます。
- ・管理方法の改善や必要な措置を勧告することができ、地域の景観にとって重要な当該樹木を、良好な状態で適切に保全していくことができます。

## (9) 保存樹・保存樹林

樹木の保存において、法律によるものと、自治体の条例等に基づくものがあります。

#### ●法律に基づく保存樹・保存樹林

都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するものです。

#### ●条例に基づく保存樹・保存樹林

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するものです。

---

## 資料編

---

- 1 計画策定の経緯
- 2 用語の解説

# 1 計画策定の経緯

## (1) 浦添市緑の基本計画策定委員会

### ■検討経過

名称	内容	
第1回策定委員会	・計画改定の考え方	
第2回策定委員会	・基本方針、施策検討	
第3回策定委員会	・みどりの配置方針 ・みどりの管理・利活用方針	・地域別みどりのまちづくり計画 ・計画実現の検討
第4回策定委員会	・計画書及び概要版の確認	

### ■委員名簿

氏名	所属	備考
池田 孝之	琉球大学名誉教授	学識経験者（都市計画）
友 寄 孝	沖縄しまたて協会技術環境研究所技術環境部長	学識経験者（土木）
安里 直美	琉球大学非常勤講師	学識経験者（ランドスケープ）
木下 能里子	株式会社国建 首席研究員	学識経験者（都市及び地方計画）
山川 勇人	沖縄県建築士会浦添・西原支部長	建築
屋比久 勉	沖縄県造園建設業協会顧問	造園
下地 安広	浦添市元文化部長	歴史
末吉 由美子	浦添市婦人連合会会長	市民活動
上里 幸秀	浦添市子供育成会連絡協議会代表	市民活動
神山 高成	浦添市自治会長会会長	市民活動
宮城 剛	浦添市都市建設部参事	市職員

## (2) 庁内作業部会

### ■検討経過

名称	内容
第1回庁内作業部会	・現行計画の評価について
第2回庁内作業部会	・評価結果確認、課題設定
第3回庁内作業部会	・施策の検討
第4回庁内作業部会	・計画改定版（素案）の検討
第5回庁内作業部会	・パブリックコメント等の意見と対応

### ■作業部会委員

美らまち推進課（公園みどり係・景観まちづくり係）	都市計画課（都市計画係）
区画整理課（換地清算係）	土地区画整理組合指導室
道路課（工事係・維持管理係）	建築指導課（審査係）
建築営繕課（計画工事係・設備係）	下水道課（計画工事係）
企画課（企画係）	西海岸開発課（企画開発係）
市民生活課（市民生活係）	産業振興課（農林水産係）
環境保全課（環境保全係・環境推進係）	文化財課（文化財係）
施設課（施設係）	学校教育課（指導係）

## 2 用語の解説

### あ行

#### アメニティ

心地良さを表すラテン語に由来する英語で、心地良さや快適さの質、居心地の魅力やその価値を意味します。現在では、アメニティを「快適な環境」と解釈し、生活環境の評価要素として、安全性、保健性、利便性、快適性のそろった生活の場所として望ましい状況をいいます。

#### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。

#### エコロジカルネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核としてこれらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することです。

#### SDGs（エス・ディ・ジーズ）

2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国も取り組むものとなっています。

緑の基本計画に生物多様性への配慮を盛り込むことは、17のゴールのうち「⑯陸上資源」をはじめ、「⑪都市」や「⑬気候変動」など多くの個別目標の達成に寄与します。

#### オープンスペース

当計画では、公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地を意味します。

#### 屋上緑化

建物の密集地で、物理的に地表面を緑化できない場合に建物の屋上を利用して身近な「みどり」を生み出す手法です。「みどり」を創り出すだけでなく、建物の断熱などの効果があるといわれています。

### か行

#### 街区公園

都市公園法に基づく公園種別のひとつで、市民に最も身近な公園です。標準的な面積は2,500㎡とされています。

#### 近隣公園

都市公園法に基づく公園種別のひとつで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園です。標準的な面積は2haとされています。

#### グラウンドワーク

1980年代にイギリスで始まった活動で、市民、企業、行政という三者のパートナーシップにより、地域の環境改善を行う活動のことです。

#### グリーンウェイ

自然保護、アウトドアレクリエーション、サイクリング及び散歩等のルート、生物多様性確保や歴史文化財再生のための空間的に連続した帯状の緑や水からなるオープンスペースの回廊を意味します。当計画のみどりの将来像においては、豊かなみどりの回廊づくりとして、人と生き物と触れあいの水辺のグリーンウェイづくり、浦添らしい道のグリーンウェイづくりを目指しています。

#### 景観資源

地域の景観形成に寄与している固有の資源のことです。また、その可能性をもったものです。シンボリックな山や樹木、川といった自然要素をはじめ、農耕地、都市・集落、建築物、文化財といった直接的なものから、風俗や気候といった間接的なものまで含まれます。

#### グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制や防災機能等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを促進することです。これからのみどりのまちづくりには、このような自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくことが重要となってきます。

#### 建築協定

住民全員の合意により、敷地、構造、用途、建物の形態・意匠などを定め地域の環境を保全する制度です。

#### 公開空地

広義ではオープンスペースともいいます。狭義では、建築基準法に定められた総合設計制度による建築物の敷地内の空地に歩行者が自由に通行・利用できるスペースをいいます。

#### 公共施設緑化

庁舎や学校、公営住宅等の公共施設における植樹等による緑化のことです。

#### 公募設置管理制度（Park-PFI）

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。都市公園に事業者の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

#### 港湾緑地

臨海部の臨港地区に設置される都市公園法によらない緑地です。

## さ行

### 市街化区域と市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分です。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のことで、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のことで、

### 市民菜園

市街化区域内の農地で市が所有者から借り上げ、市民が栽培などを楽しむ制度です。

### 市民緑地制度

身近な緑を保全するために、地方公共団体または緑地管理機構が土地の所有者と契約を締結し、その緑地を住民が利用する市民緑地として管理し、公開する制度のことで、土地所有者には税制面での優遇と、維持管理の手間が省けるといったメリットがあります。都市緑地保全法に基づく制度です。

### シンボルツリー

一定の地域、空間において、意味性、象徴性を持つ木のことで、公園や建築物の外部空間などで景観上のポイントとなる位置に置かれます。

### 水源涵養

水の流れ出る地域において、降雨が地中へ浸透することで、地下水として水が留まることです。森林などは水源涵養の作用が強いです。

### スージグラー

細街路のことで、小路小と表します。

### 生態系

ある地域に生息する生物とその生物に影響を与える気象・土壌・地形などの非生物的環境を総合したものです。

### 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。

## た行

### 地域制緑地制度

市民緑地制度や風致地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に関わる制度のことで、

### 地区計画

細街路・小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模とともに、建築物に関する制限を計画事項とする総合的な計画制度です。

### 地区公園

都市公園法に基づく公園種別のひとつで、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園です。標準的な面積は4haとされています。

### ティーダヌファ

「ティーダ」は琉球方言で「太湯」を意味し、てだこすなわち太陽の子である英祖王にちなんでいます。「ヌ」は「の」、「ファ」は「木の葉っぱ」や「子供」を意味します。「太陽の葉っぱ」または「太陽の子」とも訳することができます。本計画の基本理念においては、太陽のように元気なひと達、また、さんさんと輝く陽光のようなみどりの枝葉がのびる様子を意味します。

### 都市計画区域

市の中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことで、

### 都市計画マスタープラン

都市計画法に記載されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称です。策定にあたっては住民参加が義務づけられています。浦添市では、1999年(平成11年)に策定し、その後の社会情勢等の変化に対応するため、計2回の見直しを実施しています。

### 都市公園

「都市公園法」に定義されるもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を都市公園といいます。その他、国が設置する都市公園もあります。

### 都市緑化推進計画

計画的な都市緑化を推進し、緑豊かなうおいのある都市環境の形成を図ることを目的として、1985年(昭和60年)に建設省が地方公共団体に策定を要請しています。計画は主として、緑のマスタープランに定められる事項を勘案しつつ、公共施設施設の緑化、民有地の緑化、民有地における緑の保全を核としており、この実現方策としての都市緑化基金の運営、催事等の普及啓発活動、及び顕彰制度等を含め、総合的な都市緑化を推進するものです。これまでは基本理念に留まったものが多く、市町村計画については、緑の基本計画に発展移行し、より実効性のある計画とすることが重要となっています。

### 都市緑地保全法

都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、都市計画に緑地保全地区を定めること、又、市街地の良好な環境確保のための緑地協定についても定めている法律です。昭和6・7年の改正により、緑の基本計画、市民緑地などの制度の拡充が行われました。1973年(昭和48年)公布。

### 土地区画整理事業

道路・公園などの都市基盤が未整備な区域において、土地の交換分合(換地)によって、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、宅地の区画・形状を整える事業で、土地区画整理法に基づき施行されます。

### トレリス緑化

格子垣(柵)に蔓性の植物をはわせて緑化をすることです。

### は行

#### パーゴラ緑化

日照調節をするために設けられた柵状のものに、一般に蔓性の植物をからませたり、おおいをかけて緑化をしたりすること。日かげ棚、蔓棚ともいいます。

### パートナーシップ

共同・協力の意味。まちづくりにおいては、市民・事業者・行政がそれぞれ自立した主体として、それぞれが他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係のことです。

### バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁を取り去ることで、障がい者・高齢者にやさしい生活空間のあり方をいいます。具体的には、公園や公共施設等において車いすでも自由に移動できるように段差をなくすことなどです。

### ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のことです。等温線を描くと、温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれます。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染が原因となります。

### ビオトープ

単に植物があるだけの「緑」とは異なり、特定の生物群集が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間のことです。または、自然の生態系に接することができる場として装備された空間のことです。また、こうした野生生物の生息・生育や移動に必要な空間を都市内に計画的・系統的に組み入れて、人々と他生物が共存できる良好な都市環境の形成を図っていく計画をビオトープネットワーク計画といいます。

### ビスタポイント

ビスタとは、一般的に「通景」とか「見通し線」などと言われ、ある地点から見通すことができるように、意図的に計画された眺望を言います。ビスタポイントは、眺望地点のことです。

### PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセス

のことを言います。

### 風致地区

都市の風致(丘陵・樹林・水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然環境のこ)を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都市計画に定める地域地区のことです。当該地区内での建築物の建築など一定の行為については、許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令および条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされます。

### プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、自由な発想で楽しみ、子供がいきいきと遊べる公園空間です。

### 壁面緑化

つたで建物外壁を覆ったりベランダ等にフラワーポットや花壇等を設置したりして外部から見える「みどり」を生み出す手法です。

### ポケットパーク

都市環境の改善に役立てるため、商業地や住宅地の一角を利用して造られるポケット程の小さな公園のことです。人々の憩いの場、街角の景観ポイントとなります。

### ま行

#### みどり

計画の中での「みどり」の定義として、土、植物、生き物、水など自然的環境を構成する要素のある空間全てを扱います。例えば、公園や広場、学校の植栽地やグラウンド、御嶽や拝所、井泉等の歴史的文化的な空間、河川の水面を含む水辺や海辺などです。

### 緑の基本計画

1994年(平成6年)の都市緑地保全法の改正に基づき、市町村が策定主体となり、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項などを定めた、当該市町村における緑に関する総合的な計画です。住民参加による取り組みや計画の公表が義務づけられています。

### 緑の政策大綱

緑豊かな生活環境の形成を目指して、緑の保全、創出、活用に関わる所管施策を、21世紀初頭まで具体的な目標と実現方針を建設省所轄事業についてとりまとめたものです。道路・河川・公園等の緑の公的空間量と所管の公共施設等の高木本数を3倍にし、市街地における緑地の占める割合を3割以上確保することを目的としています。

### や行

#### 屋敷林

主として独立して存在する農家等の屋敷の周りを囲む樹林です。防風、防火等の機能があるほか、その地域独特の風景をつくり出しています。



浦添市緑の基本計画 改定版

## ティーダヌファみどり計画

～ひと・みどり・時をつなげる ふるさとの風景づくり～

浦添市都市建設部美らまち推進課

Tel : 098-876-1234